

化学製品P L相談センター  
平成23年度活動報告書

平成24年6月



# 化学製品PL相談センターのご案内

## 相談内容

化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせ、照会など

※ 一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。

※ 特定の製品の成分組成、安全性、使用方法等に関するご質問については、当センターではお答えしかねますので、各メーカー等にお問い合わせ願います。

※ 当センターでは特定の製品、企業等の紹介(推薦)は行っておりません。

※ 当センターは臭いに関する専門的知見は持ち合わせておりません。

臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけ(当センターでは現場訪問は行っておりません)では臭いの原因、対策等についてお答えしかねます。

※ 当センターでは分析等は行っておりません。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))が掲載されていますので、ご利用ください。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

※ 特定の企業・製品等に関するコンサルタント業務は行っておりません。

## 相談対象者

どなたでも利用できます。

消費者、消費者団体、消費生活センター、行政、製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合、個人営業者、農業・漁業従事者、マスコミ、教員、学生など

## 相談対象製品

化学製品(食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のPLセンターがあります。)

- ・ 日常生活用品  
洗剤・洗淨剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、  
芳香剤・消臭剤、接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、  
食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など
- ・ 企業間で取引される中間原料、汎用化学品  
化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など

## 相談費用

無料

## 受付方法

電話、FAX、手紙、来訪など(インターネットでの相談は受付けていません。)

相談受付時間は午前9:30~午後4:00(土日祝日を除く)です。

※ ご来訪の折は事前にご一報いただければ幸いです。

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7F

「茅場町駅」(東西線・日比谷線)3番出口より徒歩約3分、6番出口より徒歩約4分

「八丁堀駅」(日比谷線)A4出口、(JR京葉線)B2番出口より、それぞれ徒歩約8分

「水天宮前駅」(半蔵門線)2番出口より徒歩約8分

電話: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604 消費者専用フリーダイヤル: 0120-886-931

## 情報公開

相談内容と対応結果は、当事者が特定できないよう十分に配慮した上で、月次報告『アクティビティノート』(ホームページ)や年次報告書(冊子)等で公開させていただきます。

## 目 次

巻頭言「化学製品 PL 相談センターの活躍に期待して」 増田悦子	1
1. 平成 23 年度の活動の概要	3
2. 平成 23 年度の受付相談の特徴	
(1) 総受付件数	4
(2) 相談者別の比較	5
(3) 相談内容別の比較	7
(4) 事故内容別の比較	9
(5) 商品群別の比較	10
(6) 相談処理状況	11
(7) 平成 23 年度のクレーム関連トピックス	12
(8) 活動の所感	12
3. 資料集	
3. 1 平成 23 年度の受付相談の具体的内容（目次）	13
(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」	14
(2) 「一般相談等」	56
3. 2 相談受付件数の推移等	
(1) 相談者別受付件数の推移	82
(2) 相談内容別受付件数の推移	83
(3) 平成 23 年度 月別相談受付件数（相談者別）	84
(4) 平成 23 年度 月別相談受付件数（相談内容別）	84
3. 3 平成 23 年度のおもな対外活動	85
3. 4 名簿	86
(1) 運営協議会	
(2) サポートイングスタッフ	
(3) 事務局	

3. 5 特集「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」	
・消石灰（水酸化カルシウム）の眼に対する危険性について……………	87
・平成23年度の事例から、「製品の注意表示」を振り返る……………	88
3. 6 世界化学年2011 特集	
(1) “Chemistry—our life, our future” ……………	90
(2) キュリー夫人とノーベル賞……………	91
(3) 日本人初の女性科学者……………	92
(4) 日米の架け橋となった化学者（前編）……………	93
(5) 日米の架け橋となった化学者（後編）……………	94
(6) 世界で初めてビタミンを発見した化学者……………	95
(7) 日本の近代薬学の開祖である化学者……………	96
(8) 第5の味「うま味」成分を発見した化学者……………	97
(9) ウルシの主成分を明らかにした化学者……………	98
(10) ユークス炉からの副産物で肥料を生産……………	99
(11) 日本で初めてカーバイドの製造に成功……………	100
(12) 日本の人絹工学のパイオニア……………	101
3. 7 おもな製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関……………	102

裏表紙「お知らせ」

- ・ インターネットホームページの紹介
- ・ 化学製品PL相談センターニュースメール

## 化学製品PL相談センターの活躍に期待して

化学製品PL相談センター 運営協議会委員  
公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事 増田悦子

### 1 製品の安全性に関する相談について

消費生活センターには、さまざまな相談が寄せられます。多くは経済的な被害ですが、製品事故など直接命に関わる相談もあります。消費生活センターでは、悪質商法についてのアンテナを張り巡らすだけでなく、製品事故の予兆や情報を、被害が広がる前にキャッチして消費者庁に通知することも大きな目的の一つです。

この数年、消費生活相談の現場で感じることは、製品事故や製品の安全性に関する相談の背景には、

- ① 高度な機能や新しい機能の製品が次々と提供されているため、製品について消費者の知識が不足している。
- ② 取扱説明書を読まずに、思い込み、無意識で使用する。
- ③ 「便利な使い方」などの情報がインターネット等で紹介され、メーカーの意図しない使い方をする。
- ④ 価格競争により安全のために十分なコストをかけないため、部品不良などによる事故がおこる。
- ⑤ 製品の安全性を重視するあまり使い勝手が悪くなり、消費者が改造したり、反対に安全装置機能を過信したり、危険性を軽視する傾向がある。
- ⑥ 異常が起こっても「おかしい」という感覚が働かない。
- ⑦ 相次いだ不祥事による事業者への不審と消費者の権利意識が高まり、苦情として表面化している。などがあるように思います。

反面、多くの消費生活相談員にとって、製品事故相談には苦手意識があります。高機能の製品が次々と発売されていることから、知識が十分ではないこと、実際に製品の知識がないために聞き取りが十分にできないこと、消費生活センターとして被害回復が難しいことが多く、どこまで対応ができるかわからないことなどが原因でしょう。

さらに、製品事故相談を受け付ける時には、予断を持たないこと、事故の状況を十分に説明できない相談者も多いため誤使用と判断して重大事故を見過ごさないこと、専門家と連携すること、重大事故の場合はただちに消費者庁へ通報することなど、一般の消費生活相談以上に注意が必要です。

消費生活相談の目的や役割を果たすために、消費生活相談員は日々研鑽していかなくてはなりません。

## 2 化学製品PL相談センターとの連携

このような状況の中、化学製品PL相談センターは、消費者のみならず消費生活相談員にとって大きな拠り所となっています。

製品に疑問があっても、本当のことを教えてくれるかわからない、誠実に対応してくれるだろうか、自分の考えはおかしくはないかなど不安感が先立ち、消費者はメーカーに直接尋ねることに躊躇があります。そのため、消費生活センターにまずは問い合わせたり、苦情を申し出たりします。消費生活センターで、考え方はおかしくない、メーカーに申し出ることによって解決の可能性があるなどと説明することで安心することが多いように感じます。化学製品PL相談センターへは、同様に中立の立場にいるという信頼と、より専門性の高い対応を期待しています。消費生活相談員にとっては、製品の特性や問題の整理、考え方などを教えていただくことで、トラブル解決の方向性が見えてくる場合があります。過去の報告書を読むと、消費生活相談員の化学製品PL相談センターの紹介の仕方が不適切なケースがあったことについて、申し訳なく残念に思いましたが、同時に、化学製品PL相談センターの役割を広く広報し、今後もより一層連携を強くしていく必要性を感じました。

## 3 消費者安全法の改正

重大な製品事故が原動力になり、平成21年9月に消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されました。消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行うことが、消費者庁関連三法案に対する附帯決議となっていたことを受けて、事故調査機関の在り方に関する検討会が重ねられてきました。現在、消費者安全法を改正して、消費者安全調査委員会（仮称）の設置が予定されています。そこでは、自ら調査する、他機関の調査等の結果の評価をする、被害者に情報提供する、調査等の委託をする、そして、発生・拡大防止のための提言を行うことになるようです。

また、商品・役務による危害事故と財産被害を「消費者事故等」とし、そのうちの生命・身体に関するものだけを「重大事故等」として区別していましたが、財産被害も含めることとなります。

## 4 最後に

発生してしまった製品事故の究明や情報提供は大変重要なことですが、製品事故を発生させないためには、今や消費者教育、消費者啓発が何より重要です。

消費者は取扱説明書を十分に理解して誤使用を回避する、安全で妥当な価格の商品を手に入れるには、相応の負担と商品知識を自ら得る努力が必要だと考えられます。メーカーのこれまで以上の対策を期待するとともに、私たち消費生活相談員は、今後も化学製品PL相談センターと連携して、役割を果たしていきたいと思っています。ご活躍を期待するとともに、今後ともよろしく願いいたします。

## ◇ 活動の概要

### ◇ 化学製品PL相談センター

平成6年7月1日に日本で製造物責任(PL)法が制定され、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それにともなう具体的な取組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、PL事故だけでなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応じる機関として、平成7年6月に(社)日本化学工業協会(平成23年4月1日より一般社団法人日本化学工業協会に移行)内の独立組織として当センターが設立され、化学製品に関する相談対応や情報提供、関係団体との交流などの活動を行っています。

### ◇ 相談対応

平成23年度に当センターが受け付けた相談の総件数は185件で、22年度より約17%減少しました。全体の約8割を占める消費者側からの相談(消費生活センター経由の相談を含む)のうち、半数近くは一般的な問い合わせで、例年、化学物質・化学製品等の安全性に関する問い合わせが多く寄せられています。(受付相談の具体的内容についてはP.12からの資料集をご参照ください。)

### ◇ 情報提供

当センターのホームページ(<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)では、毎月の受付相談事例および対応内容をまとめた『アクティビティーノート』を公開しています。業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いて情報提供することにより、化学製品による事故の未然防止・再発防止に努めています。また、ニュースメールメンバーにご登録いただいた方には、『アクティビティーノート』など、当センターの最新情報を随時メールにてお知らせしています。(メンバー登録の方法については「お知らせ」(裏表紙)をご参照ください。)

### ◇ 関係機関との交流

各地の消費生活センターからの相談、あるいは消費生活センターから紹介されたという消費者から寄せられる相談が多いことから、消費生活センター等との連携に努めています。平成23年度も、消費者行政担当部門等の関係省庁、他業界のPLセンター、当センターに寄せられた製品事故に関わる商品の業界団体等と、適宜情報交換を行いました。



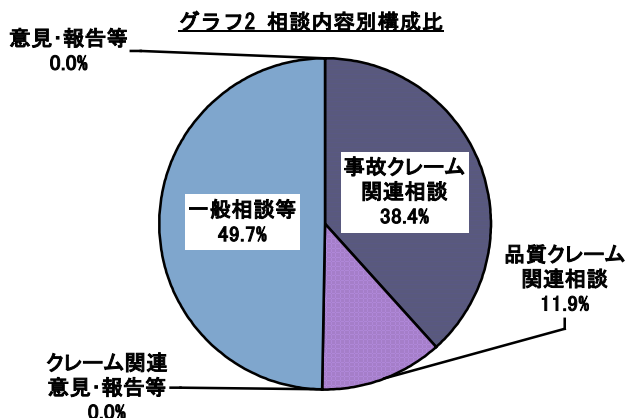
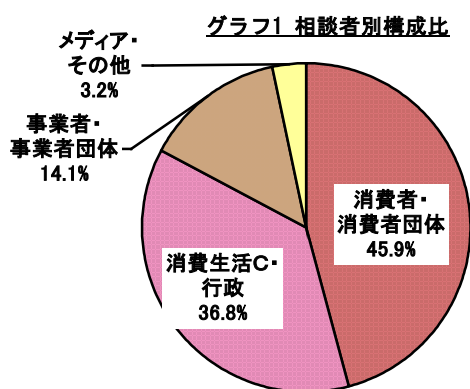
## ◇ 平成23年度受付相談の特徴

### (1) 総受付件数:前年度より約17%減少。

平成23年度(平成23年4月～平成24年3月)における相談等の受付状況は、表1の通りです。総受付件数は185件(月平均15.4件)で、22年度(222件)よりも約17%減少しました。当センター設立後しばらくは「事業者・事業者団体」からPL法の解釈・PL対応などに関する相談も多く寄せられ、年間の総受付件数が1,000件を超えた年もありましたが、その後は年々減少傾向にあります。各企業においてPL対応・消費者対応の体制が整備・充実されたことや、インターネットを利用した情報提供・情報収集が進展したことなどによって、当センターへの相談件数が減少してきたものと推察されます。

表1 平成23年度 相談受付状況(総実働日数 240日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	40	6	0	39	0	85	45.9%
消費生活C・ 行政	28	14	0	26	0	68	36.8%
事業者・ 事業者団体	3	2	0	21	0	26	14.1%
メディア・ その他	0	0	0	6	0	6	3.2%
合計	71	22	0	92	0	185	
構成比	38.4%	11.9%	0.0%	49.7%	0.0%		100%



#### 相談者区分

消費者・消費者団体	一般消費者、消費者団体
事業者・事業者団体	製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合(財団法人・社団法人を含む)、個人営業者など専ら製造物を扱う法人・個人、農業・漁業従事者など
消費生活C・行政	消費生活センター、国民生活センター、消費生活センターを管掌する自治体の消費者行政部門、経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・消費者庁などの消費者行政担当部門および関係機関
メディア・その他	マスコミ、雑誌、プレス(業界紙)、弁護士、コンサルタント、民間ADR、検査機関、医療機関、保健所、水道局、消防局、教育機関、図書館、保険会社など直接製造物を取り扱わない法人・個人

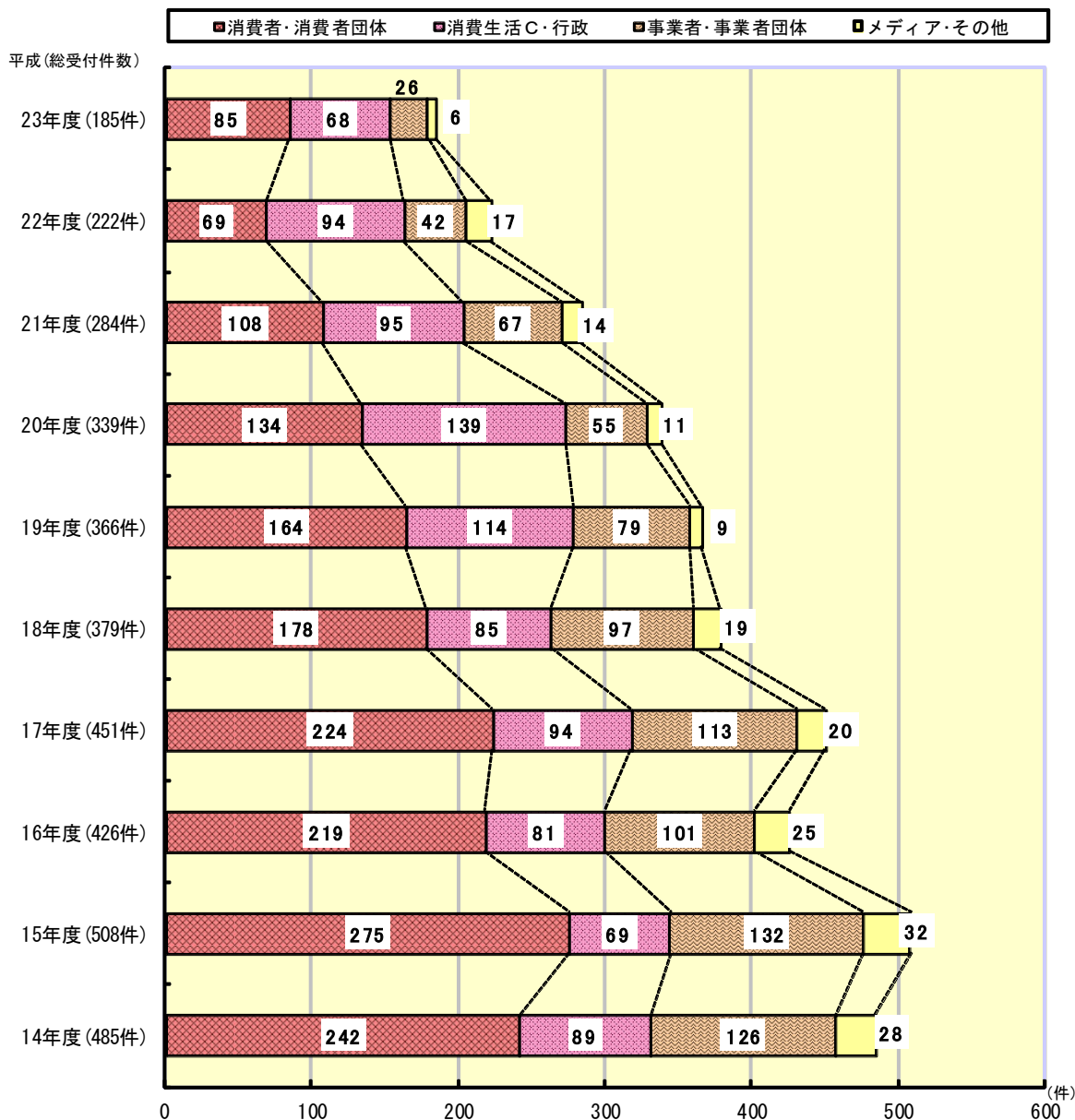
#### 相談内容区分(改訂 平成15年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

(2) 相談者別の比較: 消費者側からの相談が全体の8割以上。

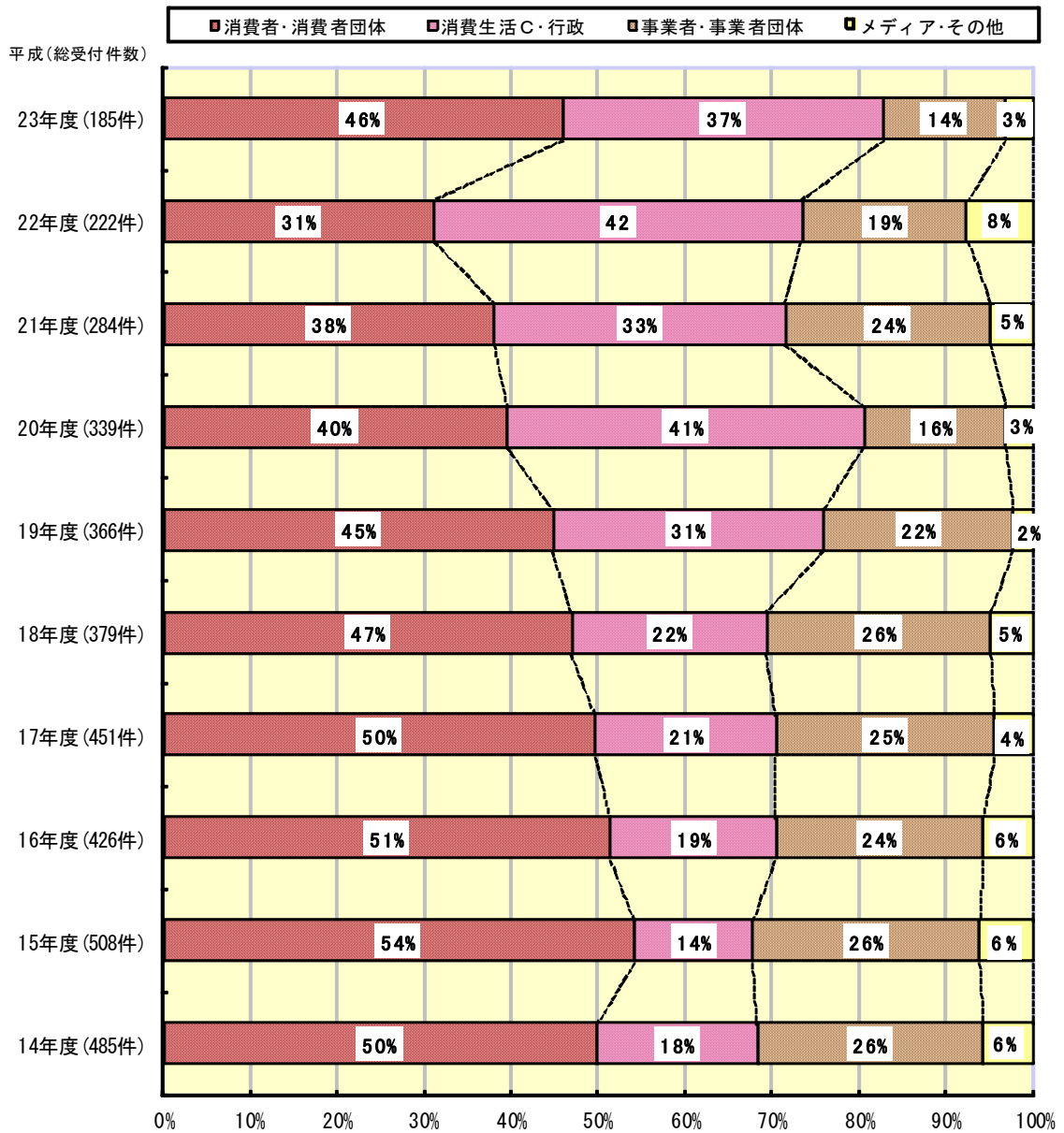
相談者別では、「消費者・消費者団体」からの相談が85件で、そのなかには消費生活センターや行政機関から紹介されたという人も少なからず含まれています。また、「消費生活C・行政」からの相談は68件で、これらを合わせると、おもに消費者側からの相談が全体の8割以上を占めています。「事業者・事業者団体」からの相談は26件で、22年度の42件と比較すると約38%減少しました。

グラフ3 相談者別受付件数の推移



※ 平成13年度以前の受付件数についてはP. 81の表をご参照ください。

グラフ 4 相談者別受付構成比の推移

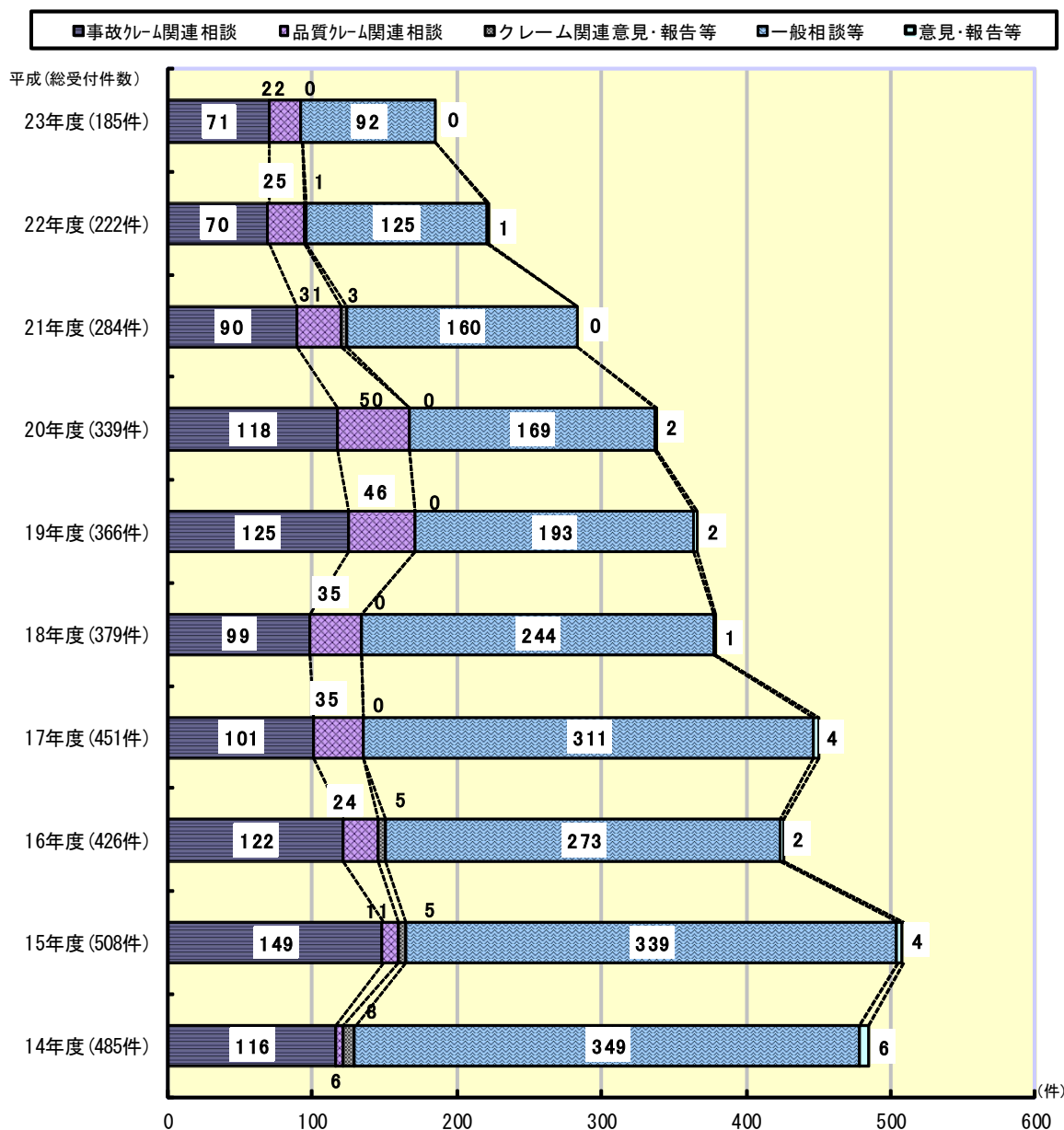


(3) 相談内容別の比較:相談件数減少の要因は一般相談等の減少。

相談内容別では、「一般相談等」が92件で、クレーム関連相談は「事故クレーム関連相談」が71件、「品質クレーム関連相談」が22件で、合計93件と初めて一般相談等を上回りました。総件数に占める割合は事故クレーム関連相談が増加し、一般相談等が減少しました。

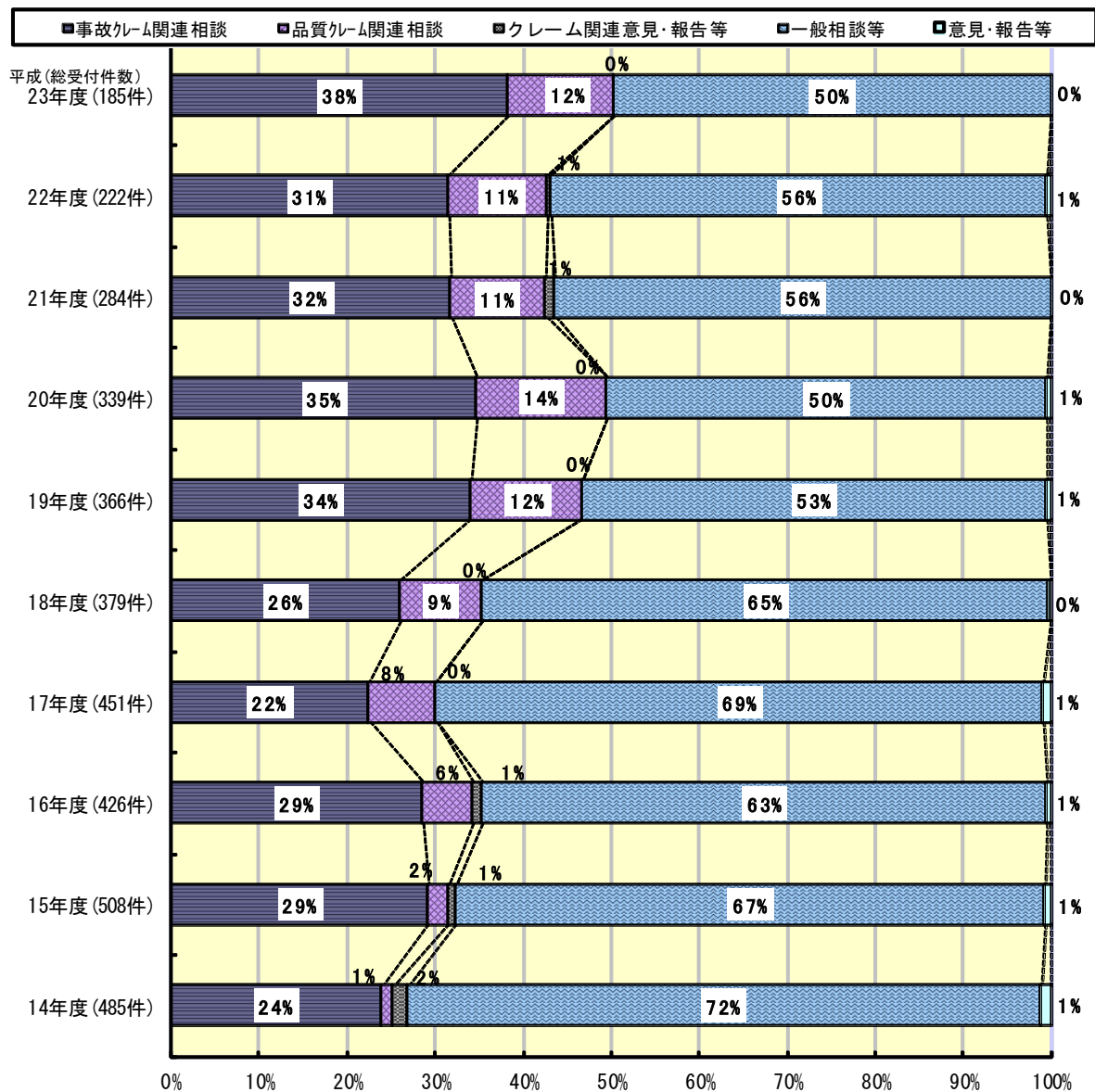
過去からの相談件数が大きく減少している要因は、一般相談等の減少幅が大きく、クレーム関連相談の減少幅は小さい状況です。

グラフ5 相談内容別受付件数の推移



※ 平成13年度以前の受付件数についてはP.82の表をご参照ください。

グラフ 6 相談内容別受付構成比の推移



(4) 事故内容別の比較:財産被害の増加が目立った。

事故内容別では、例年同様に体調不良をうったえるクレームが最も多かったが、昨年に比べると大きく減少し、身体被害よりも財産被害の増加が目立ちました。財産被害の項目全てで増加しており、最近のペットブームを反映し、鳥や魚が死んでしまったという事故や、塗装剤（艶出しや塗料）による材質変化等の品質・性能に対するクレームも寄せられています。

臭いに対するクレームも相変わらず多いのですが、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあるため、相談者の家族、周囲の人などは特に体の異常をうたえていないというケースもありました。また、身体被害で特に目立ったのは、化粧石けんによる小麦アレルギー発症に関する申し出でした。他に肥料用消石灰による失明事故（P86参照）や、冷却スプレーの引火による火傷のような痛ましい事故の申し出も寄せられました。

表2 事故内容別クレーム件数

		平成23年度 ( )内は前年との差		平成22年度		平成21年度	
身体被害	死亡	0 (±0)	46 (-5)	0	51	1	68
	体調不良	22 (-16)		38		35	
	皮膚障害	14 (+4)		10		23	
	眼	5 (+3)		2		4	
	腹痛	0 (±0)		0		0	
	火傷	1 (±0)		1		0	
	頭髪	3 (+3)		0		1	
	開放創	1 (+1)		0		4	
財産被害	家財	16 (+1)	31 (+11)	15	20	12	25
	自動車	4 (+1)		3		1	
	衣類	3 (+2)		1		4	
	動植物	3 (+3)		0		4	
	身の回り品	5 (+4)		1		4	
拡大被害なし (品質・性能)		16 (-9)		25		31	
合 計		93 (-3)		96		124	

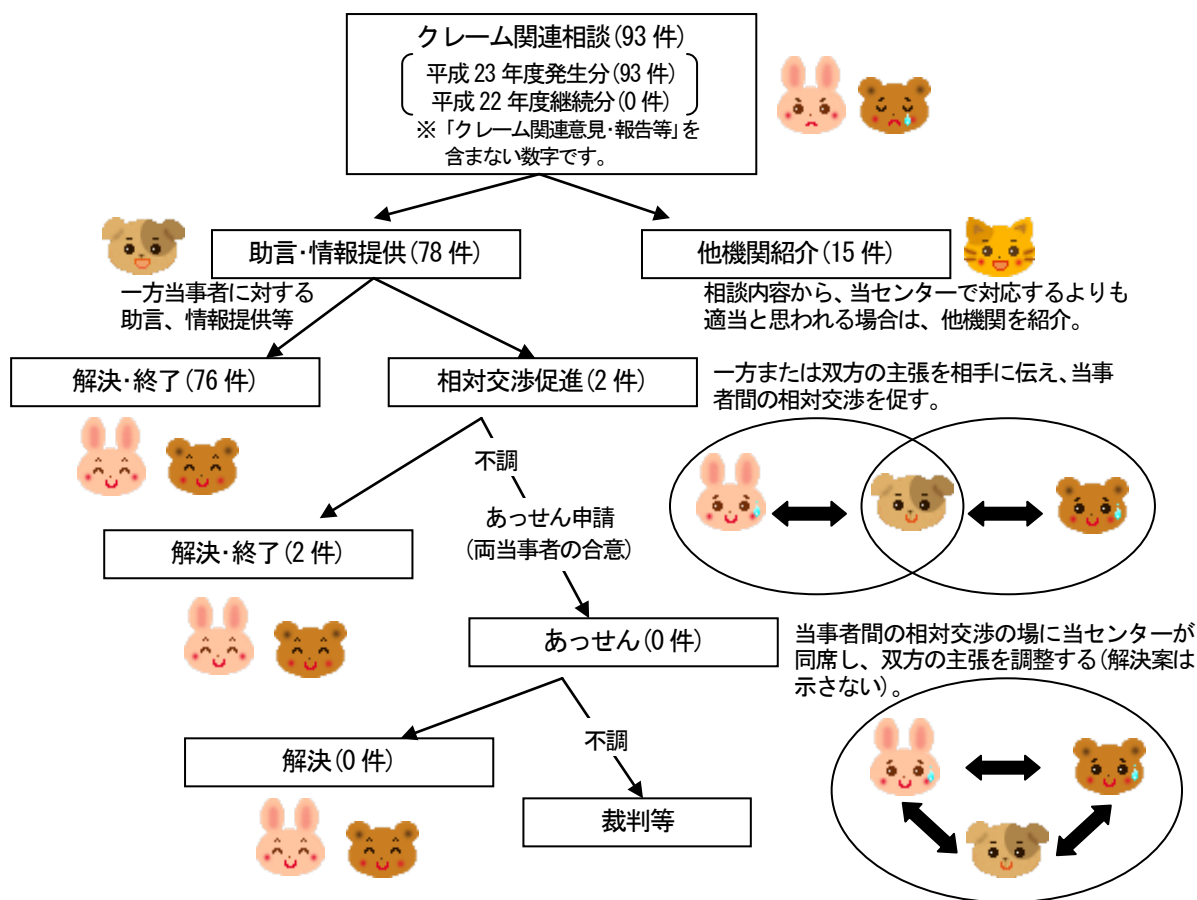


(6) 相談処理状況:多くは助言、説明で解決。

「事故クレーム関連相談」71件、「品質クレーム関連相談」22件の合計93件が、平成23年度に当センターが対応したクレーム関連相談です。

最終決着内容の把握に極力努めていますが、相談者が匿名を希望された場合、こちらから連絡することはできません。そのようなときは、当センターからの説明、助言(問題点整理)等で問題が解決しなかった際には再度ご連絡いただくようお願いしていますが、ほとんどの場合その後ご連絡がないため、解決したものとして処理(終了)しています。

図1 平成23年度クレーム関連相談の処理状況





## (7) 平成23年度のクレーム関連トピックス

- 消石灰による失明事故
  - ・製品分類 = 肥料 <消石灰を顔に被って失明> P.53
  - 国民生活センターや農林水産省が関連情報を発表し、農林水産省は業界に注意表示の表記通達をしました。
- 補修用塗料で凍傷
  - ・製品分類 = オートケミカル <エアゾール式補修用塗料を使用して凍傷> P.27
  - 東京都生活文化局の情報によると、皮膚温-4℃で凍傷が生じるとのことです。
- 冷却スプレーで火傷
  - ・製品分類 = その他生活用品 <身体に使う冷却スプレーの引火により火傷> P.24
  - 大変危険な目的外使用でした。製品には「火気と高温に注意」との注意表示がありました。
- 化粧石けんによる皮膚障害
  - ・製品分類 = 化粧品 <化粧石けんでアレルギー症状>など4件 P.19
  - 小麦加水分解物を含有する「旧茶のしずく石鹸」によるものと思われました。
- 化学物質過敏症を発症
  - ・製品分類 = 塗料 <外壁塗装工事の影響で体調不良に> P.34
- 製品の注意表示に関わるトラブル
  - ・パッケージの注意表示を確認しないまま捨ててしまった事例 3件 P.14 P.26 P.27
  - ・後で製品表示を見ると、“使用できない”などとなっていた事例 3件 P.14 P.14 P.53
  - ・当初から製品に注意表示がなかったと思われる事例 1件 P.50
  - ・目的外の使用をしてしまった事例 1件 P.24
  - ・適さない場合があるので、目立たないところで試してくださいという事例 2件 P.34 P.35
  - ・ケミカルクラックに関する説明がなかった事例 2件 P.35 P.36
  - ・凍傷に関する危険表示がなかった事例 1件 P.27
- 製造物責任(PL)法に関わるトラブル
  - ・製品分類 = 洗剤・洗浄剤 <液体洗剤の計量キャップ締め不良による液漏れ> P17
  - ・製品分類 = プラスチック製品 <販売先で液漏れした容器の製造物責任> P.44
  - PL法の考え方についての相談が寄せられました。
- 新しいタイプの商品のトラブル
  - ・製品分類 = その他生活用品 <冷感スカーフによる皮膚障害> P.25
  - 製品に防腐剤が使用されているかどうかという相談でした。

## (8) 活動の所感

消費者からの相談で、消費生活センターから紹介された方が多く見られ、当センターと消費生活センターの関わりが大きいことを感じます。当センターでは、消費生活センターと情報を共有化しながら、バックアップすることを心がけています。消費生活センターが、相談者の情報をきちんと把握した上で当センターに相談し、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)へ入力をしていただくことで、情報は行政内に蓄積されますので、活用度合いは大きいと言えます。これからも、消費生活センターとの連携を今まで以上に密にしていきたいと思っています。

一方、表示に関するトラブルが増加しています。相談の中には、製品の表示を読まずに痛ましい事故を起こすケースが見受けられます。使用方法や注意表示をよく読んで使用することは使用者の義務であり、自分の身を守るためにも必要になっています。製品に表示された使用方法や注意表示を守らなかった場合は、使用者の責任が問われる場合もあります。最近の注意表示には、GHS(化学品の危険有害性に関する国際的な危険有害性分類基準と表示方法に関するシステム)や業界統一の、一目で分かる絵やマークでの見易い表示も普及してきています。しかし、まだまだ使用者の立場に立って書かれたとは思えないものも見られます。事故を起こさないためには、注意表示を読む、読んで分からなければ問い合わせるというように、使用する側は読む努力を、製造する側は、読み易い分かり易い表示の努力をすることで、事故を減らしていくことが大切です。

◇ 資料集

3. 1 平成23年度の受付相談の具体的内容

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」

※ 相談の多い順に掲載しています。

1) 洗剤・洗浄剤	14	18) 防蟻剤	46
2) 化粧品	19	19) 入浴剤	47
3) 繊維製品	21	20) 不明	48
4) その他生活用品	23	21) エステティックサービス等	49
5) オートケミカル	26	22) カビ取り剤	49
6) 建材	29	23) ゴム製品	50
7) 染毛剤	32	24) ドライクリーニング	50
8) 塗料	33	25) ワックス	51
9) 住宅設備	35	26) 医薬品	51
10) 家具	37	27) 家電製品	52
11) 柔軟剤	38	28) 抗菌剤	52
12) 除湿剤	39	29) 接着剤・粘着剤	53
13) 防虫剤	41	30) 動物用薬剤	53
14) 食品・飲料	42	31) 肥料	53
15) プラスチック製品	43	32) 漂白剤	54
16) その他	44	33) ヘアケア品	55
17) パーマ液	45		

(2) 「一般相談等」

1) 住宅全般	56	7) 化学物質(安全管理)	71
2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等	57	8) 化学製品等の表示	71
3) 洗剤・洗浄剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等	60	9) 製造物責任(PL)法等	74
4) プラスチック製食品用器具・容器包装	63	10) 照会	75
5) その他の化学製品、化学物質等	65	11) その他	78
6) 化粧品等	70		

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」—93件—

1) 洗剤・洗浄剤—12件

家庭用の合成洗剤(研磨材を含むものおよび化粧品は除く)、洗濯用または台所用の石けん、住宅用または家具用の洗浄剤(研磨材を含むものは除く)については、家庭用品品質表示法によって、品名、成分、液性(“酸性”、“アルカリ性”など)、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられていますので、使用する前に製品表示を確認しましょう。

1. <住宅用洗浄剤によるアルミ板の変色> 「住宅用洗浄剤(ハンドスプレー式)を使用し、使用後キッチン脇の家具の上に置いておいたら、ノズルから液が漏れ、下のアルミの天板が変色してしまった。洗浄剤のメーカーに『この変色を何とか直す方法はないか』と問い合わせたが、『ノズルからは漏れることはある、アルミのことは表示に書いてある』と言うだけで、『これ以上は弁護士を通して言って欲しい』と言われた、どうしたらよいか」との相談が入った。製造物責任(PL)法でメーカーの責任を問うことはできるだろうか。なお、製品には“水酸化ナトリウム0.18%溶液と同等の液性アルカリ性”と表示されており、注意表示として、使用できない物の中にアルミも入っている。〈消費生活C〉  
⇒PL法では、製造物の欠陥によって被害を受けたこと(因果関係)を被害者が明らかにする必要があります。メーカーの回答や注意表示から判断されてはいかがでしょうか。
2. <ポット用洗浄剤の表示に関するメーカーへの申し出> 100円ショップで購入したポット用洗浄剤を使用して電気ポットを洗浄中、ポットから水があふれ、すぐ近くに置いてあったパソコンが故障した。表示をよく読んで使用しなかった自分が悪いのだが、このような表記だと他の人も間違っ使用う可能性があるのではないかと思う。このような意見をメーカーに申し出てもよいものか迷い、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉  
⇒今のお話だけではその洗浄剤の表示について具体的にどの点が誤解を招くと思われたのかが分かりませんが、メーカーに意見として申し出ることには問題ないと思います。
3. <住宅用洗剤によるドアのシミ残り> 亡くなった母が30年程使っていた台所などを大掃除した。台所のドアの内側が黒っぽくなっていたので、2週間程前、△△社の住宅・家具用合成洗剤〇〇を直接かけて拭き取った。ドアの内側の下部は問題なくきれいになったが、上部はシミが残って白っぽくなってしまった。△△社の相談窓口で苦情を申し出ると、「カメラを送るので、撮って送って欲しい」と言われたが、写真で分かるとは思えない。自分としては、現物を見に来て

もらって、元の状態に戻すための適切な方法教えてもらいたい。どうしたらよいだろうか。なお、〇〇を使用した後に製品表示を見ると、使い方には、“ドアなどは、シミや故障の原因となるので、直接スプレーするのは避け、布等にスプレーして拭き取る。冷蔵庫の外側などは、直接スプレーして乾いた布等で拭き取る”となっていた。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒一般に製品の使い方表示や注意表示などを守らなかった場合には、そのことによって生じた被害についてメーカーの責任を問うことは難しいと思われます。まずは、メーカーから送られるカメラで撮って、情報提供され、メーカーの見解を求めてみては如何でしょうか。

4. <風呂水の清浄剤によるゴム栓劣化事例照会> 「2年程前に購入した浴槽で、使用済みの風呂水の清浄剤を2日に1度使用している。1年前に浴槽のゴム栓にヒビが入り交換したのに、今度はゴム栓と、排水口のパッキンも劣化していた。浴槽メーカーに問い合わせると『同様の申し出が他にもあり、共通しているのが風呂水の清浄剤を使っているケースだ』とのことだった。清浄剤の注意表示には、使えないものとしてゴム栓の表示はないが、使用上の注意には“直接本品が接触すると浴槽のゴム栓等の表面がもろくなることがあるので、本品投入2～3分後に栓の近くの湯を軽く掻き回す”となっている。しかし、指示通りにしているのにゴム栓が劣化したことを清浄剤メーカーに問い合わせると、『今までにそのような申し出はない』との回答だった」との相談をうけている。相談者と清浄剤メーカーの見解が対立しているので、独立行政法人国民生活センターでのテストを検討しているが、化学製品PL相談センターにはそのような事例がないか教えて欲しい。〈消費生活C〉

⇒当センターに寄せられた事例では同様な事例はありませんでした。必要であれば相談者に、清浄剤メーカーに納得できるような説明を求めよう、アドバイスされたら如何でしょうか。

5. <ハウスクリーニング後の臭気と体調不良> 「賃貸のワンルームマンションに居住している。2週間程前、キッチンの壁と天井のハウスクリーニングを専門業者に依頼して、立ち会った。その際は問題なかったが、翌日塩素系のような強い臭いが残っていて、頭痛や吐き気を催すようになった。母親に来てもらおうと、『臭う』と言っていた。4日後、内科で受診したところ、『自立神経失調症ではないか』と言われた。業者に苦情を申し出ると、拭き取りをやってくれたが、臭いは未だ残っている。症状も続いているので、臭いを除去する方法を調べて欲しい」という相談を受けている。化学製品PL相談センターで分かるか。〈消費生活C〉

⇒換気を続けることにより、改善されてはいくでしょうが、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差があります。クリーニング業者に再度相談されるよう、体調については、引き続き医師に相談するようお願いいたします。

6. <クリーナーにより変色したカーペットの補償> 「カーペットクリーナー(エアゾール式)を買って、1ヵ月程前、ウールのカーペット(6畳)に使ったところ、グリーン色のカーペットが白いまだら状になってしまった。メーカーに苦情を申し出ると『現物を送って欲しい』と言われたので直ぐ送ったところ、メーカーから『製品としては問題なかった』との回答があった。また、『ハウスクリーニングを手配する』と言われたので受け入れたが、クリーニングしてもらっても、白いまだらは取れなかった。メーカーに問い合わせると、『ハウスクリーニングから写真をもらい状況を聞いた。クリーニング事故賠償基準を参考にして、平均使用年数は10年とし、補償金として購入価格の8割を出したい』と言われた。補償とはこういうものなのか。メーカーからの説明がなく対応が悪い」という相談を受けている。カーペットの賠償基準について分かるか。

〈消費生活C〉

⇒当センターではカーペットの賠償基準は分かりかねますが、このような場合は、一般的にはクリーニング事故賠償基準を参考に行っているようです。まずは、カーペットに何が起きているのかという事実関係とその原因について、メーカーに納得できる説明を求めてみるようお話しされては如何でしょうか。また、メーカーが「補償する」という意味が、何らかの責任を認めたものなのかどうかを確認する必要があるでしょう。

7. <夫の皮膚障害と洗濯用洗剤の関係> 1週間程前に、夫が上半身のかゆみをうったえ、体を調べたところ紅斑が生じていた。洗濯に使用する洗剤を替えたばかりだったので、それが原因ではないかと思うが、自分は特に体に異常はない。使用した洗剤は、スーパーマーケット△△のプライベートブランドの粉末合成洗剤〇〇で、△△社に申し出たところ「返品に応じる」と言われた。しかし、返品する前に、〇〇の成分に問題がないかを検査してもらおうと思って消費生活センターに連絡したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。なお、夫の症状は現在も続いており、これから皮膚科を受診させる予定である。〈消費者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。消費者被害の未然防止・再発防止等のために必要と判断された場合には、行政機関や独立行政法人による試験・分析が行われる場合がありますが、それ以外の場合は、やはり個人的に検査機関等に依頼して検査(費用は依頼者本人が負担)することになるでしょう。まずは〇〇の成分が分かるものを持参して皮膚科を受診し、症状の原因について見解を尋ねてみてはいかがでしょうか。(なお、化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がなくても個人の体質などによって合わない場合もあります。)

8. <異なるメーカーの洗剤と柔軟剤を使った際の臭い> 20年以上前にオーダーして作った2間幅用のカーテンを、A社の柔軟剤入り洗剤とB社の柔軟剤を一緒に使い洗濯したところ、思ってもみない臭いになってしまった。たまたま客が来た際に嗅いでもらおうと、「変な臭いだ」と言われた。臭いを取る方法についてA社に問い合わせると「繰り返し洗濯してみてください」と言

われたので、別の洗剤で再度洗濯してみたが、未だ臭いが取れない。洗濯以外でこの臭いを取る方法はないだろうか。なお、このカーテンの材質は分からない。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは分かりかねます。やはりメーカーが勧めるように、もう少し洗濯を繰り返されてはいかがでしょうか。

9. <液体洗剤の計量キャップ締め不良による液漏れ> 10日程前の夜、A社が販売している液体洗濯用洗剤〇〇(1kg入)を購入し、レジ袋に入れたまま自室で横置きにしていた。この製品は初めてではなく、これまで使っていたものだ。翌朝、同洗剤の1/3程が液漏れて、カーペット(2m×2m)やレザーバッグが濡れていることに気付いた。洗剤の容器を調べると、先端の計量キャップが斜めにずれていたため、写真撮影しておいた。また、容器を横にするとわずかに洩れることが分かった。カーペットに水をかけて拭き取るなど数時間かけて作業したが、未だ漏れ跡を取り切れていない。高価なレザーバッグは使い物にならなくなった。メーカーの相談窓口へ苦情を申し入れ、何らかの補償を求めると、お客様相談室員が2名来た。メーカーの担当者は漏れた現場を確認し、計量キャップがずれていることを認めた。現物を検査するため持ち帰りを求めてきたので了解した。1週間後にメーカーの相談窓口から連絡があり、「工場では、『容器に異常があることは考えられない』と言っているため、補償などは対応できない」との回答だった。自分は何もしていないのに、この対応では納得できない。製造物責任(PL)法があることは知っているが、PL法の考え方を知りたい。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合に、過失の有無にかかわらず、製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。この法律に基づいて損害賠償を受けるには、被害者が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたことの実事を明らかにすることが原則です。なお、民法に基づく瑕疵担保責任等の要件を満たしていれば、販売業者のA社に対して損害賠償を請求できる可能性があります。詳しくは弁護士に相談する必要がありますが、まずは自治体などが実施している法律の無料相談を受けてみてください。

10. <エアコンクリーニングによる体調不良> 1ヵ月程前に△△社にエアコンのクリーニングをしてもらった。その後、咽喉が痛くなり、せき込んだり、目が痛くなり涙が出たり、皮膚がひりつくようになった。クリーニングの際に強力なカビ取り剤や洗浄剤を使用し高圧洗浄したので、部屋中にそういうものが残留しているのが原因ではないかと思う。△△社に連絡したところ、「クリーニング剤の揮発成分は1ヵ月もすれば無くなっているため、揮発しない成分については家の中を水拭きするよう、拭き掃除する人を派遣する」と言われたが、拭いただけで本当に効果



があるものなのか。また、部屋の全てを拭くことができるとは思えない。薬剤やその成分を聞いて安全性を確認したが、「本社から安全なものしか使用していないと言われている」との返事しか返ってこない。薬剤メーカーに確認したら、MSDS（製品安全データシート）をくれた。薬剤の成分が検出されてそれが原因で体調が悪くなったと言えれば、何らかの補償を要求したい。使用した薬剤の成分は聞いてあるので、残留成分を検査して欲しい。保健所では「きちんとした検査はできない」と言われた。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。（消費者）

⇒当センターでは検査等は行っておりません。ご希望であれば、検査機関を紹介しますが、検査費用はご自身の負担となります。まずは△△社から提案のあった、人を派遣してもらい氷拭きすることをしては如何でしょうか。なお、補償を要求されるのであれば、薬剤の成分と体調不良の因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書)が必要と思われます。（なお、化学物質に対する感受性には個人差もあり、一概に補償要求が認められるとは限りません）

11. <効果がない外壁用洗剤> 「いつ頃購入したのかは覚えていないが、外壁などの汚れ除去剤（ハンドスプレー式）を未使用のままに保管していた。最近、コンクリートの汚れを除去するために使ってみたところ、効果がなかった。製品の連絡先に問い合わせようとしたが、連絡ができない状態だった。どうすればよいか」との相談を受けている。当センターでも連絡を試みたができなかった。化学製品PL相談センターで何かアドバイスすることがあるか。（消費生活C）

⇒特定の製品の性能等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。メーカーなどと連絡が取れないと対応は難しいでしょう。なお、一般的に、化学製品などの成分は時間の経過とともに、空気、紫外線、熱などさまざまな影響によって劣化・変質します。

12. <エアゾール式クリーナーの使用による小鳥の死> 「布・ビニルなどに幅広く使用できるというクリーナー(エアゾール製品)〇〇を1年半くらい前に購入し、3日前に開封してソファに使用した。それから1時間足らずのうちに、飼っていたジュウシマツ4羽がすべて死んでしまった。〇〇を使用した際、部屋(約10畳)の窓は閉めてあり、鳥かごはソファから3mくらい離れたところにあった。〇〇のメーカー△△に申し出たところ、『人体に問題はない』と言われ、小鳥に対する影響は聞かなかった。〇〇には動物についての注意が表示されていなかったが、表示すべきではないか」という相談を受けているが、どうしたらよいか。（消費生活C）

⇒今のお話だけでは、〇〇の成分、使用上の注意に関する表示、相談者が実際に使用した方法などが不明なため、ジュウシマツが死んだ原因は分かりかねますが、まずは〇〇の小鳥に対する影響等について△△社の見解を確認してみたいかがですか。

## 2) 化粧品-7件

化粧品等の肌に触れるものは、品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあります。使用中にかゆみや腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止して、早めに医師にご相談ください。また、今年度は、化粧石けんによる小麦アレルギーに関する問い合わせが増加しています。小麦加水分解物を含む化粧石けんを使った方が、小麦含有食品（うどん、パン等）を食べて運動をした際に、息ぐるしさやじんましんなどのアレルギー症状（運動誘発性アレルギー）を発症するなどの事例が医療機関から報告されました。メーカーは自社のホームページや新聞社告により、加水分解小麦末を含む製品を使わないようお願いすると共に、その商品は加水分解小麦末を含まない製品との交換又は返品を呼びかけています。また消費者庁はホームページにおいて、当該製品についての注意喚起を含め広く情報提供を行っています。

1. <化粧石けんでアナフィラキシー> △△社の化粧石けん〇〇を使用して、2度アナフィラキシー（急性アレルギー反応の一種）で救急入院された方と、メーカーの3者で話し合いを行っているので、化学製品PL相談センターに事例があれば参考にしたい。〈消費生活C〉  
⇒お問い合わせ先として、日本化粧品工業連合会PL相談室を紹介します。
2. <化粧石けんでアレルギー症状> 「10ヵ月程前に、△△社の化粧石けん〇〇を使っていて首筋がピリピリすることがあったが、翌朝には治まったので、そのまま使い続けた。しかし、1ヵ月程前に、頬が腫れたり全身に発疹のような症状が生じたりして、医師から『アレルギー症状』と診断された。どうしたらよいか」との相談を受けている。〇〇に関する情報が分かれば知りたい。〈消費生活C〉  
⇒今のお話だけでは相談者本人が具体的に何を希望しているのかが不明ですが、△△社のウェブサイトによると、平成22年12月7日以前に販売された〇〇について、「加水分解コムギ末(水解小麦末)に由来すると思われる小麦アレルギーとなり、その後、小麦含有食品(うどん、パンなど)を摂取して運動した際に息苦しきやじんましんなどのアレルギー症状(運動誘発性アレルギー)を起こしたと考えられる例があるとの報告が医療機関よりなされている」とのことで、当該製品の自主回収が行われています。
3. <化粧石けんで新聞記事と似た症状> 「△△社の化粧石けん〇〇によってアレルギー症状が出た」という新聞記事を見た。自分もともとアレルギーがあり、アレルギー科で治療を受けている。自分も、〇〇を使用して新聞記事に掲載されていたのと似た症状を経験したことがあるので、△△社に問い合わせたところ、「調査中なので因果関係はまだ分からない」と言われた。今後、金



銭的な補償をしてもらうにはどうしたらよいかについて、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒まずは△△社に要望を伝えてみてください。また、アレルギー科の担当医の見解も確認しておくといでしょう。(なお、相談の内容・趣旨にもよりますが、化粧品に関しては一般に、日本化粧品工業連合会 PL相談室の方が、より専門的な対応を期待できます。)

4. <化粧石けんで湿疹のような症状> △△社の化粧石けん〇〇を2年程前に2個購入して使い、2個目を今年から使い始めた。以前から湿疹のような症状が出ていたが、医師には診てもらっていなかった。△△社から〇〇の自主回収に関する葉書が送られてきたが、未だ対応していない。最近、「被害救済の弁護士ができた」という情報を新聞で知ったが、もっと具体的な情報を知りたい。化学製品PL相談センターは、自治体の消費生活相談窓口で紹介された。〈消費者〉

⇒お話だけでは最終的に何を希望されているのかが分かりませんが、化粧石けん〇〇に関する一般情報は、日本化粧品工業連合会 PL相談室にお問い合わせください。なお、湿疹のような症状を生じた場合には、皮膚科医などに受診されることをお勧めします。

5. <化粧石けんによる顔の湿疹の補償> 「3ヵ月程前、ドラッグストアで、娘がアトピー素因を持っていることを話して化粧石けんを探してもらったところ、△△社の製品〇〇を勧められたので購入した。娘がその化粧石けんを使い始めると、間もなく顔に湿疹のような症状を生じたので、使用を止めた。皮膚科に化粧石けんのことを話して診てもらうと、『化粧石けんが原因かも知れない』と言われた。△△社に苦情を申し出て補償を求めると、治療費を支払ってもらえることで、示談書を取り交わすことになったが、どこまで要求することができるか。なお、娘の症状は治まってきている」という相談を受けている。今後の対応のために、化学製品PL相談センターで何ができるのかを知りたい。〈消費生活C〉

⇒当センターは、化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせ、照会などを実施していますが、一方当事者の代理人として交渉にあたるということはありません。ご参考のために、当センターのウェブサイトをご覧ください。なお、相談の内容・趣旨にもよりますが、化粧品に関しては、日本化粧品工業連合会 PL相談室の方が、より専門的な対応を期待できます。

6. <化粧品のお試しセットで顔の腫れ> 3週間程前に、化粧品会社Aの直営店でお試しセットを使わせてもらったが、その日の夜から顔が腫れて、目が開かなくなりました。翌日、眼科と皮膚科に診てもらったところ、皮膚科で「化粧品の影響だ」と診断された。その後目は回復したが皮膚科では引き続き治療を受けている。A社に補償を求めると「健康保険適用の治療費と洗髪料とお見舞い金を支払う」と言われたが、自分が休業補償も要求したことで、A社ともめている。どこへ相談したらよいだろうか。〈消費者〉

⇒日本化粧品工業連合会・PL相談室（東日本）にご相談願います。

7. <松樹皮エキス配合の化粧品による体調不良> 3ヵ月程前から、朝、呼吸が20~30分間苦しくなる症状が続いていた。内科に診てもらったが、原因が分からなかった。症状が始まった3日程前から、テレビ通販で購入した“松樹皮エキス”を配合したという化粧品セット(洗顔石けん、化粧水、美容液など6品目)を使い始めたことを話してみると、「自分でこれが原因ではないかと思うなら使わない方がいい」と言われた。2週間程前に、思い切ってこれらの化粧品の使用を止めて、以前使っていた化粧品に戻すと、症状が治まった。同じ製品の症例があるか。化粧品セットは返品したいが、販売会社から「開封しているので返品できない」と言われた。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターに寄せられた相談で、同様の事例はありません。相談の内容・趣旨にもよりますが、化粧品に関しては返品のご相談も含め、日本化粧品工業連合会 PL相談室の方が、より専門的な対応を期待できます。

### 3) 繊維製品—6件

1. <樹脂製カーペットの臭気の原因> 「2ヵ月前にオーダーカーペット(材質:PP(ポリプロピレン))を購入し、子ども部屋に敷いた。その臭いが強いので、販売店に申し出たところ、『換気を良くするように』と言われた。しかし、換気を良くしても臭いは消えず、1ヵ月くらいして子どもの目が腫れてきたほか、自分も目がしみる感じがした。子どもを小児科に診せたところ、『“化学物質過敏症”で、そのカーペットが原因かもしれない』と言われた。カーペットをクリーニングに出す一方、カーペットのメーカーに申し出たところ、『同等品を検査したが、厚生労働省の基準を満たしていた。通常はオーダー品については返品を受けておらず、今回は返品に応じるが、これ以上のことはできない』と言われた。自分としては、子どもの治療費およびカーペットのクリーニング代もメーカーに負担してもらいたい」という相談を受けている。これからメーカーが行った検査の内容等について確認するつもりであるが、PPでそこまで臭うものだろうか。また、“化学物質過敏症”の原因は、何が多いのか。〈消費生活C〉

⇒PPは無臭と言われていますが、成形する前に何らかの添加剤が使用される可能性があるため、カーペットの詳細な成分等について、メーカーにお問い合わせください。なお、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあるため、臭いがするからといって必ずしも有害性が高いとは限らず、“化学物質過敏症”の原因等は人によっても異なります。

2. <カーテンに関する化学物質の規制> 「防災カーテンを購入したところ臭いが強く、消臭剤をかけてみたが臭いが消えないので返品したい」という相談を受けている。カーテンに使用する化学物質に関する規制はあるか。〈消費生活C〉

⇒カーテンは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」によって防炎加工剤に関する規制が定められています(詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。なお、臭いの感じ方には個人差もありますが、使用に耐えないということであれば、民事上の法律に基づき返品等の交渉を進めることになるでしょう。まずは販売店に申し出て要望を伝えてみるとよいでしょう。

3. <長袖カーディガンからの色移りと皮膚障害> 「通販で購入した黒色の長袖カーディガン(ポリエステル95%、ポリウレタン5%、外国製)を2カ月前に着用したところ、その下に着ていた白のTシャツとグレーのタンクトップに色移りしたほか、両方の二の腕に発疹と痒みが生じたので、ステロイド剤を塗っておいた。翌日、販売会社に苦情を申し出ると、『試験等を行っていないので、カーディガンと下着を検査のため送って欲しい』と言われ、5週間前に送った。1週間程前に、同社が第三者機関に依頼した試験結果報告書と同社のお詫びと見解を示した書類が送付されてきた。見解は、『洗濯堅ろう度と摩擦堅ろう度が一般的な品質基準に達していなかったので、移染が生じ易かった。商品は返品とし、下着類は一部補償とする。一方で、試験結果によると繊維の物理的刺激は問題なく、染料は分散染料で特殊なものではないこと、さらに薬剤抽出液は中性で化学的刺激の可能性も低い。発疹や痒みについては、体質や体調の影響も考えられることから、肌への影響の補償・慰謝料は対応できない』となっていた。販売会社からの書類入手に時間がかかり、皮膚科を受診してないが、症状はまだ少し残っている。同社の見解に納得がいかないので、パッチテストを依頼したが断られた。パッチテストできる検査機関を紹介して欲しいとの相談を受けている。化学製品P L相談センターで分かるか。〈消費生活C〉

⇒パッチテストをご希望であれば皮膚科医に相談してみるようお願いいたします。なお、パッチテストの結果が陽性でも、必ずしも慰謝料が払われるとは限らないことをお伝えください。また、症状が生じてからなるべく早く皮膚科に診てもらうことをお勧めください。

4. <安眠効果を感じない敷きパッド> 「テレビの宣伝を見て、セラミックスが持つ常温遠赤外線働きでよく眠れると思ったので、△△社の敷きパッド〇〇をテレビショッピングで購入した。1カ月前から使ってみたが効果を感じなかった。販売会社に返品を求めたが応じてくれず、『長い目で見たい』と言われた。何とかならないだろうか」という相談を受けている。当センターで販売会社との交渉を検討するが、セラミックスとはどのようなものか、また常温遠赤外線とは何かについて知りたい。〈消費生活C〉

⇒当センターではセラミックスなどに関する知見は持ち合わせていません。セラミックスに関する一般的な情報は、社団法人 日本ファインセラミックス協会 (<http://www.kyocera.co.jp/fcworld/index.html>)に、常温遠赤外線に関しては社団法人 遠赤外線協会 ([http://www.enseki.or.jp/disp\\_qal.php](http://www.enseki.or.jp/disp_qal.php))に相談してみてください。

5. <ポリウレタンコーティング加工に関する規格基準> 4ヵ月程前にナイロン生地の外側にポリウレタンコーティング加工されたベージュ色のコート(輸入品)を百貨店で購入した。数回着ていたが、2ヵ月程前に“おしり”の部分が白っぽくなっていることに気が付いた。コートの販売会社に苦情を申し出て検査してもらったところ、「摩耗している。使用方法の問題ではないか」との回答だった。納得できなかったので、消費生活センターに相談して検査してもらった。その結果、「摩耗していない。ポリウレタンコーティングがはがれた可能性がある」とのこと。そこで販売会社と再度交渉するつもりだが、ポリウレタンコーティング加工に関する規格・基準があるのかどうかを知っておきたい。自分としては、購入してからの期間が短いので、何らかの補償をしてもらいたいと考えている。〈消費者〉

⇒当センターでは分かりかねます。なお、一般財団法人日本繊維製品品質技術センター(<http://www.qtec.or.jp/jp/>)によると「ポリウレタンコーティング加工に関する規格・基準はない」とのことです。

6. <靴下の臭いが移った洗濯物の検査> スーパーマーケットで買った靴下(材質; ポリエステル・ポリウレタン、外国製)を一度手洗いしてから洗濯機で洗ったところ、石油系の臭いが他の洗濯物に移ってしまった。この洗濯物を部屋干しすると、目がシバシバしてきたが、医師に診てもらってはいない。洗濯機本体にも臭いが残っていて、夫も「臭いがする」と言っていた。洗濯機を空洗した後も、洗濯物に臭いが移っていた。子どもがアトピー性皮膚炎になっているので、この臭いの影響が心配だ。販売店を通して販売元に苦情を申し出ると、「検査するので製品の現物を送って欲しい。なお、一緒に洗った衣類は弁償してもよい」との回答だった。現物を販売元に渡して公正に検査してもらえるだろうか。また、使われた染料や石油系の臭い成分が安全なものかどうかを知りたい。化学製品PLセンターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒販売元に検査を依頼する際に、第三者機関に検査してもらおうよう交渉されては如何でしょうか。なお、対象成分が特定できないまま検査するのは困難とされますので、メーカーから成分情報を提供してもらおうよう依頼してください。また、特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができませんので、染料や臭い成分の安全性については販売元に説明を求めてみてください。なお、臭いが強いからといって必ずしも有害性があるとは限りません。一方、洗濯した物について使用に耐えないということであれば、販売元に申し出てみてはどうでしょうか。目の症状が続いているならば医師に受診されることをお勧めします。

#### 4) その他生活用品—6件

1. <サンダルによる皮膚障害> 「子ども(幼児)にサンダルを買って履かせたところ、3時間くら



いして足のかゆみをうったえ、見ると足の裏が腫れていた。また、足をかいた手で触った太ももも同様に腫れていた。医師に診せたところ、『接触性のアレルギーで、多分そのサンダルが原因だろう』と言われた。これからサンダルの販売店に申し出て返品するつもりだが、このようなことがあったことを行政機関に報告しておきたいとの報告を受けている。サンダルについて、アレルギーを起こしやすい物質の表示義務はあるのか。〈消費生活C〉

⇒サンダルを対象に表示すべき事項を定めた法律は特にはないと思われます。

2. <靴の臭いに関する法的な規制> 「インターネット通販で牛皮製の靴(輸入品)を購入し、昨日入荷した。しかし、接着剤と思われる臭いがあまりにも強いので返品したい。夫も『臭くて困る』と言っている。通販のウェブサイトには、“5日以内の交換は可能だが、皮の特性上臭うことがあるので、臭いによる返品は受け付けない”となっている。何とかならないだろうか」との相談を受けている。そこで、返品交渉の材料とするために、臭いに関する法的に規制はあるのかどうかを知りたい。〈消費生活C〉

⇒靴などの臭いに関する法規制はありません。難しいかも知れませんが、接着剤と思われる臭いが強いことを指摘し、品質上のクレームとして返品の意思表示をしてみるよう、または、臭いを減少させるにはどうしたらよいかを問い合わせるよう話してみてください。[後日、消費生活センターから「相談者が通販会社と交渉して、全額返金してもらったとのことです」と連絡あり]

3. <身体に使う冷却スプレーの引火により火傷> 「半年程前の夏、薬局の店頭で“クールダウン商品”として宣伝されていた△△社の冷却スプレー(エアゾール缶)を2本買った。屋外で何回か使っていたほか、夜、窓を開けて寝ていても暑かったので、この冷却スプレーで両足を冷やした。数分経って、煙草を吸おうと火を付けたところ、引火して脚、手、顔に2度の火傷を負った。このため、2週間程入院し、その後最近まで通院治療していた。同様の事故を防止するために情報提供しておきたい。なお、自分が不注意だったと思うので、メーカーに何らかの要求をするつもりはない」との相談を受けている。当センターから製品事故情報として消費者庁に報告するつもりだ。未だ現物を確認していないが、火気に対する注意喚起について法的な規制があるのかどうかを知りたい。〈消費生活C〉

⇒一般社団法人 日本エアゾール協会(<http://www.aiaj.or.jp/>)によると、高圧ガス保安法に基づいて、「火気と高温に注意」等表示すべき警告注意事項が定められているとのこと。詳しくは、同協会にお問い合わせ願います。なお、製品表示の使用目的の範囲に、相談者が使用した状況が含まれているかどうかや、警告表示の有無など事実関係をご確認願います。また、相談者が不注意と考えた理由も聴取するとよいでしょう。(後日、消費生活センターから次の連絡があった。冷却スプレーの現物を持参してもらって確認したところ、用途は“アクシデント後の応急アイシング”となっていて、使用上の注意に“用途以外の目的に使用しないこと”

となっていた。また、「火気と高温に注意」及び注意事項が枠を設けて表示されていたとのこと)

4. <ラベルはがし剤（エアゾール式）による体調不良> 築約30年の賃貸集合住宅に住んでいる。3週間くらい前、下の部屋の住人(A氏)が転出した日に、夫と子どもは外出中で、自分は一人でベランダで洗濯物を干していたところ、石油系と思われる異臭を感じてめまいがした。すぐに内科を受診し、解毒剤の注射を打ってほしいと頼んで打ってもらった。一方、家については、配水管を伝って洗面所などにも同じ臭いが流れてくるため、不動産会社からA氏の転居先を聞き出して問い合わせたところ、「壁に貼ってあった粘着テープをはがすために、市販のラベルはがし剤〇〇(エアゾール式)を、窓を開けて使用した」とのことであった。〇〇に関する情報を得るために、そのメーカー△△に問い合わせ、製品安全データシート(MSDS)を取り寄せた上で、製品本体への表示内容についても確認したところ、「通気の良い場所で使用する旨を表示している」と言われた。下の部屋の住人が〇〇を使用したために自分が被害を受けたことなどについて伝えたところ、「それについてはメーカーでは責任を負いかねる」との回答であった。下の部屋の状況については不動産会社も困っているようだったが、取りあえず自分で業者に依頼して下の部屋に業務用の送風機を設置し換気を行ったとともに、10日間ほど家族でホテルに避難した。それらの費用をA氏に請求しようと思い連絡したところ、奥さんから「夫も作業後から体調を崩している」と感情的に言われ、要求を伝えられなかった。その後、A氏側の弁護士から「〇〇を使用したことについて法律的な問題はない」と記した書面が送られてきたので、〇〇の表示に法律的な問題がないかどうか化学製品PL相談センターで判断してほしい。〈消費者〉

⇒今のお話だけでは、「法律的な問題はない」とのA氏側弁護士の発言が、違法性に関する意味なのか、民事上の責任に関する意味なのか不明ですが、いずれにしろ当センターは法的な判断ができる立場にはありません。今後の損害賠償請求交渉の進め方について、一度弁護士等の法律の専門家に相談してみてもいいかがですか。

5. <冷感スカーフによる皮膚障害> 半年程前の夏、知人から譲り受けた△△社の冷感スカーフ〇〇(4cm×70cm)に水を吸収させて首に巻き、余分な部分は胸でクロスさせて5~6時間使用した。使用後に見ると水膨れが生じていたので、翌日現物を持って皮膚科に診てもらい、軟膏で処置してもらったほか、診断書も入手した。この治療には3週間程掛かった。販売会社に苦情を申し出ると、営業担当者が来訪してきたので、診断書のコピーと現物を渡した。その後、△△社から、「身体に害を与えるものは一切入っていない」との連絡をもらった。2ヶ月程前、△△社の社長が来られ、「個人的な体質の影響ではないかと思う。道義的な責任はあるので、お見舞い金を提供したい」と言われたが、納得できなかったので断った。1ヶ月程前、国民生活センターが発表した「水でぬらすだけで冷感が得られることをうたったタオル~湿疹・かぶれの原因になること

も～」という情報をインターネット等で見た。この情報の中で、イソチアゾリノン系の防腐剤が使用されていることを知ったので、自分が使ったスカーフも同じ問題ではないかと疑っている。知人が使っていたスカーフを入手したので、化学製品PL相談センターで検査してもらえないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは検査等はありません。国民生活センターが1月19日に発表した情報を確認したところ、“対象となった製品は、ポリビニルアルコール樹脂製で、乾燥すると硬くなるため、流通・販売に際しては、わずかに湿った状態でパッケージングされている”とのこと。このため、防腐剤を添加しているものと考えられ、“8銘柄中7銘柄からアレルギー性の接触皮膚炎を起こすおそれがあることが報告されているイソチアゾリノン系の防腐剤が検出された”とのことだった。そこで、相談者の了解を得た上で、当センターから△△社に聴取し、使用しているポリマーのMSDS(製品安全データシート)情報を送ってもらった。これらの結果から、製品〇〇は、ポリビニルアルコール樹脂を使用していないこと、乾燥した状態で販売されているため、防腐剤を必要としないことが判明したので、相談者に情報提供した。

6. <エアゾール式簡易消火具が破裂> 10年前に当社が建築を請け負った住宅の施主(A氏)から、「台所に置いてあった△△社のエアゾール式簡易消火具〇〇が破裂し、容器の一部によって天井に穴が開いたほか、飛散した内溶液によって床(フローリング)のウレタン樹脂塗装がザラザラになった。△△社に申し出たところ、同社の社員が来て、『自主回収を行っている製品である』と言われたが、床の塗装面への影響については『調理時の油はねによるものではないか』と聞いて〇〇が原因だとは認めなかった。今後、△△社に補償を求めるにあたって、天井および床の修復費用の見積りを出してほしい」と依頼された。作成した見積書に基づき、当社がA氏に代わって△△社との費用負担の交渉を進めている。〇〇の内溶液による床の塗装面への影響をテストすることも考えたが、この床材のメーカーが既に倒産しており、サンプルを入手できない。△△社から〇〇の成分組成に関する情報を入手したので、これらの成分によってウレタン樹脂塗装が変質した可能性について知りたいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒お話だけでは、実際の塗装面の状態が分からないため、そのようになった原因も分かりかねます。

△△社との今後の交渉の進め方について、防災製品に関する相談を受け付けている防災製品PLセンター(<http://www.fesc.or.jp/10/index2.html>)に相談してみるとよいでしょう。

## 5) オートケミカル-5件

1. <車用吊り下げ型芳香剤の接着> 「カー用品ショップで初めて買った車用吊り下げ型の板状芳

香剤を、3週間程前に自家用車に使った。2日程経ってダッシュボードのエアコンのツマミに接触して取れなくなったことに気がついた。そこで外そうとしたところ、ツマミの方の表面が剥がれてしまった。この間、日が当たる場所に駐車したことはあった。夫から『なぜ接着してしまったのか、原因を知りたい』と言われている。なお、パッケージの製品名、メーカー名や表示内容を確認しないまま捨ててしまった。また、補償してもらうことは考えていない」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで分かるか。〈消費生活C〉

⇒お話だけでは、製品名やメーカー名が明らかでないため、対象製品が分かりません。やはり、製品のメーカーでなければ責任を持って答えることができませんので、販売店でその製品情報を確認されて、メーカーに問い合わせされるようお願いいたします。

2. <リアウインドのはっ水コート剤による塗膜の損傷> 「購入した自家用車が1週間前に搬入された。リヤウインドにはっ水処理を施すために、翌日の夕方、屋外で△△社のはっ水コート剤〇〇を塗布した。その後小雨が降ったためか、翌日見ると、ウインドの下の塗装面に水滴が流れた跡があり、その部分の塗膜が浮いたような損傷を受けていた。ディーラーに状況を話すと、車とはっ水コート剤を持ち帰った。その後、ディーラーから『他のメーカーの中古車を使って塗装面に同コート剤を塗ってみると、塗膜がひどく劣化した』との連絡があった。自分の車とテスト車の写真を入手した。改めて検査してくれる機関はあるか。はっ水コート剤メーカーに塗膜の補修を要求したいと考えている。同コート剤のパッケージは捨ててしまったので、注意表示などは確認していない」との相談を受けている。検査機関を紹介して欲しい。〈消費生活C〉

⇒お話だけでは、何を明らかにするために、どのような検査をしたいのかが分かりませんので、ご確認願います。なお、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトに、「原因究明ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧 (<http://www.nite.go.jp/jiko/network/index.html>)が、また独立行政法人 国民生活センターのウェブサイトに、商品テストを実施する機関のリスト ([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/index.html](http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html))が掲載されています。また、費用はご自身の負担になります。したがって、まずディーラーが行ったテスト情報ははっ水剤メーカーに提供し、ご自身の車の状況を説明して、メーカーの見解を求めてみることをお勧めください。

3. <エアゾール式補修用塗料を使用して凍傷> 「自家用車の塗装の傷を自分で補修しようと思い、カー用品店で△△社の補修用塗料〇〇(エアゾール製品)を購入して、2日前に使用した。5秒くらいずつ数回に分けて約10分間にわたり素手で使用し、途中で指先が冷たく感じたが使用を続けたところ、指先の感覚がなくなってきたので使用を中止した。その後しばらくして、指先が赤く変色し、掌に水ぶくれができた」という相談を8日前に受けた。当センターから相談者に対し、医師の診察を受けるとともに、△△社に連絡するよう勧めた。先ほど、当センターから相談者に連



絡して経過を尋ねたところ、「皮膚科を受診し凍傷(2度)と診断された。そのことについて△△社に申し出たところ、『治療費を負担する』と言われた」とのことで、「現在も患部に引きつりや痛み  
の症状が残っているので、改善しなかった場合には後遺症に対する補償を△△社に請求できるか。  
また、〇〇には凍傷に関する注意が表示されていなかったため、今後は表示してほしい」とさらに  
相談された。化学製品PL相談センターで対応してくれるか。(消費生活C)

⇒お話だけでは、相談者が〇〇を使用した際の詳細な状況、△△社が治療費を負担することの意  
味、凍傷の原因や回復の見込みについての皮膚科医の見解などの事実関係が不明なため、まず  
は相談者に事情を確認しました。それにいよると、「〇〇を使用中に指先が冷たく感じたが、  
自分は『凍傷』というものがあることを今まで知らなかったため、そのまま使用を続けた。皮  
膚科を受診した際、口頭では『おそらく〇〇が原因だろう』と言われたものの、後日入手した  
診断書には因果関係について記載されなかった。一方、△△社に連絡した際、〇〇によって凍  
傷になったという事例について尋ねたところ、『ない』とのことだった。しかし、『〇〇は冷え  
やすい製品であると認識している』とは言っていた」とのことでした。相談者の承諾を得た上  
で△△社にも事情を確認したところ、「当社の責任を認めたわけではないが、完治するまで治  
療費を負担する」とのことでした。〇〇の使用によって凍傷を起こす可能性、使用中の缶の表  
面温度などについては、「これからテストを行って検証する」とのことでしたので、その結果も  
踏まえて、凍傷に関する注意表示の必要性について検討するよう当センターから△△社に要望  
しました。

4. <エアゾール式車用ボディ洗剤の破裂> 2年程前に妻の知人からもらった車用のボディ洗  
剤〇〇(4年前に発売のエアゾール缶)を廊下に面した納戸に保管していたが、2週間程前から  
未使用のまま廊下に出していた。昨日の午後突然破裂し、廊下と居間の仕切り壁にある飾窓  
(80cm×40cm)が割れ、ガラス破片と内容液が廊下に飛散した。幸い直接自分には当たら  
なかったものの、後始末の際に足の裏側に切り傷を負った。また、フローリングの床は水拭きし  
ても汚れが残ってしまったほか、壁紙も飛散物で汚れた。エアゾール缶に日が当たるようなこと  
はなく、その後気温を測ると31℃だった。メーカーに申し出ると、「同じような事例はない。  
調査したいので現物を送って欲しい。窓ガラスは弁償する」と言われたが、メーカーにすべて渡  
してしまうと証拠が残らないので現物はまだ送っていない。何もしていないのに破裂した原因を  
知りたい。また、フローリングなどのクリーニング費用もメーカーに負担して欲しいと考えてい  
るが、どのようにしたらよいか。消費者センターに相談したところ、化学製品PLセンターを紹  
介された。(消費者)

⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。特定の製品の  
安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。現物を  
メーカーに送付し調査してもらい、納得のいく説明を求めてみてください。なお、メーカーの

「ガラス窓を弁償する」ということが、メーカーが責任を認めたことなのかが分かりませんので、確認が必要でしょう。また、フローリングなどのクリーニング費用をメーカーに要求されるのであれば、その旨意思表示をしておくといよいでしょう。ご参考までに、製品の欠陥（設計上、製造上、指示・警告上）によって生命、身体又は財産に損害を被った場合は、被害者は製造会社などに過失の有無にかかわらず製造物責任（PL）法によって損害賠償を求めることができます。ただし、製造物に欠陥が存在することや、欠陥と被害の因果関係は被害者側が立証する必要があります。ご希望であれば、別途検査機関をご紹介しますが、検査費用はご自身の負担となります。

5. <燃料添加剤によるエンジントラブル> 外国製のスポーツカーを持っている。長期間使わないことがあるので、燃料劣化を防止するための燃料添加剤を加えている。1年程前、他の車種で使ってきた燃料添加剤〇〇をこのスポーツカーに初めて使ったところ、エンジンが掛からなくなった、整備工場で見せると、「燃料ポンプ2台が破損している」とのことなので、ポンプを更新してもらった。その後1ヵ月程前に再びエンジンが掛からなくなったので、別の整備工場で診せると、「燃料ポンプ2台に異常がある。これは燃料添加剤が原因ではないか」と言われた。そこでA社に話して、この燃料ポンプを送り、検査せよと、「燃料添加剤〇〇が原因ではない」と強く主張され、印象が悪くなかった。修理費用が掛かっている上、トラブルの原因が分からず困っている。どうしたらよいか。行政機関に相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは専門的な知見を持ち合わせていませんので、分かりかねます。整備工場が原因と考えた根拠を確認されては如何でしょうか。また、ディーラーにこれまでの状況を説明し、相談してみてください。（後日、相談者からの連絡があり、「ディーラーが原因調査してくれることになった」とのこと）

## 6) 建材-4件

新築・改築後の住宅などにおいて、化学物質を放散する建材・内装等の使用による室内空気汚染をお疑いの場合、保健所等に依頼して、室内の化学物質濃度を測定してみることをお勧めします。測定方法や誤差によって若干の数値の変動も考えられますが、厚生労働省が定めている指針値（現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けまいであろうと判断される値）と比較して濃度が高いとき（人によっては、微量の物質に過敏に反応してしまうこともあります）は、どのような建材を使用して、どのような工事を行ったのか、施工業者に問い合わせるなどして汚染原因を特定し、できる限り

除去しましょう。原因が特定できない場合や、発生源そのものを除去することが不可能な場合は、とにかく換気を励行してください。また、体調に不調を感じたときは、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

なお、住宅リフォーム等を業者に依頼する際、「シックハウス」対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、施工業者との契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」「言わない」というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。施工直後は放散が特に多いため、入居するまでの期間を十分に取り、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

1. <新築マンションの物件確認で体調不良> 分譲契約したマンション(13階建て)が2ヵ月程前に完成し、1ヵ月程前に不動産会社△△の立会いのもとで物件の最終確認を行っていた際、自分は頭痛がしたり目がしょぼしょぼしたり胸が苦しくなったりした。その後もその部屋に入ると同様の症状が現れるため、近いうちに内科を受診しようと思っている。夫は、当初は違和感をうたえていたが、その後は「特に体に異常はない」と言っている。△△社は「内装には“F☆☆☆☆”（※合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)が定めている等級で、放散量が少ない順に“F☆☆☆☆”から“F☆”までである)相当以上の材料を使用し、24時間換気システムも設置している」と言っている。化学物質の室内濃度測定については契約に含まれていなかったため、△△社との今後の交渉材料として、自分で検査機関に依頼してホルムアルデヒド濃度を測定し、厚生労働省の指針値と比較してみたい。検査機関を紹介してほしいと思い、自治体の建築担当の課に相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒地域によっては保健所でもホルムアルデヒド等の室内濃度測定を行っているほか、住宅等に関する相談機関である(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのウェブサイト、「室内化学物質の分析機関一覧」([http://www.chord.or.jp/kikan/sick\\_house.html](http://www.chord.or.jp/kikan/sick_house.html))が掲載されています(ただし、厳密な測定でない場合は、公式な測定結果として認められない可能性もあります)。

(なお、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となる場合もあるため、“F☆☆☆☆”相当であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。同様に、厚生労働省の指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります(参考:「厚生労働省シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会 中間報告書—第6回及び第7回のまとめ」<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0107/h0724-1.html>)。)

2. <防音シートの臭いに対する安全性> 先日ポリオレフィン系発泡材の防音シートを購入し、マンションの床に10枚ほど敷き詰めている。ところが臭いが気になり、この臭いを何年もの間嗅いでいると思うと体への影響が心配になった。又、注意表示を見ると“大きい音や騒音を遮断するとき以外は取り外しておくことをお勧めします”とあり、購入したメーカーの営業に安全性の確認をしているが、情報を公開してくれるか心配だ。この製品の安全性は分かるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターで紹介された。〈消費者〉  
⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にありません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。メーカーからの回答を待たれたら如何でしょうか。なお、ご不信であれば、注意表示の理由も確認されるとよいでしょう。
3. <床材工事で使われたクレオソート油の臭い> 業者に依頼して床材の張替え工事を行った。その直後から刺激臭がして、業者は「1週間くらいで臭いは治まる」と言ったが、1週間経った現在も臭いが消えない。業者によるとクレオソート油を使用したとのことで、クレオソート油の代表メーカーの一つに問い合わせたところ、「クレオソート油は屋内に使用するものではない」と言われた。この臭いを取り除くよい方法があれば教えてほしい。〈消費者〉  
⇒一般的な臭いの対策としては、活性炭などの吸着剤や空気清浄機もある程度の効果があると言われていますが、やはり換気が一番です。しかし、お話だけでは現場の状況も分かりかねるため、今後の対策についてはやはり施工業者にご相談ください。
4. <リフォーム後の外壁の不具合と製造物責任> 5年程前にリビングをリフォームした。3ヵ月程前から、内壁のクロスから水漏れするようになってきたので、施工会社に苦情を申し出た。同会社が外壁を剥がしてみると、使用されていたプラスチック製と思われる防水シートに長さ2mm程のヒビ割れしたような孔が多数見つかった。このため、同会社は工事契約に基づいてクロスの張り替えや外壁の補修などを無償でやってくれた。しかし、防水シートに欠陥があったとすれば、PL（製造物責任）法の対象になるのではないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉  
⇒お話だけでは、水漏れと防水シートとの因果関係は定かではありませんが、PL法では、建物等不動産は対象とされていません。不動産については、契約責任による救済がなじむこと、耐用年数が長く、その間の劣化や維持・補修を考慮する必要があること、などから本法の対象としていないと言われています。（経済企画庁国民生活局が編集した『逐条解説・製造物責任法』（平成6年12月発行）によると、“不動産とは土地およびその定着物をいう。土地の定着物とは、建物、樹木の他、土地とは別個独立のものではないもの。建物の構成物については、羽目板、ひさしなどは、建物の一部であり、独立の物ではないとされる一方、畳、建具といった建物から取り外しが容易で独



立して取引の対象となりうるものは一般に動産たる性質を失わないものとされている” となっています)

## 7) 染毛剤-4件

1. <10年前の毛染めが原因と思われる皮膚障害> 10年程前に理容店で散髪し、その後洗髪をして、シェービングクリームを生え際に塗って毛染めをした。毛染め終了後洗い流したので、顔には毛染め剤は付いていなかったのに、理容師がリムーバー（皮膚に付いた毛染め剤を落とすもの）を生え際に塗って洗い流した。リムーバーを塗った時に少しちくりとしたがそのまま帰ってきた。その晩リムーバーを塗ったあたりが熱くなり、翌日皮膚科へ行って「化学熱傷だろう」と言われた。今でも風呂に入るとその部分が赤くなってくる。当時1ヵ月間仕事ができなかった。これまで理容店と話し合ってきたが補償額で納得がいかず、裁判を起こそうとしている。弁護士から原因の特定が必要と言われている。使用した全ての製品の成分は調べたが、成分情報で因果関係を調べることができるか？〈消費生活C〉

⇒“化学熱傷”と製品との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)が必要と思われます。製品の成分情報だけでは難しいと思われます。また、体質も10年前と同じとは限りません。なお、今もまだ症状が続いているということですので、皮膚科に相談されることをお勧めします。

2. <カラーリング後の頭皮かぶれの補償> 10日程前に、娘がいつも利用していた美容院でヘアカラーリングの施術を受けた。今回は3回目だが、以前は問題なかった。その日の夕方、左の側頭部の頭皮が痛みを伴って赤くなり、水ぶくれができていた。2日後、皮膚科に診てもらうと、「毛染め剤によるかぶれだ」と言われ診断書を出してもらった。そこで美容院に苦情を申し出ると、「治療費は支払う」との回答だった。もの足りない感じがするので、更に何らかの要求をすることができるだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒お話だけでは、美容院が責任を認めているのか、それともいわゆる“見舞金”として治療費を負担しようとしているのかが分かりませんので、確認されるとよいでしょう。なお、損害賠償だけでなく、精神的な苦痛を受けたことに対する慰謝料を求める場合には、弁護士にご相談願います。また、施術前にパッチテスト(皮膚アレルギーテスト)を受けたかどうかを確認する必要があります。 (ヘアカラーリング剤のうち、ヘアカラー等の永久染毛剤は人によってはアレルギー反応によるかぶれを起すことがあるため、使用する際は毎回必ず、48時間前にパッチテストを行って、異常がないかを確認する必要があります)

3. <ヘアマニキュアによる体調不良> 2週間程前に美容院で初めてヘアマニキュアで染めた。その時に「自分はアレルギー体質なので大丈夫か」と確認したところ、「ヘアマニキュア※は永久染毛剤と違うので髪を傷めないし、アレルギー体質の人でも使用しているから大丈夫」と言われて

信用した。その晩から頭皮が痛くなり発熱した。熱はまる1日で引いたが、頭の痛みは部分的にしばらく続いた。ヘアニキユアでこのような症状になった事例はあるか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒当センターには、ヘアニキユアでカラーリングをした後に体調の異変を訴える相談事例はありますが、必ずしも因果関係が定かではありません。もし、アレルギーに基づくものであれば、医師に相談してパッチテスト等で、ご自分が何に対してアレルギーなのか（アレルゲン）を特定するとよいでしょう。（※ヘアニキユアは半永久染毛料の一種で、髪の毛の表面に付いた色素の一部が髪の毛の表面に浸透して染色しますが、永久染毛剤は髪の毛のキューティクルを開き髪の毛の内部を染色します。また、医薬部外品の場合は染毛剤、それ以外は染毛料とされています）

4. <業務用ヘアカラーの品質異常によるトラブル> 美容室を営業している。1週間程前、金髪にしている女性のカラーを1段階暗くするヘアカラーを使用したところ、真っ黒になってしまった。このヘアカラーはいつも使っていた製品なので、メーカーに問い合わせると、「製造工程にミスがあり、別の薬剤が混入していた」とのこと。また、改めて謝罪の文書を手に入れ、当方及びお客に対して慰謝料を支払う旨の連絡をもらったが保留している。髪が真っ黒になった場合には、色を元に戻すことはほとんど不可能なので、困っている。同様の被害が3人も出てしまい、お客の憤りも大変な状況になっている。弁護士にも相談していて、化学製品PL相談センターを紹介された。製造物責任(PL)法の考え方を確認させて欲しい。〈事業者〉

⇒製造物責任(PL)法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合に、過失の有無にかかわらず、製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。この法律に基づいて損害賠償を受けるには、被害者が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたこと的事实を明らかにすることが原則となります。今回のトラブルでは、メーカーが製造ミスを認めているとのことですので、メーカーから欠陥に関する情報を入手しておくといよいでしょう。詳しいことは弁護士とよくご相談願います。

## 8) 塗料—4件

塗料の臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなる場合がありますが、内容成分は製品ごとに異なりますので、詳しくはメーカーにお問い合わせください。なお、体調不良については、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

1. <フロア塗装後の体調不良> 1ヵ月程前、自宅の屋根の塗装を近所の業者に依頼したついでに、フロアの壁と天井の塗装も依頼した。窓を開けて4日間放置した後、フロアを使おうとしてお湯を入れたところ、目がチカチカし呼吸が苦しくなってきたので、使うのを中止し、症状を我慢して

温水シャワーを使った。フロ場を出ると目の症状は治まるが、呼吸の症状は残っていた。その後も窓を開けておいたが、3日後にお湯を入れてみると、同じ症状となった。そこで1週間に1度シャワーを使うだけにしているが、体調は改善していない。日にちが経てば治まると思い、医師には診てもらっていない。一方、母には影響しなかった。フロ場の壁などの塗膜を取り除いて、塗装をやり直したいと考えているが、どうしたらよいか。化学製品PL相談センターは自治体の消費生活相談窓口で紹介された。なお、自分は花粉によるアレルギーをもっている。〈消費者〉⇒住宅に関する相談を受け付けている住宅紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)にご相談してみてください。なお、体調不良が続いているのであれば、内科医などに受診されることをお勧めします。

2. <外壁塗装工事の影響で体調不良に> 築後30年程経ったビルのテナントとして飲食店を営業していた。1年半程前に、ビルの耐震工事と合わせて外壁塗装工事が始まり、店の換気扇の吸気口と排気口の両方共、工事のための全体シートで覆われてしまった。このため塗料の臭いを感じながら、調理場での作業を続けていたところ、1週間程して頭が痛くなってきた。店の従業員も「臭う」と言っていたが、パートで時間が短かったためか、体調を崩すことはなかった。工務店に苦情を申し出ると、「塗料には規制されている成分は含まれていない」、「病院で診てもらって欲しい」などと言われた。また、家庭用の空気清浄機を持ち込んでくれたが、効果はなかった。そのうち体調を崩し、店を閉めざるを得なくなった。半年程前に、化学物質過敏症の専門病院〇〇を予約して、2ヶ月前に受診し、「化学物質過敏症」と診断された。工務店には、店を止めたことや、これからの生活に対する補償を求めたところ、これまでの治療費と見舞金を支払うと言われたが、納得できる金額ではなかった。化学物質過敏症支援センターにも相談したが、個別の治療には対応してもらえなかった。また、弁護士相談を受けているが、「事例が少ないので難しいかもしれない」と言われている。保険所で化学製品PL相談センターを紹介されたので、相談に乗ってもらえないか。〈消費者〉

⇒当センターは、化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせなどを実施していますが、一方当事者の代理人として交渉にあたるということには行っていません。ご事情は理解できますが、既に専門医に受診されているほか、化学物質過敏症支援センター(<http://www.cssc.jp/>)への相談や弁護士相談を受けていらっしゃるようですので、こちらで回答できる域を超えており、残念ながら私どもでは対応できかねます。

3. <エアゾール式ツヤ出し剤による不具合> 1ヵ月以上前にホームセンターでエアゾール式の保護ツヤ出し剤を購入した。大切な人から頂いたバッグを少しでも長持ちさせようと、同製品を使用したところ、白っぽくなってしまった。メーカーに電話したところ、「バッグを送って欲しい」と言われ送った。3週間位で返事が来て、「バッグは元に戻すことはできないので、このま

ま送り返す。この製品は、塗装した後に、塗膜の保護ツヤ出しのために塗るもので、直接塗るものではない」と言われた。製品には、使用できるものとして、“金属、木、プラスチック、皮革等”が表示されているが、“塗装した後に塗る”ということは表示されていないので納得できない。大切な品なので、何らかの補償はして欲しい。また、“適さない場合があるので、目立たないところで試してください”という主旨の表示はあるが気が付かなかった、これは自分の責任になるのか。消費生活センターに相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉  
⇒メーカーから製品に表示されていない注意事項を指摘されたようですが、製品の表示が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問うことができる可能性があります。一方で、一般的には注意表示通り使用しないでトラブルが発生した場合は使用者の責任が問われる可能性があります。消費生活センターを通じて表示の改善を要望されてはいかがですか。

4. <エアゾール式塗料による不具合> スポーツ用品店で買ったアメリカンフットボール用の白いヘルメット(輸入品)に、ホームセンターで初めて買った“プラスチックに塗装できる”というエアゾール式塗料を使って着色した。すると表面に溝のような模様ができてしまい、このままでは使えない。これまで何回も塗装しているが、これまでの塗料では問題なかった。塗料メーカーに苦情を申し入れて、ヘルメットの代替品を要求したが、断られてしまい納得できない。なお、ヘルメットの材質は分からない。〈消費者〉  
⇒お話だけでは、製品の注意表示などが分からないため、インターネットで同製品の販売情報を調べたところ、“適さない場合があるので、目立たない所で試してください”という主旨の表示があります。一般的に、注意表示を守らずにトラブルが発生した場合は使用者の責任が問われる可能性があります。改めて現物の製品表示をご確認願います。なお、メーカーにトラブル情報を提供することにより、メーカー側の判断で、今後表示などの改善に結びつくことが考えられます。

## 9) 住宅設備ー3件

1. <洗面化粧台のキャビネットの亀裂> 「3年前、家を新築した際に設置した洗面化粧台のミラーキャビネット(プラスチック製)の取っ手付近に、いつ頃からか分からないが、亀裂が入っていた。メーカーに苦情を申し出ると、『ケミカルクラックだろう。使用上の問題なので責任はない』と言われた。取扱い説明書を確認すると、“変色や破損の恐れがあるので、化粧品などをこぼしたり付着させないこと”と書かれていたが、ケミカルクラックに関する説明はなく納得できない。何らかの補償をして欲しい」との相談を受けている。〈消費生活C〉  
⇒“亀裂”も“破損”の一種と考えれば、使用上の注意を守らずに生じた被害についてメーカー



等の責任を問うことは難しいと思われませんが、まずはメーカーに要望を伝えてみるようお願いいたします。(なお、キッチン・バス工業会のウェブサイト「樹脂部品に発生するケミカルクラックについて」([http://kitchen-bath.jp/public/oteiresyuu/qa/qa\\_chemical.pdf](http://kitchen-bath.jp/public/oteiresyuu/qa/qa_chemical.pdf))が掲載されています。また、相談の内容にもよりますが、住宅部品に関しては一般に、住宅紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)の方がより専門的な対応を期待できます)

2. <洗面化粧台のケミカルクラックに伴う代替品> 「セカンドハウスの洗面化粧台を購入してから2年程で、ネジ止めの部分からヒビが入ってしまった。殆ど使用しない状態なのでメーカーに申し出たら、メーカーが調べて『ケミカルストレスクラックだ』と言われた。取扱説明書には“整髪料や化粧品を付着したままにしておくと変色や破損の恐れがある”とは書かれていて、“割れる”とはどこにも書いてない。同じものは廃番になっていたの、メーカーが1ランクの下の物を付け替えてくれたが、自分に落ち度はないと思うので納得がいかない、差額を要求したい」との相談を受けている。ケミカルストレスクラックについて知りたい。また、化学製品PL相談センターに同様の相談事例はあるか。〈消費生活C〉

⇒キッチンバス工業会のウェブサイト「樹脂部品に発生するケミカルクラックについて」([http://kitchen-bath.jp/public/oteiresyuu/qa/qa\\_chemical.pdf](http://kitchen-bath.jp/public/oteiresyuu/qa/qa_chemical.pdf))が掲載されていますのでご覧ください。当センターにも、化粧品の付着によって洗面化粧台のキャビネット(プラスチック製)が破損したと訴える相談は寄せられています。なお、“割れ”も、“破損”の一種と考えれば、使用上の注意を守らずに生じた被害について、メーカー等の責任を問うことはやはり難しいと思われま。また、住宅部品に関しては、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/>)の方が、専門的な対応をすることができます。

3. <ユニットバスの水漏れ被害に対する補償> 6年前に自宅を新築した際に、2階に△△社のユニットバスを設置した。3年程前から、1階の部屋の天井が膨らんできたので、工務店に診てもらったところ、ユニットバスから水漏れしていたことが分かった。△△社に水漏れ原因について調査してもらおうと、「ユニットバスの引き戸の下の溝の中にあるゴムパッキンが劣化していた。このパッキンを検査すると、カビ取り剤に含まれる成分が検出されたことから、カビ取り剤を使った後の洗浄不足が原因だろう」との回答だった。ユニットバスの取扱い説明書には、“カビ取り剤を使った後はよく水洗すること”となっていたが、自分としては十分に水洗していたつもりだったので納得できない。結局、△△社は引き戸サッシ枠全体を無償で交換してくれた。そこで、1階の天井の補修費用も要求すると、「1階の天井の補修費用は負担できない」とのこと。このような状況に対してどうしたらよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒製品の取扱い説明の内容が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事

故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問うことができる可能性があります。一方で、使用者が、製品の取り扱い説明の使用手法や注意事項を守らなかった場合には、そのことによって生じた被害についてメーカーの責任を問うことは難しいと思われます。お話だけでは、取扱い説明の具体的な内容や引き戸の下の構造等が分かりかねます。相談の内容にもよりますが、住宅部品に関しては、財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)の方がより専門的な対応を期待できます。

## 10) 家具-3件

1. <合成皮革の品質保証基準有無> 「コーナー型5脚組の合成皮革のソファを3年くらい前に購入した。いつも主人が座る1脚だけが極端に劣化してきた。購入店に確認したが『3年経っているので経年劣化だ』と言われた、合成皮革には何年位もつという基準などはあるのか」との問い合わせを受けたが、そちらで分かるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、合成皮革の基準があるかどうかは分かりかねます。合成皮革は、一般的に、不織布以外の基材に、ポリウレタン又はそれに類するものを含浸させたものと言われていています。参考までに、日本ウレタン工業協会のウェブサイト“ウレタン豆知識”(<http://www.urethane-jp.org/chishiki/chishiki.html>)を参照されるとよいでしょう。

2. <新品ベッドの臭いで頭痛> 「新品のベッドから臭いがして頭痛がする。販売店に申し出たところ、『接着剤の臭いだ』と言われた。専門の相談機関を紹介してほしい」という相談を受けている。相談者は製造物責任(PL)法のことも言っていたので、“PLセンター”を紹介しようと思う。接着剤メーカーとの交渉等について、化学製品PL相談センターで対応してくれるか。〈消費生活C〉  
⇒仮に相談者がPL法に基づく損害賠償請求等を考えているとするならば、その一次的な責任主体は接着剤メーカーではなく家具メーカーと考えられます。しかし、今のお話だけでは、相談者本人が具体的に何を希望しているのか、また、「接着剤の臭いだ」という販売店の発言の根拠や意図が不明なため、まずはそれらの事実関係を確認する必要があるでしょう。(なお、必ずしもすべての製品分野にPLセンターが設けられているわけではありません。)

3. <臭いが強いドラムを叩く時使用する椅子に対する規制> ドラムを叩いている。1ヵ月程前に、ドラムを叩く時に使用する椅子(輸入品)(金属製の脚の先にゴム製の滑り止めが付いている)を買って、包装を開封したところ、ゴムから発生していると思われる臭いが強くてたまらなかった。販売店と交渉して、店頭においてあった製品と交換してもらったが、その椅子でも、部屋の中で4時間程使っていると、口の中が痺れて、吐き気を催すようになり、回復には半日程掛かった。このため、この椅子は廃棄してしまった。5年程前に買ったドラムを叩く時使用する椅子(国内生

産品)は問題なかった。このような製品に対する臭いの法的な規制はないのか。また、化学製品PL相談センターから、臭いについてメーカーなどを指導してもらえないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒臭いに関する法的な規制は特にありません。臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差がありますが、使用に耐えないということであれば、民事上の法律に基づき返品等の交渉を進めた方が良かったでしょう。また、当センターは民間の機関ですので、特定の製品の品質等について指導できる立場にはありません。

## 11) 柔軟剤-3件

ニオイの感じ方には個人差もあり、同じニオイをかいでも人によって快・不快の印象が異なったり、全く同じニオイでも感じる人と感じない人がいたりします。柔軟剤などのニオイにより、人によっては体調が悪くなる場合がありますので、周囲の人への影響にも配慮しましょう。

1. <隣家の洗濯物の臭いで体調不良> 半年程前に隣家の洗濯物の臭いが強く、気分が悪くなった。隣とは付き合いが無いので、マンションの管理人を通じて隣に申し入れたら、柔軟剤等を変えたようで、気になるほどではなくなった。しかし、最近また同様の臭いがして気分が悪くなった。再度管理人や管理組合に話したが、「臭いの苦情はあなただけだ」と言って埒があかない。一度来て臭いを確認し、隣と交渉してみたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは一方当事者の代理人として交渉に当たることは行っておりません。また、現場訪問も行っておりません。可能であれば管理人立会いの上で、臭いに特に敏感な体質であることを隣家に説明し、柔軟剤等を臭いの少ないものに変えてもらえるよう頼んでみては如何ですか。

2. <隣家で使った柔軟剤の臭いによる体調不良> 「マンションの5階に居住している。半年程前の夏に隣の家が洗濯物をベランダに干した際に、風向きによっては強い臭いがして、隣が干している間、鼻水、頭痛、吐き気を催すようになった。隣に状況を話してみると、△△社の柔軟剤〇〇(外国製)を使ったことが分かったので、その使用を止めてもらった。最近になって、以前と同じ臭いを感じて、同じ症状が生じることがあった。そこで柔軟剤の臭い成分の安全性を調べてもらうことができるだろうか。なお、医師に診てもらっていない」との相談を女性から受けている。当センターからは、まずは医師に受診することを勧めたところだ。今後の対応のために、柔軟剤の臭い成分の安全性について検査機関等で調べるのが可能なかどうかを知りたい。〈消費生活C〉

⇒検査機関に依頼する際に、対象成分が特定できないまま漠然と検査することは極めて困難と思われる。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えるこ

とができませんので、輸入元にお問い合わせください。なお、化学物質に対する感受性には個人差もあるため、製品には問題はなくても、使用する人の体質などによって合わない場合があります。また、臭いが強いからといって必ずしも有害性があるとは限りません。

3. <タイマー予約で洗濯して白い衣料に灰色のシミ> 「タイマー予約で洗濯したところ、白い衣料(材質:綿)に灰色のシミがまだらについて、洗濯しても落ちない。使用した外国製の柔軟剤〇〇が原因ではないかと思い、柔軟剤の輸入元に問い合わせしてみたところ、『そのような事例は聞いたことがない』と言われた。洗濯機の柔軟剤投入口から柔軟剤の原液が漏れて衣料に付着した場合を想定し、白いタオルに原液を付け、その後、水洗いしたところ、やはり灰色になって洗剤で洗っても落ちなかった。輸入元に衣料の損害賠償を要求したいが、どうしたらよいか」という相談を受けている。これから、〇〇の製品表示や洗濯機の取扱い説明書などの事実関係について確認するつもりである。製品の注意表示と製造物責任との関係について教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒注意表示が不十分であるなど、製造物に何らかの欠陥があり、かつ、その欠陥と損害との間に因果関係があると認められた場合には、その製造業者等(輸入品の場合は輸入業者)に対し製造物責任(PL)法に基づく損害賠償を請求することができます。(同法を所管する消費者庁のウェブサイト)に全文が掲載されています

(<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>。)

## 12) 除湿剤—3件

除湿剤(タンクタイプ)にたまった液体には塩化カルシウムが溶けているため、こぼれるなどして周囲のものに付着してしまうと、シミになったり、皮革製品や絹製品の場合には縮んで硬くなったりすることがあります。また床や棚などの木製品に染み込んでしまうと、表面を拭いてもなかなか乾きません。容器が割れたり倒れたりして液が漏れたりこぼれたりすることのないよう、除湿剤を落としたりぶついたりしないように注意して、設置する際は安定した平らなところを選びましょう

1. <除湿剤が液漏れした床の処置> 押し入れの床(木製)に置いて使用していた除湿剤(タンクタイプ)1個から液漏れしているのを発見した。除湿剤は転倒していなかったが、容器に割れ等があったかどうかやメーカー名等は確認せずに捨ててしまった。漏れた液を拭き取ったが、まだベタベタしている。化学製品PL相談センターのウェブサイトに掲載されている「除湿剤から液が漏れた！」([http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/295\\_317.pdf](http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/295_317.pdf))という記事に、水拭きとから拭きを根気よく繰り返す方法が紹介されているが、もっと簡単な方法はないのか。〈消費者〉



⇒除湿剤(タンクタイプ)にたまった液体には塩化カルシウムが溶けているため、木部などに染み込んでしまうと、塩化カルシウムが湿気を吸い続け、表面を拭いてもなかなか乾きません。ドライヤーや扇風機で乾かしても一時的に水分がなくなるだけで、塩化カルシウムが残っている限り再び湿気を吸ってしまいます。濡らした布で水を浸すようにして染み込んだ塩化カルシウムの液を溶かし、次に乾いた布でその水気をよく拭き取ることを根気よく繰り返して、染み込んだ塩化カルシウムを吸い出す方法が、やはり最も効果的と思われます。

2. <除湿剤の漏れによるコート汚損> 「2ヵ月程前、除湿剤(タンクタイプ)1個を押し入れの中の上の棚のダンボール箱の上に置いた。最近この段ボールの箱が濡れていることに気が付いた。調べてみると、除湿剤の半分程液が漏れていて、ジャンパー3着と皮のコート1着に液が浸み込んでいたほか、床板にシミ汚れが生じていた。特に皮のコートは20年程前に買ってもらって大事にしていたもので、残念でたまらない。除湿剤の相談窓口で苦情を申し出て、補償を求めると、『出荷時に検査しているので瑕疵はないはずだが、検査するので送って欲しい』と言われたので、現物を送った。後日、メーカーから『検査した結果、目視では分からないものの、下部に小さい割れがあった。どこかでぶつけたものだろう。お見舞金を提供したい。報告書は別途送付する』との回答だった。見舞金は納得できる額ではないとの相談を受けている。なお、ジャンパーがクリーニングできるかどうかは分かっていない。当センターから、“クリーニング事故賠償基準”を参考にすると、革製品の残存価値はほとんどないことを説明したほか、検査報告書を確認した上で再度相談することにした。化学製品PL相談センターでの相談事例を参考にして対応を考えたい。〈消費生活C〉

⇒除湿剤(タンクタイプ)から液が漏れたという相談が、今まで当センターに寄せられています。しかし、必ずしも原因は定かではありません。なお、容器に割れなどがあったことが認められたとしても、それが購入以前にできたものだと証明することができないと、製造業者等の責任を問うことは困難になりがちです。また、一般に“見舞金”などと呼ばれているものは、あくまでもメーカー等の志であり、メーカーが責任を認めた訳ではありません。

3. <除湿剤の漏れの容器破損原因> 「除湿剤(タンクタイプ)1個を押し入れの床に置いていたところ、3ヵ月程経って中の固形物はなくなり、ほとんど液漏れしていたことに気がついた。除湿剤の下に紙を敷いていたが、床板にシミ汚れが残ってしまった。なお、スノコを使っていたので、押し入れに入れた物への影響はなかった。除湿剤の容器はプラスチック(PP:ポリプロピレン)製で、角部に亀裂があり外側にめくれているように見えた。メーカーに苦情を申し出て、現物を送り、原因の調査を依頼したところ、『外側からぶつけられた可能性がある。ハウスクリーニングを手配してもよい』との回答で、代替品が送られてきた。まだクリーニングを依頼していないが、亀裂の原因が納得できない。除湿剤が吸湿し過ぎて液量が増加し、内部から破裂することは考え

られないだろうか」との相談を受けているがどうか。〈消費生活C〉

⇒除湿剤の主成分は固形の塩化カルシウムで、吸湿した水分に溶解して水溶液になることから、塩化カルシウムの量と吸水量の間に一定の関係があるものと考えられます。なお、日本工業規格の“家庭用除湿剤 (JIS S-3106)”には、有効期間(同期間に幅がある場合には、その最大とする)における標準除湿量を測定して表示することが定められています。内部から圧力がかかる可能性も含めて、詳しいことはメーカーにお問い合わせされるようお願いいたします。なお、お話だけではメーカーが責任を認めたのかどうか分かりませんので、「ハウスクリーニングを手配してもよい」の意味を確認されるようお願いください。

### 13) 防虫剤-3件

1. <ダニよけ剤をスプレーしたタイヤが変色> 「新車で購入して間もない自家用車のタイヤに、タカラダニがいるのを見つけた。車内へのダニの侵入を防ぐために、いつも室内で使用している△△社のダニよけ剤〇〇(ハndsプレー式)を全てのタイヤの外側にスプレーした。その30分くらい後に見たところ、タイヤがこげ茶色に変色しており、洗剤を使って洗ったが戻らなかった。タイヤが変色した原因について△△社に問い合わせたが、『タイヤに使うことは想定していないので、何とも言えない。室内用なので用途外の使用になる』と言われた。〇〇を使用する際に注意表示は確認しておらず、△△社に補償を求めることは考えていないが、走行に支障がないか心配である」という相談を受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒お話だけでは実際のタイヤの状況等が分かりかねるため、ディーラー等に見せて相談してみるよう、相談者に勧めてみてはいかがでしょうか。

2. <タンスに入れた防虫剤の効力> 昨年春にタンスの引出しに、△△社の防虫剤〇〇を使用説明通りに入れてセーターをしまったが、セーターが2枚虫に食われていた。今年の春は、虫に食われないように防虫剤を余分に入れてしまったが、セーターがまた1枚虫に食われていた。△△社に連絡を入れて状況を説明し、「どうしたらよいか」と聞いたところ、「当社では虫食いに対する責任は負えない」との回答のみで、今後のアドバイスもなく対応が非常に悪いので、こちらも感情的になってしまった。セーターのしまい方は、引出の中を掃除し、紙を敷いて、クリーニング済みのセーターを隙間がないように入れ、今回は絶対食われないようにと防虫剤は1枚毎に3個ずつ入れた。引出しの上は少し空いている程度にしていた。消費生活センターに相談したら、「品質検査できるかもしれない」と言われ、化学製品P L相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒当センターでは検査等を行っていません。特定の製品の性能等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることはできません。なお、日本繊維製品防虫剤工業会のウェブサイト (<http://www.bouchuko.org/>) の“衣類収納のアドバイス”によると、“防虫剤成分が十分にゆきわたるように、容器に衣類を詰め込み過ぎないようにしてください”となっています。



詳しくは同工業会にお問い合わせください。

3. <防虫防カビ剤による臭いと体調不良> 1年程前にタンスの外側と部屋の壁にカビが生え、カビ取り剤〇〇でカビを除去し、その後すぐに防虫防カビ剤〇〇を置いたら、きつい臭いがした。時間がたてば消えると思っていたが、今も消えない。カビ取り剤のメーカー△△に聞いたら、「カビ取り剤は時間が経てば塩と水に分解してしまうので、1年も経てば影響はないはず」と言われた。最近体調を崩したので受診すると、「食道にカビが生えている」と言われた。医師にはこの臭いのことは話していないが、この臭いは体に良くないのではないか。化学製品PLセンターは消費生活センターから紹介された。〈消費生活C〉

⇒臭いの感じ方には個人差があるため、お話だけではどの程度の臭いなのか分かりかねます。体調不良と臭いとの関係は、防虫防カビ剤のメーカーにも確認した上で、医師にご相談されては如何ですか。

#### 14) 食品・飲料-3件

1. <コーヒードリップパックのフィルターと包装袋の接着トラブル> 「1回分のドリッパコーヒーをパックにしたギフトを1ヶ月程前に友人から送ってもらった。使ってみようと開けてみると、フィルター部と包装フィルムが接着しているものが、数10パック中4パックあった。コーヒーメーカーの相談窓口で苦情を申し出ると、『工場で接着してしまうことは考えられない。物流の過程で発生したのではないか』との回答で納得できない。製品の問題を認めないのはおかしい。なお、フィルターや包装フィルムの材質は分からない」という相談を受けている。なぜこういうことが起こるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒お話だけでは、当センターでも分かりかねます。特定の製品の品質等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。接着トラブルの考えられる原因について、貴センターからメーカーに納得できる説明を求めてみて下さい。温度条件等により容易に接着する可能性があるのであれば、改善を要望してみても如何でしょうか。

2. <長期間摂取した健康食品と体調不良の因果関係> 健康食品を10年程飲んでいました。昨年体調が悪くなり病院で「栄養の過剰摂取による腎不全」と診断された。健康食品メーカーに補償を要求すると、同メーカーから依頼された弁護士から「製造物責任（PL）法では被害者が立証する必要があるので、立証して欲しい」との連絡が入った。10年飲み続けたものの影響を立証するのは困難だが、自分なりに調べ、さらに医師の見解も含め、完全ではないが、健康食品の摂取が腎不全と因果関係のある可能性が高いことを内容証明で送った。しかし、「成分は厚生労働省認可のもので問題ない」と、納得のいく回答が得られなかった。やはり立証できなければいけないのか。消費生活センターに相談したら化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。PL法では、製品の欠陥と被害との因果関係を被害者が立証する必要がありますが、本件は弁護士に相談されることをお勧めします。

3. <アルキド樹脂塗料の安全性> 水産加工食品の製造会社で品質管理を担当している。2週間程前、お客様から「食べる際に異物を見つけた」という苦情を頂いたので、現物を送付してもらい、検査機関で検査してもらった。その結果、異物はサイズ 1mm×1.5mm 1個で、アルキド樹脂塗料の塗膜だった。この塗膜を摂取した場合の人体に対する安全性情報を知りたい。なお、この異物は輸入している原材料の製造工程で混入したことが判明しているが、塗料メーカーは把握できなかった。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈事業者〉

⇒特定の製品の安全性等については、そのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターではお答えする立場にありません。

#### 15) プラスチック製品—3件

1. <透明プラスチック製の袋の変色原因> 「野球帽や学生帽等複数の帽子を透明のプラスチック製の袋に入れ、更にダンボール箱に入れて廊下の棚の上に長年保管していた。最近これを開けてみたところ、この袋が薄いピンク色になっていた。有害物質があると心配なので原因を調べたい。」との相談を40歳代の男性から受けているが、化学製品PL相談センターへ回してもよいか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは検査・分析は行っておりません。なお、独立行政法人、製品評価技術基盤機構のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧 (<http://www.nite.go.jp/jiko/network/index.html>) が、また独立行政法人国民生活センターのウェブサイトに、商品テストを実施する機関のリスト ([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/index.html](http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)) が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となることをお伝えください。

2. <メラミン樹脂製の灰皿の危険性> 「息子が部屋で使っていた灰皿を見ると、灰皿の一部が焦げていた。灰皿の裏の表示には、“材質 = メラミン樹脂、焦げることがある、火がついたまま長時間置かないこと” となっていた。この灰皿は息子が100円ショップで買ってきたものだ。一般的に、灰皿はガラスや金属など不燃物で作るものが多いはずなので、樹脂製というのは危険なのではないか」という相談を受けている。当センターでも100円ショップで同製品が販売されていることを確認した。メラミン樹脂に関する危険性情報があれば教えて欲しい。〈消費生活C〉

⇒一般的な情報として、メラミン樹脂の耐熱温度 = 110～130℃とされています。

注意表示があるとは言え、メラミン樹脂は可燃物ですので、使用する場合には充分

注意する必要があるでしょう。

3. <販売先で液漏れした容器の製造物責任> 商社として、容器製造会社の汎用ポリエチレン製容器を販売している。この容器を使用したユーザー会社の製品の外観が変形して、液漏れトラブルが発生したため、損害賠償を要求されている。トラブル品を調査したところ、変形した原因は同製品に使用された有機溶剤による可能性があること、ユーザー会社からの仕様変更により容器の形状を変更した後にトラブルが発生したこと、成型不良など容器の製造上の問題はないことが分かった。なお、容器製造会社は有機溶剤により影響を受けることは認識していたが、使用上の注意事項として、ラベルや文書等で情報提供はしていなかった。一方、ユーザー会社側では、形状を変更する前の容器に関して事前に検討し問題がないことを確認していた。このような状況で、製造物責任(PL)法の考え方を知りたい。なお、容器製造会社はPL保険に加入している。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈事業者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥(設計上、製造上、指示・警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。使用にあたり考えられる危険性については、注意・警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。詳しいことは、PL保険を扱っている損害保険会社にご相談願います。

#### 16) その他—3件

1. <水質調整剤の使用とメダカの死> 「30L水槽でメダカを飼っていたが、水槽内に白い濁りが発生した。そこで白い濁りが取れるという水質調整剤をホームセンターで買い、1週間前に表示された通り使ったところ、メダカが全て死んでしまった。原因を知りたいので、メーカーに問い合わせたところ、『検査するため、水槽の水を送って欲しい』と言われている。信用できるかどうか不安だ。どうしたらよいか」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで同様のトラブル事例があれば知りたい。〈消費生活C〉

⇒当センターに寄せられた相談で、同様のトラブル事例はありません。特定の製品の問題等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。水槽の水を送って検査してもらい、メーカーから納得できる説明を求めてみるよう話されては如何でしょうか。

2. <腕時計の革製バンドに含まれるアレルギー原因成分> 「半年程前の夏に、購入した腕時計を使用したら革製バンドの部分がかぶれたようになった。時計メーカーに申し出たところ、『ホルムアルデヒドと六価クロムの検査をしたが、検出されなかった』との返事が来たが、納得できな

い。なお、皮膚科には行かなかった」との相談を受けている。革製バンドに使用されると思われる接着剤等の成分で、アレルギー要因として考えられる成分を知りたい。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、特定の製品についての情報は把握しておりません。現時点ではアレルギーとは特定できませんので、革製バンドのメーカーに使用されている成分を確認され、医師に相談し、その成分でアレルギーテストをするよう相談者にお伝えください。

3. <メスの刃先回収容器破損と製造物責任> 歯科医だが、患者に使ったメスの刃先だけを、安全に回収するための専用容器を使った際に、その容器が割れて中に入っていた刃先で切り傷を負った。容器はプラスチック製だが、材質は調べないと分からない。また、容器のサイズはマッチ箱に近い。この容器にメスの刃先を差し込み、プッシュボタンを押すことで、刃先が外れて容器の中に残る仕組みになっている。切り傷は大したことはないと思い、医師の受診をしなかった。しかし、メスの刃先には患者の血液が付着していることから、感染症の影響が心配になってきた。回収容器メーカーに苦情を申し入れて、感染症の検査費用の負担を求めると、「現物を見せて欲しい」と言われ送付した後、戻してもらった。同メーカーは当初「費用負担してもよい」と言っていたが、その後、「弁護士と相談した結果、製品の欠陥は認められなかった。このため費用負担はできない」と言ってきた。この件は製造物責任(PL)法の対象になるだろうか。〈事業者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に関わる被害が生じた場合に、製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。この法律に基づいて損害賠償を受けるには、被害者が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたこと的事实を明らかにすることが原則となります。お話だけでは、何が欠陥なのか分かりかねます。再発防止のためにも、破損原因に関するメーカーの見解を確認されては如何でしょうか。なお、メーカーに何らかの補償を要求するのであれば、症状が軽微でも、切り傷に関する客観的な証明(医師の診断書等)が必要と思われます。

## 17) パーマ液-2件

1. <パーマをかけた後の髪の毛異常> 8ヶ月程前に、初めて入った美容院でパーマをかけてもらったところ、髪の毛がゴワゴワになり、新しく生えてくる髪の毛が“くだけてしまう”ような症状になった。美容院に話してみると、「当院では問題ないはず」と言われた。カルテを見せてもらったが、施術した方法と異なっているように思えたので、パーマ薬剤の成分名を聞かせてもらった。また、頭皮がヌルヌルするなどの違和感があったので、皮膚科に診てもらったが、「赤くはないので、問題ない」とのことだった。髪を切って短くし、その髪の毛を保管しているので、髪の毛に付着しているパーマ薬剤の成分を検査してもらいたい。検査結果を見て、美容院と交渉したい。化学製品PL相談センターは消費生活センターで紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは検査等は行っていません。ご希望であれば、独立行政法人 製品評価技術基盤

機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)に登録されている検査機関をご紹介しますが、検査費用はご自身の負担となります。なお、お話だけでは髪の毛の状態が分かりかねます。社団法人 日本毛髪科学協会(<http://www.jhsa.jp/>)が毛髪相談を行っていますので、お問い合わせされてはいかがでしょうか。

2. <パーマでの頭皮かぶれと脱毛の因果関係> 1年半程前に美容室でパーマをかけた時に、それまでに使っていたパーマ液と別のパーマ液の、2種類を使用したところ、かぶれたようになった。パーマをかける時に、美容師に「頭皮が赤くなっているので心配」と言ったが、「頭皮が赤いのは日焼けで、このパーマ液は化粧品のように顔に付けても大丈夫な位安全ですから」と言われてかけた。その後脱毛も始まり、育毛サロンで調べたところ、通常の人が50~80本/日のところ220本/日抜けていた。医師からは、「頭皮が赤くなっている時はパーマをかけてはいけない」と言われた。美容室からは、「かぶれの治療費は支払う」と言われているが、パーマ方法に納得がいかず、消費生活センターに相談した。10ヵ月程前から抜け毛は少なくなったが、今でも120本/日が続いている。抜け毛については医師も、「因果関係がはっきりしない」とのこと。この抜け毛の原因が薬剤と関係しているのかどうかを知りたい。化学製品PL相談センターは、インターネットで知った。〈消費者〉

⇒抜け毛の原因については、当センターでは分かりかねます。社団法人 日本毛髪科学協会(<http://www.jhsa.jp/>)にご相談されては如何でしょうか。

## 18) 防蟻剤-2件

クレスート油には独特の強い臭いがあるため、人によっては臭いで頭が痛くなったり気分が悪くなったりすることがあります。各製品に表示されている用途、使用上の注意などを守って正しくお使いください。臭いや化学物質に敏感な人は特に、居室の周辺への使用を避け、塗布作業中の換気状態や風向きにも十分配慮してください。

1. <シロアリ駆除した頃から体調不良> 1ヵ月程前から体調が悪い。丁度シロアリ駆除をした時期と一致するので、一度シックハウスの検査をしてもらいたいが、どうしたらよいでしょうか。シックハウスの本を読んでいて化学製品PL相談センターを知った。〈消費生活C〉
- ⇒新築、増改築した後の住宅などにおいて、使われた建材・接着剤・塗料などから放散される化学物質により、多様な体調不良の症状を生じる状況を一般的に“シックハウス”と言い、その症状を“シックハウス症候群”と言います。厚生労働省は、室内空気汚染の原因となる恐れのある化学物質として、ホルムアルデヒドをはじめとする化学物質13成分について、室内濃度指針値を定めています。また、国土交通省は、改正建築基準法の中でホルムアルデヒドとクロル



ピリホスの2物質を規制しています。シックハウスの検査とは、一般的にこれらの化学物質の室内濃度測定などを示すものと思われます。今回はシロアリ駆除剤の影響を調べるものと思われる、同駆除剤の成分の室内濃度測定をする方が体調不良の原因究明には適していると考えられます。当センターでは検査や分析は行っておりません。駆除業者から使用した薬剤成分の情報を入手の上、検査機関は次のところにご相談下さい。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/index.html>)が、また独立行政法人 国民生活センターのウェブサイトに、商品テストを実施する機関のリスト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/index.html](http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html))が掲載されています。なお、費用はご自身の負担になります。また、体調不良が続いているならば、医師に受診されることをお勧めします。

2. <リフォームで使われたシロアリ駆除剤> 業者に依頼して、家のリフォームを行った。自分は“化学物質過敏症”を患っているため、施工業者に「化学物質を使用しないでほしい」と事前に伝えてあった。一昨日、臭いがして気分が悪くなり、喉に痛みを感じた。施工業者に確認したところ、下請け業者に自分の体質のことが伝わっておらず、シロアリ駆除剤が散布されたと分かった。既に症状は治まったが、今後のために、使用された駆除剤の成分について、体内での代謝や環境中での動きなどに関する情報を入手したい。〈消費者〉

⇒成分そのものの健康毒性、環境毒性等に関する情報は、環境省の「化学物質ファクトシート」(<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>)、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の化学物質総合検索システム(<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)等で調べることができる場合もあります。ただし、製品に含まれる成分の毒性に関する情報だけをもって、通常予見される使用条件における製品としての危険有害性を判断できるとは限りません。なお、化学物質に対する感受性には個人差があるため、今後は、具体的にどのような化学物質を使用しないのかを契約の際に確認しておくことをお勧めします。

## 19) 入浴剤-2件

1. <小分けした入浴剤と接触したスプーンの変形> 「通信販売で買った入浴剤(粉体、2kg入)の容器が大きかったので、小さいガラス容器に小分けし、そのガラス容器で使っていたプラスチック製スプーンを入れておいた。2週間程経ってみると、小分けした入浴剤の中に入れておいたスプーンが柔らかく“ふにゃふにゃ”になっていた。メーカーに問い合わせると、『テレピン油が入っているためだ』と言われた。入浴剤にテレピン油が入っていても安全性に問題ないだろうか」との相談を受けている。当センターで調べるとテレピン油は松脂から作ることが分かったが、安



### 全性はどうだろうか。〈消費生活C〉

⇒製品に含まれている成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができませんので、メーカーにお問い合わせ願います。なお、製品を小分けすることは、表示内容不足などにより、用途間違いなどの原因になる可能性がありますので、お勧めできません。

2. <入浴剤を使用して着色した浴槽> 2ヵ月位前に△△社が販売している入浴剤を購入して使用したところ、浴槽の湯を入れていた部分が赤く着色してしまい、洗浄剤で洗っても落ちなかった。△△社に苦情を申し出ると、製造元□□社の人と一緒に来て写真を撮り、検証して回答する事となった。回答は、「同じメーカーの同じ浴槽で実験したが再現されないので、この入浴剤が原因とは思われない」とのことで、△△社からは「この件は終了」と言われた。こちらがいくら連絡をしても、「業務に支障をきたすので」と切られてしまい、交渉できないでいる。浴槽は20年程前のもので、再現テストでの条件が同じ条件とは思えない。今まで他メーカーの入浴剤を使用していたがこのようなことは無く、注意表示にも“色が付く”等のことは書いてなかった。これはPL（製造物責任）法としてどう考えるか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥（設計上、製造上、指示・警告上）によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合に、製造者などの損害賠償責任について定めた民事上の法律です。製品の取扱い説明の内容が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問うことができる可能性があります。お話だけでは、取扱い説明の具体的な内容が分かりかねます。まずは、△△社との交渉進展が図れるかを消費生活センターに相談されては如何でしょうか。又、経年劣化の影響も含め、浴槽メーカーにも相談されては如何でしょうか。

## 20) 不明-2件

1. <水中ゴーグル用くもり止めの成分の安全性> 「友人から譲ってもらった水中ゴーグル用のくもり止め（エアゾール式）を3日前に使用した後、海に入ったところ、右眼が痛くなった。同日、眼科に状況を話して診てもらうと、『右眼の角膜が傷ついている』との診断だった。くもり止めの影響について聞くと、『成分が分からないと何とも言えない』と言われた。くもり止め製品の相談窓口で成分を問い合わせしている。もし角膜を傷つける成分が使われていれば、何らかの補償を求めることができるか」との相談を受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。また、特定の製品の安全性等については、そのメ

メーカーでなければ責任を持って答えることができません。まずは、成分内容を医師に伝え、メーカーに医師の診断結果を伝えて相談されるようお願いください。

2. <住宅展示場へ行って頭痛> 3日前に住宅展示場へ行ったところ、その日の夕方から少し頭が痛くなった。翌日から頭痛とボーとしたような感じが続いている。インターネットで調べるとシックハウス症候群の症状に似ているが、これはシックハウスの影響だろうか。〈消費者〉  
⇒当センターは医療機関ではないため、症状の診断や原因の特定はいたしかねます。現在も症状が続いているのであれば、医師に住宅展示場へ行ったことを伝え、ご相談されることをお勧めします。

## 21) エステティックサービス等—1件

1. <まつ毛エステで使われた接着剤の安全性> 1ヵ月程前に、専門サロンでまつ毛エクステンションの施術を受けたところ、両眼とも充血し、右眼が痛くなった。翌日、眼科で診てもらくと、「右眼の角膜に傷ついている」と診断され、「充血はアレルギー反応によるものだろう」と言われた。専門サロンに苦情を申し出たところ、謝罪されて治療費の負担を受入れてもらった。しかし、今後のことを考えて、使用した接着剤の安全性を知りたいと思い、成分情報の開示を求めたが拒否された。そこで、消費生活センターに相談しながら同サロンと交渉を重ねた結果、4成分名を開示してもらった。これらの成分の安全性を知りたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。なお、眼の症状は3週間程して回復した。〈消費者〉  
⇒一般的な化学物質の危険有害性情報は、国立医薬品食品衛生研究所のウェブサイトに掲載されている国際化学物質安全性カード(<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)等で調べることができます。しかし、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用条件における製品としての安全性を判断できるとは限らず、個別の製品の安全性については、メーカー等でなければ責任を持って答えることができません。

## 22) カビ取り剤—1件

1. <カビ取り剤による体調不良と損害賠償> 「6年程前、△△社のカビ取り剤〇〇をマンションのフロ場で使った際に、目まいを催したので2日間入院したが、病院から診断書もらわなかった。メーカーに苦情を申し出ると、『病院に聞いてよいか』との同意を求められたので、了解した。その後、メーカーから『何も補償できない』という趣旨の回答文書が送られてきた。治療費を要求したいのに、メーカーの回答は納得できない。どうしたらよいか」との相談を受けている。〈消費生活C〉  
⇒メーカーに補償(治療費又は損害賠償)を請求するのであれば、製品〇〇と症状との因果関係に

関する客観的な証明(医師の診断書等)が必要と思われます。お話だけでは、メーカーの見解が分かりかねますので、メーカーの回答文書の内容を確認されては如何でしょうか。

## 23) ゴム製品-1件

1. <敷きマットからフローリングへの色移り> 1年程前、通販で健康器具と同器具の下に敷くマット(約70cm×約170cm)を購入し、フローリングの床に設置して使ってきた。1週間程前、床のワックスをかけ直す際に健康器具とマットを移動したところ、床板が黄色く色移りしていることが分かり、洗浄剤を使っても除去できなかった。販売会社に問い合わせると、「マットに『使用上の注意を示した書面』を付けて包装しているはず」と言われた。しかし、製品を入手してフィルム包装を外した際には、書面等はなかった。そこで、消費生活センターに相談して、同書面を入手してもらったところ、“床面に色移りする可能性があるため、使用後は片づけて保管すること”など、14項目の注意事項のほか、相談窓口の連絡先が記載されていた。床は白色の表面加工がされていて、色移りが目立つので、床の張り替えなどで原状回復して欲しいと考えている。どうしたらよいだろうか。なお、マットはアイボリー色で、軟質だが材質は分かっていない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターから、相談者が入手された注意書面の相談窓口にお問い合わせ、マット製品に添付した書面のサイズを確認したところ、「B5サイズ」ということが分かりました。このことから、マット製品の包装を外した際に、書面を見逃す可能性は少ないものと考えられます。製造物責任(PL)法では、製造物の欠陥(設計上、製造上、指示・警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めています。マット製品に注意表示書面が添付されていなかったとすれば、製造物の欠陥になる可能性があります。なお、この法律に基づいて損害賠償を受けるには、被害者が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたこと的事实を明らかにすることが原則となります。PL法に基づいた損害賠償について、マットのメーカー(輸入品の場合には、輸入会社)と交渉してみてください。

## 24) ドライクリーニング-1件

1. <ドライクリーニングに出したセーターの石油臭> 「1ヵ月くらい前に、自分のセーターを嫁に頼んでドライクリーニングに出したところ、戻ってきたセーターから石油臭を感じた。嫁からクリーニング店に連絡させたところ、『陰干ししてみるように』と言われたそうで、屋内で3週間くらい陰干ししてみたが、臭いが消えなかった。そのことを嫁からクリーニング店に伝えさせたところ、無料で再度クリーニングをしてくれたが、それでも改善されなかった。臭いを取り除く良い方法があれば教えてほしい」という相談を受けている。関連の業界団体に問い合わせたと

ころ、やはり陰干しするよう勧められたほか、化学製品PL相談センターを紹介された。

〈消費生活C〉

⇒一般に、クリーニング店での乾燥が不十分な場合、衣類等にドライクリーニング溶剤が残っていることがあります。臭いの感じ方には個人差もありますので、可能であればそのセーターを貴センターに持ってきてもらうなどして、実際の臭いを確認してみたいかですか。なお、独立行政法人 国民生活センターのウェブサイトに掲載されている「クリーニングした衣類で化学やけど！—残留したドライクリーニング溶剤で—」([http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-19990305\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-19990305_1.pdf))に、「ドライクリーニングから戻った衣類は、すぐに袋から出し、石油臭等の異臭がないか確認すること。臭いがあるようなら、クリーニング店に申し出て再処理を依頼するか、風通しのいい屋外に1週間くらい陰干ししてから着用すること。屋内に干すと室内の空気が汚れ、気分が悪くなることもあるので、屋外に干すほうがよい」など、消費者へのアドバイスが掲載されていますので、参考にされるとよいでしょう。

25) ワックス—1件

1. <木質用コート剤による黄ばみについての照会> 「DIYショップで買った木質用コート剤をフローリングに使用したところ、3ヶ月経って“黄ばみ”が気になるようになった。コート剤のメーカーに問い合わせると、『同じようなクレームはない』と言われ取り合ってくれなかった。仕方なくハウスクリーニングに依頼してコート剤を除去してもらった。しかし納得できない。こういうことがありうるのか」という相談を受けている。化学製品PL相談センターでアドバイスすることがあるか。〈消費生活C〉

⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にありません。なお、メーカーに説明する場合には、色相が変化したことが分かる写真など客観的な情報が必要でしょう。

26) 医薬品—1件

1. <水害に被災した際に使った防疫用薬剤の安全性> 3年くらい前に自宅が水害に被災し、自治体から「家の中にまくように」と無料配布された防疫用殺虫・殺菌・消毒剤〇〇(医薬品)を使用した。それ以来、喉や鼻の痛みが続いているため、専門の医療機関を紹介してほしい。また、〇〇の成分からその安全性に問題がなかったかどうかや、メーカーの責任を問えるかについて教えてほしい。〈消費者〉

⇒申し訳ありませんが、当センターでは特定の医師・医療機関の紹介は行っておりません。〇〇の安全性については、成分そのものの安全性に関する情報は国立医薬品食品衛生研究所のウエ

ウェブサイトに掲載されている国際化学物質安全性カード(<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)等で調べることができる場合もありますが、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用条件における製品としての安全性を判断できるとは限らないため、個別の製品の安全性については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができません。また、健康への影響には〇〇そのものの安全性だけでなく使用方法も関与するため、一概にメーカーの責任が認められるとは限らず、〇〇の使用方法に関する自治体から住民への情報提供や実際の使用方法が適正であったかも考慮される可能性があるでしょう。

## 27) 家電製品—1件

1. <液晶テレビからの臭いで頭痛> 「購入した液晶テレビが昨日搬入され、その2時間くらい後に、このテレビから石油系と思われる刺激臭がすることに気付いた。夫は特に体の異常はうったえなかったが、自分は頭痛がしたり目がしょぼしょぼしたりしたため、販売店に申し出たところ、テレビを交換してくれることになった」という報告を受けた。参考までに、液晶テレビの臭いに関する相談が化学製品PL相談センターに寄せられていれば教えてほしい。〈消費生活C〉  
⇒当センターでは受付事例がありません。家電製品に関する相談を受け付けている家電製品PLセンター(<http://www.aeha.or.jp/plc/index.php>)にも問い合わせるとよいでしょう。

## 28) 抗菌剤—1件

1. <外壁のクレオソート油の塗り直しで体調不良> 築約60年の家(木造2階建て)に住んでいる。外壁(土壁)の下見板(高さ約1m×幅約4m)に塗ってあるクレオソート油がはげてきたため、最近、ホームセンターでクレオソート油を購入し塗り直したところ、臭いが強く、涙が出て喉が痛くなった。壁を通過して侵入するのか屋内でも臭いがするが、外に出ると症状が治まるため、医者にはかかっていない。血液疾患で自宅療養中の娘(成人)も、目がしょぼしょぼするとうったえたり咳き込んだりするため、担当医に相談したところ、「臭いの発生源を取り除く方がよい」と言われた。そこで、塗装業者に相談して上塗りをしてもらったところ、外では臭いがしなくなったが、屋内の臭いは改善されなかった。押し入れなどに竹炭を置いてみたが、それも効果がなかった。娘は取りあえずなるべく臭いがしない部屋に移したが、臭いを取り除くよい方法があれば教えてほしい。〈消費者〉  
⇒お話だけでは現場の状況が不明なため、上塗りをした塗装業者または工務店などに現場を確認してもらい、対策について相談してみてください。



## 29) 接着剤・粘着剤-1件

1. <衣類に使用した接着剤の黄変> 「4ヵ月前に、手芸用品店で、ラインストーンの近くに陳列されていた接着剤〇〇1点を購入し、これを使ってダンスドレスの上半身いっぱいラインストーンを付けた。最近になって、接着箇所が黄色く変色してしまい、ドレスが使い物にならなくなった。〇〇のメーカー△△に申し出たところ、『日光に当たったり大量に使用したりすると黄色く変色するものだ』と当然のように言われたが、接着剤とはそのようなものなのか。〇〇には、布・金属・プラスチックなどの接着に使用できる旨や、メリットとして乾くと透明になる旨が表示されていたが、黄色く変色することについては書かれていなかった」という相談を受けている。接着剤は日光に当たったり大量に使用したりすると黄色く変色するものなのか。〈消費生活C〉  
⇒今のお話だけでは接着剤の種類、成分等が不明なため、まずは表示をご確認ください(家庭用接着剤は一般に、家庭用品品質表示法によって、種類(“水性系”、“溶剤系”など)、成分などの表示が義務づけられています)。[その後、消費生活センターから、「相談者に表示を確認してもらったところ、『よく見たら衣類には使用できない旨が表示されていた』とあって納得されたため、それ以上の詳細は確認できなかった」との報告あり。]

## 30) 動物用薬剤-1件

1. <無料でもらった水質調整剤のトラブル> 「先日、いつも行くペットショップから、水槽に入れると金魚に良いという水質調整剤を無料で貰った。早速水槽に入れたところ、翌日に金魚の腹が変色し、2日目に死んでしまった。ペットショップに苦情を申し出たら『当方には責任は無い』の一点張りで非常に無責任であった。メーカーに申し出たところ、メーカーはある程度対応はしてくれるようだ。こういう場合販売店の責任はないのか」との相談を受けている。〈消費生活C〉  
⇒お話だけでは、製品の注意表示や使用状況等が分かりません。特定の製品の問題については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることはできません。トラブルの原因も含めメーカーから納得のできる説明を求めてみるよう話されては如何ですか。なお、製造者などの意思によって流通に置かれた製造物であれば、景品として提供されたもの(この場合は無償の水質調整剤)であっても製造物責任(PL)法の対象となり得ます。

## 31) 肥料-1件

1. <消石灰を顔に被って失明> 「3ヵ月程前、農業を営んでいる高齢の母が、畑で作物を植える準備のためにバケツに入れた消石灰を撒こうとした際に、転んでバケツの消石灰を顔に被ってしまった。直ぐに近くの眼科で洗眼してもらったが、『手に負えない』と言われ大学病院を紹介されて入院治療を受けた。2週間で退院したが、その際に『右眼は回復しつつあるが左眼は失明し



ている』と言われた。消石灰は20kg入りの袋に入っていた。包装袋は大学病院に持ち込まれたので、自分はまだ表示内容は確認していない。危険注意の表示をするべきではないか」との相談を受けている。〈消費生活C〉

⇒農業分野では、消石灰（水酸化カルシウム）は肥料に分類されていますので、注意表示については、肥料取締法を所管する農林水産省にお問い合わせいただくようお願いください。また、製造物責任（PL）法に係る表示の問題もありますので、実際の製品の取り扱い表示・注意表示をご確認いただくようお願いください。

※ 詳しくはP.86 ちょっと注目「消石灰(水酸化カルシウム)の眼に対する危険性について」をご覧ください。

## 32) 漂白剤—1件

1. <借家で使われた漂白剤による障害> 10年程前、借家のフロ場で下水のような臭いが強かったので、家主に見てもらった。その後、家主が台所用漂白剤(塩素系)〇〇の業務用製品(5kg)を持ってきて、夕方、フロ場の排水口に原液のまま全量を流した。フロ場の換気を動かしっぱなしにしておいたが、居室まで塩素系の臭いが流れてきて、夜、両眼や鼻や喉が痛くなった。翌日、眼科に状況を話して診てもらおうと、「角膜炎になっている」と言われたが、診断書は依頼しなかった。その後、眼が勝手に動いたり、眩しかったり、瞳孔が開かなかったりするようになった。家主に苦情を申し出て、治療費を要求すると、「〇〇のメーカーが『そのようなことが起こるはずがない』と言っている」とか「症状は嘘ではないか」などと言って取り合ってくれなかった。これまでペインクリニック(痛みの診断と治療の専門医)での治療を続けてきて、やっと眼が回復してきた。誰に責任があったのか判断する根拠についていろいろな機関に相談する中で、PL(製造物責任)法があることを知ったが、同法の内容が分からない。また、使用者が使用方法などを間違えた場合の責任はどうか。〈消費者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥(設計上、製造上、指示・警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。この法律に基づいて損害賠償を受けるには、被害者が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたこと的事实を明らかにすることが原則となります。また、PL法に基づく損害賠償請求権は、製造業者等が製造物を引き渡した時から10年を経過すると、時効により消滅します。なお、製品表示が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問うことができる可能性があります。一方、使用者が製品に表示された使用方法、注意事項を守らなかった場合には、そのことによって生じた被害については使用者の責任が問われる可能性があります。このほか、何らかの補償を要求するのであれば、症状との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)が必要と思われます。(なお、化学物質に対する感受性には個人差もあり、一概に補償要求

が認められるとは限りません)

### 33) ヘアケア品-1件

1. <シャンプーによる抜け毛の補償要求> 今回初めて使うシャンプーを購入、使用し始めたら自分も家族も髪が抜けるようになった。季節の変わり目だからかと思ったが、あまり抜けるので心配になり、2週間で使用を止め、シャンプーを元の製品に戻したら治まった。メーカーにはまだ問い合わせしていないが、何らかの補償を要求できるか。化学製品PLセンターは、消費生活センターから紹介された。(消費者)

⇒メーカーに補償(治療費又は損害賠償)を請求するのであれば、製品と症状の因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書)が必要と思われます。しかし、使用する人の体質などによって合わない場合もあります。

## (2) 「一般相談等」

### 1) 住宅全般

住宅の新築・改築にあたっては、事前に、使用する建材・施工材・内装材の安全性と効果、作業手順、入居後に要する注意などについて、業者から十分に説明を受け、家族の体調や化学物質に対する感受性などを考慮した上で、それぞれにふさわしい材料、方法を選択するようにしましょう。

“シックハウス”対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」「言わない」というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。

施工直後は特に化学物質が放散しやすいと考えられることから、入居するまでの換気期間をなるべく長く取り、ご心配なら保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定することをお勧めします。室内空気汚染の原因となる揮発性有機化合物としては、厚生労働省において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、およびフェノブカルブの13物質(最新設定日:平成14年1月22日)について、室内濃度指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)が示されています(ただしこれは、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」であり、化学物質に対する感受性には個人差があるため、指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります(「厚生労働省シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会 中間報告書—第6回及び第7回のまとめ」より)。また、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

- ◆ <家具の臭いによる体調不良の事例照会> 「2か月半くらい前から、子ども(中学生)が咳をしたり頭痛をうったえたりするようになった。約1ヵ月後に内科に連れていき、そこで処方された風邪薬を飲ませたが改善せず、現在も症状が続いている。最近、『家具からホルムアルデヒドが放散する』という新聞記事を見て、子どもに症状が現れた頃に学習机、椅子およびベッドを購入し、これらから臭いがしたことを思い出した。そこで、これらの家具のホルムアルデヒド放散量を測定し、その結果によっては家具店と交渉して返品したいので、検査機関を紹介してほしい」という相談を受けて、検査機関を紹介したところである。今後の対応について検討するにあたり、家具の臭いや体調不良に関する

る相談が化学製品PL相談センターに寄せられていれば参考までに教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒家具の臭いや体調不良に関する相談は寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。化学物質に対する感受性には個人差もありますが、家具が原因かもしれないと相談者がお思いであれば、お子様を家具から遠ざけることによって症状が改善するか試してみるとともに、家具店にこれまでの経緯を説明して要望を伝えてみるとよいでしょう。一方、担当医にも〇〇を使用したことを伝えて、今後の治療方針などに関する見解を尋ねてみるよう、相談者にお伝えください。

- ◆〈建材などから放散する揮発性化学物質の経年変化〉 親戚の家族の娘が、子どもの頃にアトピー性皮膚炎を患った後体調を崩し、その後精神疾患で入院している。親戚の家は30年程前に建てた一戸建ての木造住宅なので、新築当時、建材などからホルムアルデヒドなどが放散していたため、娘に影響したのではないかと考えている。なお、両親が体調を崩したことはなかった。建材などからのホルムアルデヒドの放散は経年とともに減少していくものだろうか。そうでなければ、現状のホルムアルデヒド濃度の測定を検査機関に依頼してみたい。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒一般的に、ホルムアルデヒドなど揮発性化学物質の放散は経年とともに減少していくものと考えられています。ご参考までに、当センターに寄せられた相談でも、ホルムアルデヒドなどにより体調を崩すトラブルは、新築住宅やリフォーム後の住宅に多く、中古住宅ではみられていません。

- ◆〈触媒特許技術の確認方法〉 「触媒特許技術を使ったという△△社の汚れ防止や防臭効果を狙ったコート剤〇〇の訪問販売を受けた。自宅のシンクでコート剤〇〇を使った実験も見たので、購入しようと思っている。しかし聞きなれない技術名なので、この触媒技術は本当にあるのかどうか知りたい」との質問を受けている。当センターで会社情報や技術名を調べたが分からなかった。この技術について、実在するのかを調べるにはどうしたらよいか。〈消費者〉

⇒特許技術については、公開されている特許番号が分かれば調べることができます。販売会社に特許番号を問い合わせるようお伝えください。

## 2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等

- ◆〈虫よけディート剤への濃度表記義務時期〉 保育園より「虫よけのディート剤は使わない方針だ。しかし、保護者から『虫よけを使って欲しい』との要望が出ており、保護者への説明のため、ディート剤についての情報を集めている。その中で、2008年(平成20年)には以前表記のなかったディートの含有率が表記されていたが、これは表記規程が変わったのか」との問い合わせを受けている。〈消費生活C〉

⇒厚生労働省医薬食品局安全対策課から、平成17年8月24日付「ディートを含有する医薬品及び医薬部外品に関する安全対策について」で、「使用上の注意」等を改訂する旨通達されてお、その中で

“ディート濃度を明記すること”との表記があります。

- ◆ <クローゼット収納品のカビ発生原因> 「24時間換気設備を備えたマンションに住んでいる。クローゼットに収納している夫の秋冬物の背広を点検してみると、カビが生えていた。この背広はシーズンオフにクリーニングした後、クリーニングのカバーを外して収納したものだ。カビの原因を考えると、シーズン中に、背広を使った後にハンドスプレー式の消臭剤を使っていたため、クリーニングをしてもカビが生える原因となる何らかの物質が残っていたためではないかと思うが、どうだろうか。なお、自分の衣服は同消臭剤を使っていないためか、カビは生えていない」という相談を受けている。化学製品P L相談センターで同様の相談事例があったか。〈消費生活C〉  
⇒当センターに寄せられた相談で、同様の事例はありませんでした。なお、クローゼット内の換気または乾燥に心がけるようお話しされては如何でしょうか。
- ◆ <畳の下の防虫シートの取り除き> 最近、新築の賃貸マンションに入居した。その際に不動産会社から、「畳の下に防虫シートを敷いてある」と聞いたので、シックハウス対策として、このシートを取り除きたいと考えている。ただし、防虫剤がどのような形態で使われているかは分かっていない。もし、紛体だとして、同シートの下にこぼれた場合にはどのようにして除去すればよいだろうか。〈消費者〉  
⇒お話だけでは、防虫シートの下の方が分かりませんので、除去方法は分かりかねます。やはり、不動産会社に事情を説明されて、防虫シートを取り除くことや、防虫剤が残留した場合の処置を依頼されては如何でしょうか。
- ◆ <シロアリ防除剤の安全性> 10年前に家を建てた。その建築会社から「10年経ったので効果がなくなる」とシロアリ防除措置を勧められている。シロアリ防除の薬剤は人体に害があるのではないかと心配だ。〈消費者〉  
⇒製品の安全性については、メーカーでなければ責任を持ったお答えができません。また、シロアリ防除剤の安全性については（社）日本しろあり対策協会のウェブサイト (<http://www.hakutaikyo.or.jp/>) に掲載されています。なお、化学物質の感受性には個人差があることをご承知おき下さい。
- ◆ <消臭剤の胎児に対する安全性> 商品名等は言いたくないが、1ヵ月くらい前から部屋(約10畳)で消臭剤(置き型)を使用している。現在妊娠中(初期)であり、最近ほとんど外出せずに部屋にいたが、この消臭剤の成分が胎児に悪い影響を及ぼしている可能性はないか。〈消費者〉  
⇒特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありませんので、確かなことはご使用の消臭剤のメーカー等にお問い合わせください。また、胎児への影響については、念のため産科医にもご相談ください。

- ◆ <体調不良の原因と思われる殺虫剤の販売中止要望> 体中が痛み、医師から「繊維筋痛症」と診断された。原因については専門医に相談するよう言われたが、紹介された専門医は県外にあって遠いため受診していない。過去にも自分の体調不良と隣人の殺虫剤等の使用とが関係していると思われる経験をしたことから、今回の症状の原因も隣人が使用した殺虫剤であると確信しており、その殺虫剤の販売を中止させたい。行政機関(A)に申し出たところ行政機関(B)を紹介され、行政機関(B)から化学製品PL相談センター等を紹介された。〈消費者〉  
⇒行政機関(B)が何を期待して当センターを紹介したのか分かりかねますが、当センターは民間の機関であり、事業者に対して製造販売の中止等の措置を講じる立場にはありません。なお、行政機関に事故情報として報告するにあたっては、専門医にその殺虫剤と繊維筋痛症との関係についての見解を尋ねるなどして、因果関係を明確にしておく方がよいでしょう。
  
- ◆ <衣類に付着した防虫剤の安全性> 4ヵ月の子どもがいて、友人から子供服をもらった。その子供服の防虫剤の臭いが気になり洗濯をしたが、臭いが残っているように感じた。一緒に洗った服に防虫剤の成分が移り、子供に影響しないか心配になった。化学製品PL相談センターは消費生活センターで紹介された。〈消費者〉  
⇒特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができませんが、一般的には、風を当てれば臭いは消え、洗濯をすれば防虫剤の成分も洗い流されて薄まるので影響は少ないと言われていています。ご心配であれば防虫剤のメーカーにお問い合わせください。
  
- ◆ <チャタテムシの駆除剤の安全性> チャタテムシが大量発生して、業者に駆除を依頼して見積もりを取った。自分はアレルギー体質であり、2歳の子どももいるので、使用する薬剤が安全かどうか心配になった。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉  
⇒当センターでは、特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えする立場にありません。アレルギーについては、事前に業者から成分情報を入手の上、アレルギー科に相談されたら如何でしょうか。また、2歳のお子様についても、掛かり付けの医師に相談されては如何でしょうか。
  
- ◆ <ゴキブリ駆除剤を使用した後のトラブル例> 空き店舗を利用して喫茶店を開店する計画を進めている。この場所は以前飲食店として使っていたためか、ゴキブリが出るため、駆除する必要があるが、未だ業者とは相談していない。お客に対する安全性を最優先にしたいので、ゴキブリ駆除剤を使用した場合にどのようなトラブルがあったのかを知りたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈事業者〉  
⇒当センターに寄せられたゴキブリ駆除におけるトラブルとしては、業者にゴキブリ駆除を依頼した後に体調を崩した相談、市販の1回使切りタイプのゴキブリ殺虫剤を自分で使った際に体調を崩したという相談、ゴキブリ用毒餌剤(ベイト剤)を置いた後に体調を崩したと訴えた相談があり



ました。業者に依頼する際は、安全性についてよく相談すると良いでしょう。また、市販の殺虫剤を使用する場合には、その安全性等はメーカーでなければ責任を持って答えることができませんので、メーカーに問い合わせるとともに、使用方法や使用上の注意事項を確実に守る必要があるでしょう。

- ◆ <乳幼児にディート主成分より良い、虫よけ剤の照会> 0歳からの乳幼児を対象とする認可保育園に勤務している。園児を外で遊ばせるときに使用する虫よけ剤について、保護者を対象とする勉強会を計画している。ディートを主成分とする市販の虫よけ剤は、使用上の注意として「生後6ヵ月未満の乳児には使用しない」、「6ヵ月以上2歳未満の乳幼児には1日1回を目安に使用する」などとされているため、当園では、インターネットで紹介されていた方法によって天然ハーブオイルを材料に職員がつくった虫よけ剤を使用しているが、市販の虫よけ剤でよりよいものがあれば教えてほしい。〈その他（保育園）〉

⇒当センターでは特定の製品の紹介はいたしかねます。なお、必ずしも天然のものが「安全」で、そうでないものが「危険」と、単純に二分することは出来ません。効果と安全性との両面から見た乳幼児の適切な虫よけ方法について、保育園医に相談してみてもいいでしょうか。

### 3) 洗剤・洗浄剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等

- ◆ <手づくり石けんで余った苛性ソーダの処分方法> 「3年程前に、子どもの自由研究で手づくり石けんを作り、その際に使用した苛性ソーダが450g程余ってしまった。この処分方法はどうしたらよいか」との問い合わせを受けている。〈消費生活C〉

⇒苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）は「毒物及び劇物取締法」で劇物に指定されている薬品で、取扱いを誤ると、皮膚に触れた場合に化学火傷を起こしたり、目に入った場合に失明したりする恐れもあります。自治体の廃棄物担当部署に相談いただくようお願いください。

- ◆ <手づくり石けんについての問題点> 自治会で、てんぷら油の廃油を使った、洗濯用手づくり石けんを作って販売しようと考えている。家庭用品表品質示法の件で経産省に問い合わせたところ、「手づくり石けんについては、問題が多いと聞いているので、問い合わせしてみるように」と言われ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒手づくり“廃油石けん”は、使用する廃油の劣化状態、廃油と反応させるために加える苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）の量などによって、出来上がりの品質に差が生じやすく、アルカリ度が高く皮膚への刺激性が強い石けんになる可能性があります。また、苛性ソーダは「毒物及び劇物取締法」で劇物に指定されている薬品で（購入の際、印鑑と身分証明が必要）、取扱いを誤ると、皮膚に触れた場合に化学やけどを起こしたり、目に入った場合に失明したりする恐れもあります。従って、薬品の取扱いについての知識や経験のある人の監督の下に、かつ、十分な設備が整っている場所で行

うのでない限り、安易に石けんを手づくりすることはお勧めできません。再考されることをお勧めいたします。

- ◆ <手づくり石けんの問題点紹介> 自治体の薬務担当者だが、「家庭の廃油を使って台所用石けんを作り、できれば販売もしたい。薬事法の規制は適用されるか」という相談を受けている。薬事法については当方から説明するつもりだが、『アクティビティーノート第152号』掲載の「手づくり“廃油石けん”の問題点について」という記事を併せて紹介してもよいか。〈行政〉  
⇒当センターのウェブサイトにも掲載している情報ですので、どうぞご活用ください ([http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/499\\_532.pdf](http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/499_532.pdf))。
- ◆ <浴槽洗浄剤による浴槽変形事例照会> 社会福祉協議会から「訪問介護員が訪問先で浴槽（ユニットバス）の掃除をしたところ、浴槽の中はなんともなかったが、淵から外側にかけて表面がポップコーンのように膨らんでいることに気が付いた。洗剤メーカーに確認すると『そのようなことは起きない』と言われた。しかし、このようなことがあると今後安心して使うことができない」との相談を受けたが、化学製品PL相談センターで検査はできないか、また、このような例は今までになかったか。〈消費生活C〉  
⇒当センターでは、検査等は行っておりません。現場で再現テストすることが可能であれば再現された際に、浴槽と洗剤メーカー両社に見ていただければ如何でしょうか。なお、当センターに今まで洗剤で浴槽が変形したという事例はありませんでした。
- ◆ <シャンプーに表示されていた加水分解コメタンパク> 「以前から△△社のシャンプー〇〇を使用している。その製品の成分表示として、『加水分解コメタンパク』があった。この物質について何らかの情報があれば知りたい。なお、〇〇を使用して特に問題は出ていない」という相談を受けている。厚生労働省のウェブサイト調べたが、情報はなかった。化学製品PL相談センターで分かるか。〈消費生活C〉  
⇒当センターでも、『加水分解コメタンパク』に関する情報は持ち合わせていません。メーカーにお問い合わせしてみるようお願いいたします。
- ◆ <洗浄剤のpH等の性状検査機関> 「マンションの管理組合で役員をしている。マンションの共用部分の洗浄作業を管理会社に依頼したところ、一部のエリアのコンクリート部分の表面が洗浄以前とは異なる状況になっていた。詳しいことは話せないが、使用された洗浄剤に問題があるのではないかと思う。有料でも構わないので、洗浄剤のpH等の性状を検査してもらえ第三者機関を紹介して欲しい」との相談を受けているが、どうか。〈消費生活C〉  
⇒お話だけでは状況がよく分かりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧

(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのウェブサイトに、商品テストを実施する機関のリスト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))が掲載されています。

- ◆ <洗剤の成分の安全性> 子どもの衣服の汚れが激しいので、最近、洗濯を2回続けることにした。その頃から喉が痛くなるようになったので、洗剤の安全性が気になってきた。洗剤の成分表示のうち界面活性剤は“直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩”となっていたが、同成分の安全性を知りたい。〈消費者〉

⇒一般的な情報として、日本石鹼洗剤工業会のウェブサイトの中に“界面活性剤のヒト健康影響 および環境影響に関するリスク評価”([http://jsda.org/w/02\\_anzen/3kankyo\\_9.htm](http://jsda.org/w/02_anzen/3kankyo_9.htm))が掲載されていますのでご参照願います。なお、特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。また、喉の痛みが続いているのであれば、医師に受診することをお勧めします。

- ◆ <ペット用洗い流し不要シャンプーの安全性> 老犬を飼っている。足が弱っていて、シャワーを使えないので、ブラッシングだけにしている。たまたまペットショップで“洗い流し不要のシャンプー”（輸入品）を売っていたので買った。使用する前に成分の安全性について、インターネットで調べてみると、いろいろな意見がありどれを信用していいか分からない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができませんので、輸入元にお問い合わせ願います。また、体質や体調などで固体差がありますので、ご心配であれば掛かりつけの獣医に相談してみてください。

- ◆ <洗濯槽クリーナーによる体調不良事例照会> 4日前の朝、夫の顔が赤く腫れ、腕全体も日焼けをしたようになっていた。その前日の夕方に、夫は△△社の洗濯槽クリーナー〇〇を使って洗濯槽の洗浄をした。このことが原因かもしれないと思い、夫は〇〇(同等品)を持参して皮膚科を受診したが、原因は分からず、かゆみ止めの薬を処方された。クリーナーのメーカーに問い合わせたところ、「顔が腫れた事例はない」とのことであった。現在は夫の顔の腫れはひいているが、今後のために、原因、および洗濯槽クリーナーで顔が腫れたという事例の有無について知りたい。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒洗濯槽クリーナーによる体調不良をうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。ご主人の症状の原因については、当センターは医療機関ではないため、分かりかねます。

- ◆ <石けん変色の事例照会> 通販会社として、石けんメーカーに製造委託した化粧石けん〇〇を1年程前から販売している。お客から、「使用していると、本来のクリーム色がピンク色に変色してくるが、問題ないか」という問い合わせがあった。メーカーに原因究明と安全性確認を依頼しているが、化学製品PL相談センターで同様の相談事例があれば、紹介願いたい。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈事業者〉  
⇒当センターに寄せられた相談で、同様の相談事例はありませんでした。なお、日本化粧品工業連合会・PL相談室にも問い合わせしてみてください。
- ◆ <食器洗浄機用洗剤の変更> レストランの責任者だが、業務用の食器洗浄機に使用している専用洗剤のメーカーを変更しようと考えている。従来品と変更予定品の成分情報を比較すると、複数成分の中で1成分だけが異なっている。変更しても食器洗浄効果について問題ないだろうか。〈事業者〉  
⇒当センターでは分かりかねます。食器洗浄機メーカーにお問い合わせ願います。

#### 4) プラスチック製食品用器具・容器包装

プラスチック製の食品用器具・容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし、耐熱温度を超えて使用した場合には、プラスチックが融けて中の成分が溶け出す可能性があります。電子レンジで使用する際には、各製品の取扱い上の注意を事前に確認してください(プラスチック製の「台所用容器等」および「皿等」は、家庭用品品質表示法によって、電子レンジでの使用の可否等の表示が義務づけられています)。

ただし、電子レンジで使用可能なものであっても、電子レンジの機種等によって庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性もあるため、加熱の時間・温度の設定にも注意してください。また、油を多く含む食品の場合は加熱されるとさらに高温になるため、電子レンジで油性の食品を温めたり、温めた油性の食品、揚げ物や焼きたての油物を載せたりするのに、プラスチック製食品用器具・容器包装を使用することは控えましょう。

なお、プラスチックを誤って食べてしまった場合、プラスチックそのものは腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。しかし、大きさや形状によっては、消化器官の一部を傷つけたり喉に詰まって窒息したりする恐れもありますので、特に小さなお子様にはご注意ください。

- ◆ <電子レンジで縮んでしまったプラスチックの弁当容器の安全性> ホテル内に出店しているグロースリー△△で弁当を購入した。容器(プラスチック製)に「電子レンジOK」と表示されていたので、念のためフタ(プラスチック製)を少しずらして電子レンジで2分間くらい加熱したところ、フタだけが小さく縮んだ。縮んだフタに接していた部分を除き中身を食べた後になって、健康への影響が心配になった。△△店に行って問い合わせたところ、店員から「安全性に問題はない」と言われたが、本当

### か。〈消費者〉

⇒プラスチックは耐熱温度を超えると、融けて変形したり中の成分が溶け出したりする可能性があります。一般にプラスチックそのものは、食べたとしても腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます(ただし、大きさや形状によっては消化器官の一部を傷つけることがあります)。また、プラスチックに含まれている添加剤が熱によって溶け出すことがあったとしても、ごくわずかな量なので、通常は人体に影響を及ぼすとは考えにくいでしょう。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。なお、当該容器包装に「電子レンジOK」と表示されていた件などについて、当センターから△△店に再確認したところ、「弁当の種類によって容器包装の材質は異なるが、『電子レンジOK』と表示している弁当を販売する際には、加熱時間を1分以内にする旨を口頭で説明するようにしている」とのことです。

- ◆〈発泡スチロールの耐熱温度を超えた際の危険性〉 スーパーマーケットで発泡スチロール(ポリスチレン)のトレイに入った鶏肉などを買い、料理に使う前に、そのまま電子レンジで加熱している。同トレイの耐熱温度は80°Cと聞いているが、いつもトレイが変形するまで加熱を続けている。この場合にトレイから有害ガスが発生することはあるだろうか。化学製品PL相談センターのウェブサイトにあるQ&Aの“プラスチック製食品用器具・容器包装の安全性は?”では、電子レンジで加熱した際に、容器の耐熱温度を超えた場合の危険性について説明していない。〈消費者〉

⇒当センターでは、発泡スチロールの耐熱温度を超えて加熱した場合に、有害ガスが発生するかとのご質問に対する情報を持ち合わせていません。また、お話しいただいた使用状況は、目的外の使用になりますので、お勧めできません。発泡スチロールのトレイは、「電子レンジ使用可能」などと表示されているプラスチックに比べて耐熱温度が低いいため、プラスチック業界では、プラスチック容器を電子レンジで使用するときは「電子レンジ使用可能」などと表示されているものを使用するよう勧めています。なお、発泡スチレンシート工業会のウェブサイトの“電子レンジの使用について”(http://www.jasfa.jp/pc/psp/p08.htm)では、“耐熱温度を超えると変形が始まる”となっていますが、それ以上の危険性情報は示されていません。

- ◆〈湯煎による解凍で溶けたポリエチレン袋の安全性〉 自宅で調理したカレーをジッパー付の冷凍保存用ポリエチレン袋に詰めて冷凍保存していた。この冷凍品を鍋で沸かした湯の中に入れて解凍していたところ、保存袋に孔が開いてカレーの一部が袋の外に出ってしまった。ポリエチレンが食品に混入して摂取したとして、人体に対する安全性を知りたい。なお、後から製品の注意表示を見ると、“耐熱温度は100°Cだが、加熱を想定したものではないので、加熱は避けてください”となっていた。〈消費者〉

⇒ポリエチレンは、摂取したとしても腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。解凍す



る場合には、自然解凍や電子レンジの解凍モードで処理することをお勧めします。

- ◆ <ラップフィルムを摂取した場合の安全性> スーパーマーケットで買ったステーキ用牛肉を冷凍保存しておいたが、この肉は発泡スチロール(ポリスチレン)のトレー(20cm×10cm)に乗せてフィルムでラッピングされていた。これを短時間で解凍しようと考えて、ガスレンジで煮物をしていたアルミの鍋のフタの上に置いた。置き方はトレーを上にし、フィルムが被った肉の中心部をフタの取っ手に乗せてバランスさせた。加熱を始めて間もなく、フィルムが“ペロペロ”になったので加熱を止めて、フィルムを剥がした。肉は念の為水で洗ってから、ステーキとして焼いて食べてしまった。そこでフィルムの一部が肉に溶け込むことがあるだろうか。また、フィルムの一部を摂取してしまったとして安全上問題ないだろうか。〈消費者〉

⇒プラスチックフィルムは、加熱したとしても肉類に溶け込むことはありません。また、食べてしまっても腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。わずかなフィルムであれば消化器官の一部を傷つける可能性はほとんどないでしょう。なお、電子レンジで解凍する場合は、ラップフィルムを外し、トレーのまま解凍モードで処理することをお勧めします。

- ◆ <発泡スチロールシートの一部を摂取した際の安全性> バナナを輸入し販売している。輸入した際、製品は直径1cm程の空気穴が開けられた発泡スチロール(ポリスチレン)と思われるシートに包まれている。しかし、この穴を打ち抜いた丸いシートが製品に付着していることがあり、販売先から、「万が一、丸いシートを摂取してしまっても問題ないか」との問い合わせを受けているが、どうだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒発泡スチロールであれば、食べてしまっても腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。また、形状による問題はないものと考えられます。

- ◆ <メーカーによるPETボトル容器の一般的な殺菌方法照会> 「孫(幼児)にミネラルウォーターを飲ませるにあたり、PETボトル容器がどのような方法で殺菌されているのか、その安全性について知りたい」という問い合わせを受けている。あるPETボトルのメーカーに問い合わせしてみたところ、その会社では「加熱殺菌している」とのことであったが、一般的にはどうなのか。〈消費生活C〉

⇒ミネラルウォーターおよびその容器に関する一般的な情報については日本ミネラルウォーター協会(<http://minekyo.net/>)に問い合わせるとよいでしょうが、個別の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

## 5) その他の化学製品、化学物質等

- ◆ <乾燥剤に塩化コバルトを使う目的と安全性> 「15, 6年前に購入した乾燥剤(シリカゲル)



を沢山保管している。最近知人から乾燥剤に使われている塩化コバルトに、発がん性があると言われて心配になった」との相談を受けた。塩化コバルトを乾燥剤に使う目的と安全性について教えて欲しい。〈消費生活C〉

⇒塩化コバルトは湿気を吸収していない時は青、吸収したらピンクになるのでシリカゲルの吸湿判定用に使用されています。国際がん研究機関（IARC）はコバルト及びその化合物をグループ2B（人に対して発がん性があるかもしれない）に分類しています。ただしこの分類は、発がん性の証拠の確かさを示すもので、発がん性の強さを示すものではありません。

- ◆〈粉末消火器の消火薬剤の安全性〉 「粉末消火器を家の階段の下に置いておいたが、先日、階段の上から物を落とした際に消火器に当って転倒した。たまたま消火器の安全栓が外れていたためか、消火薬剤が全量噴き出してしまった。消火薬剤は電気掃除機で吸い取って除去した。しかし、安全性が気になったので、消火器メーカーに依頼して消火薬剤のMSDS（製品安全データシート）を送ってもらった。MSDSを見て水拭きを追加したが、同薬剤による乳児とペット（ねこ）への影響は問題ないだろうか」という相談を受けている。〈消費生活C〉

⇒当センターでは分かりかねますので、消火器メーカーに相談してみるようお願いください。また、乳児またはペットについて、ご心配であれば掛かりつけの医者などに相談されるようお願いいたします。

- ◆〈断熱材成分の安全性検査〉 「最近、頭痛がして体調を崩している。その頃、古い冷蔵庫から臭うような気がし、調べてみると冷蔵庫の裏側に断熱材の一部が出ており、これが原因ではないかと考えた。そこでこれを検査して欲しい」という相談を受けている。当センターからは、「どのような検査をして欲しいのかが決まっていなくて難しい。また、検査結果をどうするのが分からない。検査費用を負担する必要がある」と説明しているが、何かアドバイスすることはないか。〈消費生活C〉

⇒貴センターが指摘されているように、どのような成分が含まれているかが分からず、対象成分が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。相談者が納得できるように、話し合い願います。なお、頭痛が続くようであれば、医師への受診を勧めてみてはいかがでしょうか。

- ◆〈ジエチレングリコールの安全性〉 「30年程前に買った国産ワイン1本を保管していた。当時ワインにジエチレングリコールが混入していたことが問題になっていた記憶があるので、自宅の畑に撒いて廃棄した。もう処分したのだが、問題になった該当品だったかどうか分かるか」との相談を受けたので、メーカーに問い合わせるように話した。しかし、ジエチレングリコールの安全性が気になったので、その有害性と生分解性を知りたい。問題があれば、廃棄した土壌の対策を依頼する

必要があるのではないかと考えた。〈消費生活C〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)の化学物質総合情報提供システム(<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)によると、ジエチレングリコールは毒物又は劇物のような有害性はありません。また、生分解性は“良分解性”とのことです。

◆〈化学物質の安全性について〉 赤ちゃん用の“おしりふき”として、A社の製品を初めて買って、今日使った。その製品には「〇〇(特定の化学物質)は使用していない」と表示されていたのが気になった。今まで使っていたB社の製品の成分表示には〇〇が含まれていたことを覚えている。〇〇はどのような問題があるのかを知りたい。なお、A社の製品の成分表示には〇〇に代わって△△となっているようだ。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にありません。特定の製品の安全性等については、そのメーカー等でなければ責任を持って答えることができません。〇〇を使用しないで△△を使用した理由について、製品の相談窓口にな得できる説明を求めてみてください。

◆〈製品に含まれる成分名からの安全性判断〉 エアコンのクリーニングを専門業者の△△社に実施してもらったが、その後、自分の体調が崩れてしまった。△△社が最後に使用したものは、“カビ取り中和剤”とのことなので、その安全性情報を求めると、複数の使用成分名だけを教えてくれたものの、「MSDS(製品安全データシート)は提供できない」と言われた。成分名情報だけで、同中和剤の人体に対する安全性は分かるだろうか。〈消費者〉

⇒特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。また、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。

◆〈床用ウェットシートの目的外使用と安全性〉 薬局で買った△△社のフローリング用ウェットシートをフローリングの清掃に使ったほか、子ども(乳児)の白木のベッドの拭き掃除に使用した。後から気になったので、製品の注意表示を見ると、“白木には使用しないでください”となっていた。また、製品の成分表示には複数成分の中に“プロピレングリコール”があったが、この成分はインターネットで調べると「良くない」とのことだった。子どもへの影響は問題ないだろうか。〈消費者〉

⇒お話していただいた製品はフローリング用ですので、ベッドなど家具に使うことは目的外の使用になります。また、注意表示の“白木に使用しない”の理由は分かりませんが、同表示を守る必要があったでしょう。一方、製品に含まれている特定の成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができませんので、メーカー

の相談窓口にお問い合わせ願います。

- ◆ <クレゾールのMSDS照会> 最近公園などでクレゾールの臭いがするのでクレゾールを撒いているのではないかと思う。クレゾールは各国で使用禁止になっていたと思っていたので、自治会で問題にしたいと思っている。クレゾールの製品安全データシート(MSDS)を送ってもらえないか。無理ならば、クレゾール石けんの製品一覧を送ってほしい。〈消費者〉  
⇒製品安全データシートはその製品のメーカーが発行しているもので、こちらからお出しすることはできません。クレゾールの安全情報は、環境省の化学物質ファクトシート(<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>)でご覧いただけます。なお、クレゾールが海外及び国内で使用禁止になっているということはありません。インターネットをご利用でないのであれば、一般的なクレゾール石けんの一覧を送ります。
- ◆ <布粘着テープ粘着剤を電子レンジで加熱した場合の安全性> 引越の時に電子レンジの庫内に丸皿(付属品)を布粘着テープで固定し、約1ヵ月後にこれをはがしたところ、粘着剤が2cm角くらいの面積で庫内に残ってしまった。そのまま電子レンジを使用したところ臭いがしたが、大丈夫だろうか。〈消費者〉  
⇒庫内に付着した汚れなどを放置したまま加熱すると発火や発煙の原因になりますが、無理にこすったりシンナーなどを使用したりすると傷がつく可能性があるため、ご使用の電子レンジのメーカーにお手入れ方法についてご相談ください。
- ◆ <飛散防止フィルムを加熱した際の臭い物質の安全性> 保育園のホール(約30畳)のガラス窓(約20ヶ所)に飛散防止フィルムを貼ってあるが、10年程経っているためか、見栄えが気になってきた。そこでこのフィルムを貼り替えることになり、5日前、1ヶ所について、自分が剥がす作業を始めた。いろいろ試した結果、ヘアドライヤーで加熱してフィルムを軟化させて剥がす方法で3時間程掛かった。作業中、煙のような発生物は出なかったが、臭いが強かった。体調に異常は出ていないが、この臭いにより今後影響が出るかどうか心配になった。加熱したことでダイオキシンなどが出る可能性は考えられるだろうか。なお、このフィルムの材質やメーカー名などは分からない。〈消費者〉  
⇒今後、体調に違和感が生じた場合には、医師にご相談願います。フィルムをヘアドライヤーで加熱した程度の条件では、ダイオキシン発生の問題はないものと考えられます。
- ◆ <防水スプレーの臭い成分の安全性> 一昨日、注意書きに従い戸外で防水スプレー(エアゾール缶)をコートに使用した。しかし、しばらくしても灯油系の臭いが強く残り消えなかった。メーカーに問い合わせたところ、「戸外で30分位風に当てれば大丈夫」とのことだったので、2時間ほど干したが取れなかった。今でも少し臭うが、身体への影響は問題ないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にありません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができませんので、再度メーカーにご相談願います。なお、臭いを感じたとしても必ずしも有害性があるとは限りません。

- ◆<クロロホルム検知管の安全性> 包丁を使ったあと消毒しようと考え、塩素系漂白剤の原液をしみこませたティッシュペーパーを包丁に巻きつけておいた。そのまま忘れてしまい、気が付いた時には包丁が錆びていた。その頃から頭痛を感じていたため、インターネットで調べると、「塩素系漂白剤と鉄分と汚れなどの有機物からトリハロメタンを生成する可能性がある」、「トリハロメタンの代表的な物質はクロロホルムである」、「検知管方式で自分で測定できる」などのことが分かったので、検知管とガス吸引器を購入した。これらを使ってキッチン付近のクロロホルム濃度を測定した結果、検出限界以下であった。また、換気を続けていたためか、頭痛は治まっていた。ところが、検知管を使って測定していた際に臭いがする気がした。検知管から何らかの有害な化学物質が出てくることはないだろうか。〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にありません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。なお、臭いを感じたとしても必ずしも有害性があるとは限りません。

- ◆<家庭用浄水器の安全性照会> 購入を検討している家庭用浄水器に関し、そのろ材の種類から、安全性について教えてほしい。〈消費者〉

⇒家庭用浄水器に関する一般的な情報については一般社団法人 浄水器協会 (<http://www.jwpa.or.jp/>)に問い合わせるとよいでしょうが、個別の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆<タイヤ用ワックスの安全性> タイヤ用の艶出しワックスを1年程前にカー用品店で買って使っていた。20年近く乗っている自分の車の車内の黒い部分が色褪せてきたので、タイヤ用ワックスを使って塗布してみた。使う際は液状だが、乾くとベタつきはないし、臭いもないが、使った後で何となく不安になった。人体に対する安全性は問題ないだろうか。なお、製品表示で使用成分などは汚れていて読み取れない。行政の相談窓口にご相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にありません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。なお、用途外使用の場合には、使用者の責任が問われる可能性があります。

- ◆<炭酸ソーダの洗浄効果> 息子が機械加工の仕事をしているために、油汚れが付いた作業服を洗

濯している。夫がインターネットで調べたところ、“炭酸ソーダを使うとよく汚れが落ちる”という情報を見たので、作業服の洗濯に応用している。具体的には、作業服の汚れた部分に炭酸ソーダをふり掛けた後、お湯を掛けて洗い流し、更に固形石けんをこすってからブラッシングして、最終的に洗濯用洗剤で洗濯している。炭酸ソーダの効果があるように思えるので、友人に紹介しよう思っている。そこで、炭酸ソーダの洗浄効果と環境に対する影響について確認しておきたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターで紹介された。〈消費者〉

⇒日本石鹼洗剤工業会のウェブサイト(<http://jsda.org/w/index.html>)の“石けん洗剤知識”の中の“代表的な界面活性剤一覧表”によると、炭酸ソーダは対象になっていません。なお、洗剤と一緒に使用することで、洗浄促進効果を期待できる可能性はあります。詳しいことは同工業会にお問い合わせ願います。また、日本ソーダ工業会のウェブサイト(<http://www.jsia.gr.jp/>)に掲載されているソーダ灰(炭酸ソーダ)のMSDS(製品安全データシート)によると、“環境影響情報”には、一部の急性魚毒性以外の情報はありませんでした。一方、炭酸ソーダはアルカリ性のため、眼に対する損傷の危険性がありますので、お勧めできません。詳しいことは同工業会にお問い合わせ願います。

- ◆〈凍結防止・防塵対策用の塩化カルシウムの影響〉 小学校の教員だが、校庭の凍結防止と防塵対策として、粒状の塩化カルシウム 25kg入 100袋を高学年生に手伝ってもらって校庭に撒いた。その後、生徒の父兄から、「子どもがアトピー素因を持っているので、3学期になってから、校庭に撒いた塩化カルシウムに接触したことで、影響を受けることがないだろうか」との問い合わせを受けている。化学製品PL相談センターで分かるか。化学製品PL相談センターは塩化カルシウム納入業者から紹介された。〈その他(小学校教員)〉

⇒当センターは医療機関ではないため、お答えできかねます。掛かり付け医に相談されるようお願いいたします。なお、日本ソーダ工業会(<http://www.jsia.gr.jp/>)が防塵や凍結防止のための「塩化カルシウム取扱いマニュアル」を刊行していますので、同工業会にお問い合わせ願います。次回、校庭に撒く作業を実施する前には、この資料を参考にして安全教育と安全対策をとることをお勧めします。

## 6) 化粧品等

- ◆〈化粧品中の特定成分の検査〉 「化粧品の販売を検討している。この化粧品の中に副腎皮質ホルモンが含まれているかどうか気になるので、メーカーに問い合わせると『含まれていない』との回答だった。そこで、第三者機関で検査したいと考えているので、検査機関を紹介して欲しい。なお、同ホルモンの成分名までは把握していない」との相談を受けているが、どうか。〈消費生活C〉
- ⇒当センターでは検査等は行っていません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトに、「原



「因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのウェブサイトに、商品テストを実施する機関のリスト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))が掲載されています。ただし、副腎皮質ホルモンは複数あるようですので、対象成分が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。

- ◆ <化粧石けんの品質への不信> △△社の化粧石けん〇〇を使い続けている。現在手持ちの製品 3 個の内の1個の包装を開けたところ、部分的に色が変わっていて、カビのように思えた。販売店に申し出ると、「製品を交換します」と言われている。このようなことがあり得るのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉  
⇒特定の製品の品質等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができませんので、メーカーに相談してみてください。

## 7) 化学物質(安全管理)

- ◆ <輸出品に対する化学物質の規制> 欧州にはREACH（化学物質の登録・評価・認可に関する規制）という規制があるようだが、ベアリングを輸出する場合はこの規制がどのように関連してくるか知りたい。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈事業者〉  
⇒REACHの詳細については、一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の化学品管理部にお問い合わせください。
- ◆ <化学物質の輸入通関手続について> 化学物質の輸入通関手続について教えてほしい。〈事業者〉  
⇒一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の化学品管理部にお問い合わせください。
- ◆ <輸出製品のラベル見直し> 農業関係の事業者だが、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)対応のMSDS(製品安全データシート)に基づいて、輸出製品のラベルを見直す際の問題について相談をさせて欲しい。〈事業者〉  
⇒一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の化学品管理部を紹介します。

## 8) 化学製品等の表示

化学製品は、含まれる化学物質・用途・容器の種類などによって、「薬事法」(医薬品等)、「消防法」(危険物)、「高圧ガス保安法」(エアゾール製品)、「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(容器包装)など、それぞれ該当する法律に定められた事項を表示することが義務づけられています。また、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分



ける必要性の高いものについて、表示事項・方法を定めている「家庭用品品質表示法」のなかで、プラスチック製品、石けん・洗剤・洗浄剤、ワックス、塗料、接着剤、漂白剤などの化学製品について、品目ごとに、成分、性能、用途、取扱い上の注意などの表示が義務づけられています。

PL対策を目的とする警告表示を具体的に義務づけている法律はありませんが、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、使用者に十分な情報が提供されていなかった場合は、指示・警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります。

※ 詳しくはP.87 ちょっと注目「平成23年度の相談事例から、「製品の注意表示」を振り返る」をご覧ください。

- ◆ <ムカデ忌避剤の表示規制について> 「新聞広告に掲載されていたムカデ忌避剤を購入したが、製品に製造業者、成分等が表示されていない。法律で義務づけられていないのか」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒衛生害虫(蚊、ゴキブリ、ハエなど)を対象とする殺虫剤・忌避剤の場合は、薬事法上の「医薬品」または「医薬部外品」に分類され、製造業者等の名称および連絡先、成分等を記載・表示することなどが義務づけられていますが、不快害虫(ガ、ユスリカ、ムカデ、カメムシなど)を対象とするものについては、薬事法は適用されません(詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。

- ◆ <紙おむつの素材等の表示規制について> 紙おむつの素材等の表示について、(社)日本衛生材料工業連合会(<http://www.jhpia.or.jp/>)がガイドラインを定めているが、法律では定められていないのか。〈消費生活C〉

⇒紙おむつを対象に表示を義務づける法律はないものと思われます。

- ◆ <トイレ用洗浄剤の警告マーク> 「トイレ用洗浄剤の製品表示に、“目のマークに赤い×印がついた警告表示”がある。最近、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)表示ということを知ったので、調べてみると、GHS表示にはこの警告表示はなかった。そこで、この警告表示はどのような基準により使われているものかを知りたい」という相談を受けているが、どうか。

〈消費生活C〉

⇒お問い合わせの警告表示は、日本家庭用洗剤工業会のウェブサイトに掲載されている「洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準」

([http://www.senjozai.jp/images/file/antaikyo\\_090305.pdf](http://www.senjozai.jp/images/file/antaikyo_090305.pdf))に基づいて作成された絵表示です。なお、この絵表示には“目に注意”という表示用語を使うことになっています。

- ◆ <塩素系漂白剤の注意表示“まぜるな危険”の開始時期> 10年程前、塩素系漂白剤〇〇で塩素系の臭気によりトラブルを経験したことがある。現在、塩素系漂白剤には、“まぜるな危険”、“塩素系”などの注意表示が分かりやすく表示されているが、この注意表示はいつ頃から実施されたのかを知りたい。なお、塩素系漂白剤を自分が購入した訳ではないので、メーカーには問い合わせにくい。(消費者)

⇒日本家庭用洗剤工業会のウェブサイトの中の「洗剤・漂白剤等安全対策協議会の概要」([http://www.senjozai.jp/05\\_shiryu.html](http://www.senjozai.jp/05_shiryu.html))によると、『1987年に酸性タイプの洗剤と塩素系製品を混ぜたために発生した塩素ガスが原因と思われる死亡事故をきっかけとして、1988年に行政機関の指導のもと、関係業界で同協議会が発足した。同年、製品の注意表示等を改定し、“まぜるな危険”などを表示する活動を展開した』となっています。なお、当センターから〇〇のメーカーに問い合わせたところ、「1988年から開始した」とのことでした。

- ◆ <国際統一の化学製品の危険有害性の分類や表示について> 「化学品の危険性や有害性を示す世界共通マークが一部の家庭用品に表示される」との一般紙の記事を、インターネットで見た。友人などに聞いてもそのようなマークについて知っている人はおらず、どのようなものか地元の消費生活センターや地方新聞社に問い合わせても「聞いたこともない」と言う。どのようなものなのか。(消費者)

⇒2003年7月に国際連合で採択された、化学製品の危険有害性の分類や表示を国際的に統一する仕組みであるGHS(The Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals)にもとづく表示のことと思われます。日本石鹼洗剤工業会、(社)日本塗料工業会などが自主的な取組みとして、2011年1月から一部の家庭用品に順次導入しています。マーク(絵表示)の意味などについては、日本石鹼洗剤工業会のウェブサイトに消費者向けのリーフレットなどが掲載されていますので、参考にされるとよいでしょう([http://jsda.org/w/01\\_katud/ghs\\_01.html](http://jsda.org/w/01_katud/ghs_01.html))。(なお、新聞記事の内容に関するご質問については、やはりまずはその記事を掲載した新聞社に問い合わせるのがよいでしょう。)

- ◆ <乾燥剤の表示> 靴に入れてあった乾燥剤に、“食べ物ではありません”等の注意表示がなかったが、これは表示規制に違反しているのではないか。それとも、食べ物に入れるのと違い、靴に入れるものなので書かなくてもよいのか。化学製品P L相談センターはインターネットで調べた。(消費者)

⇒乾燥剤についての表示規制はありません。表示できるスペースにもよりますが、使用にあたり考えられる危険性については、注意・警告を表示しておくことが望ましいでしょう。製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。

- ◆ <芳香剤の表示規制> 芳香剤を輸入販売しようとしているが、PL（製造物責任）法で表示規制は何かあるか。また、事故事例があれば教えて欲しい。芳香剤の種類は布基材に芳香剤を浸み込ませて、周りをプラスチックで容器を囲ったもの。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈事業者〉

⇒当センターではコンサルタント業務は行っておりません。PL（製造物責任）法は、表示義務等について規定した法律ではありませんが、使用にあたり考えられる危険性については、注意・警告を表示しておくことが望ましいでしょう。製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。業界自主基準等を参考にされたら如何でしょうか。

- ◆ <食品添付用乾燥剤の表示規制> シリカゲル（乾燥剤）を食品添付用として作ろうと思っているが、表示に規制（必ず表示しなければいけない表現等）はありますか。〈事業者〉

⇒シリカゲルを対象とした表示規制はないと思われます。ただし、使用にあたり考えられる危険性については注意警告を表示しておくことが望ましいでしょう。

## 9) 製造物責任(PL)法等

- ◆ <消火器の使用期限とPL法における時効との関係について> 消火器に表示されている使用期限と製造物責任(PL)法における時効との関係について問い合わせを受けている。化学製品PL相談センターで分かるか。〈消費生活C〉

⇒消火器の使用期限については(社)日本消火器工業会(<http://www.jfema.or.jp/>)に、また、消火器の使用期限とPL法における時効との関係については防災製品PLセンター(<http://www.fesc.or.jp/10/index2.html>)に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

- ◆ <回収品を販売する際の製造物責任> 商社を経営している。使用済みの使い切りカメラ(輸入品)の中の乾電池を回収して、放電量が少ないものをリサイクル乾電池として販売することを検討している。この製品が原因となる事故が発生した場合に、PL(製造物責任)法ではどのような責任を問われるだろうか。〈事業者〉

⇒一般的に輸入品は、輸入業者がPL法に対する責任主体になります。しかし、輸入品を再利用する場合、以前の使用者の使用状況が確認し難いことや、中古品販売業者による点検、整備等が介在するため、当センターでは分かりかねます。PL法を所管する消費者庁にご相談願います。

- ◆ <保冷剤のPL対象有無照会> 保冷剤の製造を検討しているが、保冷剤は製造物責任(PL)法の対象となるのか。PL保険には加入すべきか。〈事業者〉

⇒PL法では、「製造物」を「製造又は加工された動産」と定義しており(同法を所管する消費者庁の

ウェブサイトに全文が掲載されています

(<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>))、保冷剤もこれに該当すると思われます。しかし、「PL保険」に加入するかどうかは各企業の判断です。「PL保険」は一般的には損害保険に分類されますので、損害保険を取り扱う保険会社にお問い合わせください。

- ◆ <自社製品の欠陥によって客先で発生した事故の損害賠償> 金属酸化物メーカーの品質保証を担当している。当社製品を使用して加工製品を製造する客先の会社で、当社製品の欠陥が原因となって事故が発生し、従業員が負傷した場合に、負傷した被害者が直接当社に対して製造物責任(PL)法に基づく損害賠償を請求することになるのだろうか。また客先の会社としても同様に請求していいのか。なお、実際にトラブルが発生している訳ではない。〈事業者〉

⇒製造物責任(PL)法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合に、製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。この法律に基づいて損害賠償を請求できるのは被害者本人になります。客先の会社の設備など、財産に係る被害が生じた場合については、法人として損害賠償を請求することになるでしょう。また、被害者等が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたことの実事を明らかにすることが原則となります。なお、トラブルが起こらないようにする為に、製品情報については、十分に事業者伝えていくことも必要でしょう。

- ◆ <自治体の指導によるエアゾール缶廃棄方法での怪我とPLの関係> エアゾール缶の廃棄方法についての指導が、穴をあけて捨てる、中身を出し切って捨てる等と自治体によってバラバラだ。社団法人日本エアゾール協会によると、「現在メーカーはガス抜きキャップを付けて表示することを進めている」とのことだが、自治体の指導で消費者が穴を開けようとして怪我をした場合は製造物責任(PL)法に該当するか。〈事業者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に被害を被った場合には製造業者に損害賠償を請求できるという法律です、自治体の指示に従った為に事故が起きたのであれば、PL法の対象にはなりません。

## 10) 照会

- ◆ <PL相談センターの受付時間照会> 化学製品PL相談センターの相談受付時間を知りたい。〈消費生活C〉

⇒午前9:30～午後4:00(土日祝日を除く)です。

- ◆ <和服用防虫剤の販売先調査> 毎年、近くの薬局で和服用防虫剤〇〇を買っていたが、今年は販売を止めていた。そこで、〇〇を販売している店または連絡先を調べてもらいたい。電話番号案内

に聞いたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒インターネットの〇〇販売サイトで調べた発売元の相談窓口を紹介します。

- ◆〈水を弾く原因物質の検査〉 ハウスクリーニングしてもらった後、流し台(ステンレス製)の表面が以前に比べて水を弾くようになった。台所用洗剤で洗浄しても、水の弾きが治らないので、気持ちが悪い。水を弾くようになった原因物質を検査したいので、検査機関を紹介して欲しい。

〈消費者〉

⇒検査機関に依頼する際に、対象成分が特定できないまま漠然と検査するのは極めて困難とされますので、現状で検査機関への紹介はできかねます。水の弾きを解消したいことについて、ハウスクリーニング会社に相談されては如何でしょうか。

- ◆〈特定地域の野菜の放射線量情報〉 知人から△△県〇〇町の特産野菜を送ってもらった。テレビ情報で〇〇町が除染対象地域に指定されたことを知ったので、その野菜の放射線量が心配になってきた。知人に聞く訳にはいかないのと、インターネットが使えないので、同町地域の野菜に対する放射線量測定情報をどこに聞いたらよいかを調べて欲しい。化学製品PL相談センターは3年程前に相談したことがあった。〈消費者〉

⇒〇〇町の農林関係担当部署を紹介します。

- ◆〈水垢取り入り洗剤の製造元照会〉 水垢取り入り洗剤で〇〇という製品を気に入って使用していた。先日何時も購入している100円ショップに行ったら品切れで、まとめて発注するので直ぐには入荷しないとされた。また、メーカーを調べてもらったが分からなかった。ウエストがくびれたボトルで、地域は△△にある会社だそうだ。化学製品PL情報センターで分かるか? 〈消費者〉

⇒当センターではメーカー等の照会を行っていません。なお、いただいた情報からだけではメーカーは分かりませんでした。

- ◆〈トルエンとキシレンの購入先照会〉 接着したものをはがすために、トルエンとキシレン各20~30mlを入手したい。どこで販売しているのか。〈消費者〉

⇒当センターでは特定の販売業者の紹介は行っていません。また、トルエンとキシレンは「毒物及び劇物取締法」などで規制されており、一般消費者が容易に購入できるものではありません。使用された接着剤のメーカー等に、はがす手段について問い合わせるみてはいかがでしょうか。

- ◆〈マンション管理人室の臭気検査〉 築10年の6階建てマンションの管理人をしている。新築当初から管理人室(約10畳)の中の臭いが気になっていたが、そのうち消えるものと我慢していた。しかし、現在でも臭いが残っていて長居できないほどだ。他の人も部屋に入ると「臭う」と言っている。ただ、入居者からは同じような苦情はない。臭いの種類を検査してもらうことにより、対策を考え



られないか。保健所の窓口にご相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉  
⇒当センターでは検査等はありません。一般的に臭いの検査は難しいものと思われます。まずは住宅に関する相談を受け付けている、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター (<http://www.chord.or.jp/>)に相談してみてください。

- ◆〈業務用洗剤の使用期限〉 建築分野で使う業務用の洗剤を製造している。製品カタログを見直すために、洗剤の使用期限に関する法的な基準があるかどうかを知りたい。なお、この洗剤に対する法的な規制はない。〈事業者〉

⇒当センターでは分かりかねます。ご参考までに、使用期限について規制している例として、医薬品や化粧品などの取扱い等について定めている薬事法では、適切な保存条件下で3年以内に変質するものについてのみ使用期限の表示を義務づけています。

- ◆〈PCB(ポリ塩化ビフェニール)の検査機関照会〉 自治体からトランス(変圧器)の保管を委託されており、PCBの検査が必要になった、検査をしてくれるところが分かれば教えて欲しい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)を紹介しますので、該当する分野に登録されている検査機関にご相談ください。

- ◆〈危険物取扱基準について〉 通販会社だが、前日に大量の酒や化粧品類(化粧水やマニキュア類など)が倉庫などに入荷し、翌日には出荷されている。この場合、危険物の取扱として届け出等の処置が必要になるか。置いておく時間は1日位だが、取扱量が多いので聞いてみた。〈事業者〉

⇒危険の物取扱は消防法によって、危険物の種類や指定数量が決められています。危険物に該当するかどうかも含め、詳しいことは市町村の危険物担当の課にお問い合わせください。

- ◆〈インクジェットプリンターのインクに使用の溶剤照会〉 家庭用のインクジェットプリンターのインクに使用される一般的な溶剤はどんなものか、また、どこに問い合わせたら分かるのか。〈行政〉

⇒当センターでは分かりかねます。直接メーカーにご相談されては如何でしょうか。なお、家庭用のインクジェットプリンター用インクは、各メーカーで特許申請されている可能性があります。

- ◆〈介護用ウエアで使うカイロの低温やけど〉 自治体から委託されて、介護用のインナーウエアのポケットに入れたカイロによる低温やけどの危険情報やトラブル事例を収集している。化学製品PL相談センターで同様の事例があるか。〈行政〉

⇒当センターに寄せられた相談で、“介護用のインナーウエアのポケットに入れたカイロによる低温や



けど”に関する事例はありません。

- ◆ <石けんの日本工業規格の検査機関> 薬剤師会の試験センターだが、「植物油を原料にして、石けんを製造販売する計画を検討している。可能であれば“化粧石けん”を考えたいが、無理であれば、“洗濯用石けん”になるだろう。そこで、石けんに関する日本工業規格（JIS）について検査してもらえる機関を紹介して欲しい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈その他〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network>)を紹介しますので、該当する分野に登録されている検査機関に相談されるようお伝え願います。なお、“化粧石けん”は薬事法で規制されていますので、厚生労働省に相談されるよう、また、“台所用”や“洗濯用”の製品は、家庭用品品質表示法に基いた表示義務が生ずることをお話しします。

- ◆ <食品包装用プラスチックフィルムの素材に関する用語について> 事業者から、「食品包装用プラスチックフィルムの素材に関する供給業者からの説明で、“LLD”、“PE”、“NY”などの用語は何を意味しているのか」という問い合わせを受けているが、どうなのか。〈その他(保健所)〉

⇒“LLD”は線状低密度(linear low density)、“PE”はポリエチレン(polyethylene)の略語として、JIS K 6899-1(プラスチック—記号及び略語—第1部:基本ポリマー及びその特性)に規定されています。“NY”はナイロンを指していると思われますが、確かなことは供給業者に尋ねるよう、相談者にお伝えください。

## 11) その他

- ◆ <アクティビティーノート掲載事項の製品やメーカー名> 化学製品PL相談センターの2010年9月度アクティビティーノートの“ちょっと注目” 「シアノアクリレート系接着剤(瞬間接着剤)」を読んだが、具体的な製品名やメーカー名がないので、販売店で対象品かどうか判断できない。

〈消費生活C〉

⇒当センターでは、寄せられた相談について製品名やメーカー名は公開していません。メーカーが異なっても、一般的に瞬間接着剤にはシアノアクリレートという成分が使用されていますので、成分表示を確認できれば判断できるものと思われます。

- ◆ <資料“暮らしに役立つ法律の話”の要望> 県内4カ所の消費生活センター相談員の相談対応資料として、化学製品PL相談センターのアクティビティーノート連載シリーズ⑨“暮らしに役立つ法律の話”を使いたいので送ってもらいたい。〈消費生活C〉

⇒当了承し、発送する。

- ◆ <講演依頼> 年度報告書の内容について、市民対象に講演をしてもらえないか。〈消費生活C〉  
⇒現在のところは講演を行っておりません。
- ◆ <22年度活動報告書の内容の一部転載依頼> アトピーの子どもを持つ親の会で発行している会報誌で、電子レンジでのプラスチック容器の使用に際しての注意事項として、化学製品PL相談センターの“平成22年度活動報告書”から内容を一部転載可能か。〈消費者団体〉  
⇒転載を了承する。(後日、転載した会報が送られてくる)
- ◆ <三味線の皮によるアレルギーの事例照会> 2ヵ月程前から、目がちかちかし、両目の周りがカサカサしてかゆくなった。眼科および皮膚科を受診したが原因は分からず、皮膚科で処方された内服ステロイド薬を服用すると症状が治まるが、服用を止めると再発する。自分はもともと油性マーキングペンを使用すると咳が出ることがあるほど敏感な体質のため、“化学物質過敏症”の専門医を受診予約を入れたところである。今回の症状の原因として、発症した頃に何か変わったことがなかったかを自分なりに考えた結果、新品の三味線を購入し、それから毎日、自宅で2時間練習していることに思い当たった。三味線の皮が原因かもしれないと考え、三味線の製作者に問い合わせたところ、「皮は輸入品だ」とのことであった。参考までに、三味線の皮による体調不良に関する相談が化学製品PL相談センターに寄せられていれば教えてほしい。〈消費者〉  
⇒当センターでは受付事例がありません。化学物質に対する感受性には個人差もありますので、体調不良の原因については医師にご相談ください。また、三味線の皮が原因かもしれないとお思いであれば、その三味線の使用を控えることによって症状が改善するか試してみたいはかがですか。
- ◆ <アウトドア用ジャケット素材の耐久性照会> 購入を検討しているアウトドア用ジャケットに関し、その材質から、耐久性について教えてほしい。販売店には問い合わせたが、あいまいな回答しか得られなかった。〈消費者〉  
⇒特定の製品に関するご質問については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。
- ◆ <輸入芳香剤の品質検査方法> これから芳香剤を輸入して販売する事業を計画している。製品のリスクとして、何らかの混入成分による問題を心配している。定められた品質検査方法があるか知りたい。インターネットで調べていて化学製品PL相談センターを知った。〈事業者〉  
⇒当センターでは分かりかねます。芳香剤の品質に関する詳細については、芳香消臭脱臭剤協議会 (<http://www.houkou.gr.jp/>) が業界自主基準を作っていますので相談されては如何でしょうか。
- ◆ <アセトンの取り扱い申請手続き> 一般消費者が使用する機器で、アセトンを使用するものを製造販売しようと考えているが、この場合のアセトンの取り扱い等の申請手続きや廃棄手続き等の方法はどこへ相談したらよいか。〈事業者〉  
⇒行政機関の担当部署毎にご相談されることになるでしょう。アセトンは、消防法に基づき、貯蔵

または取り扱いに際し、その量に応じ、消防施行令または、市町村条例によって規制されていますので、同法を所管する総務省消防庁、市町村の危険物担当部署に、廃棄手続きについては市町村の産業廃棄物の担当部署にご相談ください。尚、アセトン「爆発物の原料となり得る化学物質」として毒物及び劇物取締法で規制されています。詳しくは厚生労働省にお問い合わせください。

- ◆ <産業廃棄物に関する法的な規制> 鉄道事業者の保全部門を担当している。車両から軽油等が洩れた際に乳化・分散させるための「中和剤」(18L) 約10缶を、1年程前に△△社から購入したが、MSDS(製品安全データシート)はなかった。また、△△社へは現在連絡できない状況になっている。製品の成分表示は、“非イオン系界面活性剤”となっており、注意表示は、“廃液は産業廃棄物として処理すること”となっている。線路内では廃液の回収は難しいので、この製品が使用できるものかどうかを判断するため、廃棄物に関する法的な規制を知りたい。〈事業者〉

⇒「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(略称=廃棄物処理法)によって、廃棄物の保管、運搬、処分などの方法が規制されています。詳しくは自治体の産業廃棄物担当部署に相談してみてください。

- ◆ <PL保険が有効な事故発生に対する契約の締結時期> 化学製品で事故が起きたが、PL(製造物責任)保険の付保(保険契約の締結)はPL事故が発生する前でなければならないのか?事故後でも大丈夫と聞いたことがあったので確認したい。〈事業者〉

⇒一般的には、付保前に発生した事故は対象になりませんが、詳細については損害保険会社の相談センター、または営業の方にお尋ねください。

- ◆ <カーワックスの実用テスト内容と機関照会> カーワックスを輸入し販売することを計画している。海外のメーカーからカーワックスの主成分名は開示されているが、車の塗装との相性などについてテストしたい。ついては、そのためのテスト内容とテスト機関を知りたい。化学製品PLセンターはインターネットで調べた。〈事業者〉

⇒当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、テスト内容はコンサルタント会社等にご相談ください。なお、独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイトに「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧

(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/index.html>) か、独立行政法人国民生活センターのウェブサイトに、商品テストを実施する機関のリスト

([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/index.html](http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)) が掲載されています。

- ◆ <海外への輸出に関するPL対策相談> 当社の製品を輸出するにあたり、現地の法規制に従った上でのPL対策としての警告ラベルについて検討している。どのような表示をすればよいのか。〈事業者〉

⇒当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、海外の法律・PL事情に詳しい弁護士またはコンサルタント等にご相談ください。

- ◆<資料“暮らしに役立つ法律の話”の要望> 地域の消費生活講座で法律をテーマにした講演を行うが、講師から化学製品PL相談センターのアクティビティーノート連載シリーズ⑨“暮らしに役立つ法律の話”を準備するよう要請された。これを150部送ってもらうことはできるか。〈行政〉

⇒了承し、発送する。

- ◆<催涙スプレー成分の人体への影響データ> 警察の少年関係の部署だが、護身用の催涙スプレーの主成分カプサイシンについて、人体に与える影響に関するデータなどを持っているか。色々なところに問い合わせしており、化学製品PLセンターは、消費生活センターで紹介された。〈その他〉

⇒当センターではお問い合わせのデータは持っていません。財団法人日本中毒情報センターのウェブサイト (<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>) の“中毒データベース”に、催涙ガススプレーに関する情報が掲載されていますので、同センターにお問い合わせください。なお、独立行政法人 製品評価技術基盤機構 / 化学物質総合情報システム (<http://www.safe.nite.go.jp/>) で確認しましたが、健康毒性情報はありませんでした。

### 3. 2 相談受付件数の推移等

#### (1) 相談者別受付件数の推移

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
平成 7 年度 (実働205日)	50	121	681	66	918
平成 8 年度 (実働244日)	116	160	748	56	1080
平成 9 年度 (実働239日)	307	222	504	47	1080
平成 10 年度 (実働245日)	270	211	476	45	1002
平成 11 年度 (実働242日)	276	204	332	45	857
平成 12 年度 (実働249日)	350	190	274	50	864
平成 13 年度 (実働243日)	333	110	210	41	694
平成 14 年度 (実働245日)	242	89	126	28	485
平成 15 年度 (実働246日)	275	69	132	32	508
平成 16 年度 (実働243日)	219	81	101	25	426
平成 17 年度 (実働243日)	224	94	113	20	451
平成 18 年度 (実働245日)	178	85	97	19	379
平成 19 年度 (実働244日)	164	114	79	9	366
平成 20 年度 (実働244日)	134	139	55	11	339
平成 21 年度 (実働243日)	108	95	67	14	284
平成 22 年度 (実働243日)	69	94	42	17	222
平成 23 年度 (実働240日)	85	68	26	6	185
<b>合 計</b>	<b>3400</b>	<b>2146</b>	<b>4063</b>	<b>531</b>	<b>10140</b>

(2) 相談内容別受付件数の推移

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
平成 7 年度 (実働205日)	71	13	0	826	8	918
平成 8 年度 (実働244日)	98	8	1	938	35	1080
平成 9 年度 (実働239日)	98	21	1	920	40	1080
平成 10 年度 (実働245日)	135	13	4	819	31	1002
平成 11 年度 (実働242日)	156	23	9	654	15	857
平成 12 年度 (実働249日)	194	23	9	628	10	864
平成 13 年度 (実働243日)	142	13	10	523	6	694
平成 14 年度 (実働245日)	116	6	8	349	6	485
平成 15 年度 (実働246日)	149	11	5	339	4	508
平成 16 年度 (実働243日)	122	24	5	273	2	426
平成 17 年度 (実働243日)	101	35	0	311	4	451
平成 18 年度 (実働245日)	99	35	0	244	1	379
平成 19 年度 (実働244日)	125	46	0	193	2	366
平成 20 年度 (実働244日)	118	50	0	169	2	339
平成 21 年度 (実働243日)	90	31	3	160	0	284
平成 22 年度 (実働243日)	70	25	1	125	1	222
平成 23 年度 (実働240日)	71	22	0	92	0	185
合計	1955	399	56	7563	167	10140



(3) 平成23年度 月別相談受付件数 (相談者別)

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
4 月度 (実働20日)	5	7	2	1	15
5 月度 (実働20日)	8	5	2	1	16
6 月度 (実働21日)	7	7	0	0	14
7 月度 (実働20日)	5	10	2	1	18
8 月度 (実働18日)	6	8	2	0	16
9 月度 (実働20日)	14	5	2	0	21
10 月度 (実働20日)	5	5	1	2	13
11 月度 (実働21日)	10	5	1	0	16
12 月度 (実働20日)	11	2	3	0	16
1 月度 (実働20日)	6	6	3	1	16
2 月度 (実働20日)	4	5	7	0	16
3 月度 (実働20日)	4	3	1	0	8
合 計	85	68	26	6	185

(4) 平成23年度 月別相談受付件数 (相談内容別)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
4 月度 (実働20日)	6	2	0	7	0	15
5 月度 (実働20日)	5	0	0	11	0	16
6 月度 (実働21日)	9	1	0	4	0	14
7 月度 (実働20日)	8	4	0	6	0	18
8 月度 (実働18日)	7	4	0	5	0	16
9 月度 (実働20日)	7	2	0	12	0	21
10 月度 (実働20日)	7	1	0	5	0	13
11 月度 (実働21日)	8	1	0	7	0	16
12 月度 (実働20日)	4	1	0	11	0	16
1 月度 (実働20日)	4	1	0	11	0	16
2 月度 (実働20日)	3	3	0	10	0	16
3 月度 (実働20日)	3	2	0	3	0	8
合計	71	22	0	92	0	185

### 3.3 平成23年度のおもな対外活動

#### (1) 活動報告会

- 7月 5日 日化協「PLネットワーク」対象(約40名参加)
- 7月 7日 関西化学工業協会 会員対象(約20名参加)

#### (2) 関連機関との交流

- 6月 22日 PLセンター交流会
- 9月 29日 PLセンターと消費者庁との交流会
- 11月 17日 PLセンター交流会

#### (3) 関係省庁、消費生活センター、消費者行政担当部門等との交流

- 5月 24日 消費科学連合会訪問
- 25日 主婦連合会 訪問
- 6月 27日 東京都消費生活総合センター訪問
- 27日 消費者庁(消費者安全課) 訪問
- 27日 厚生労働省(化学物質安全対策室) 訪問
- 27日 経済産業省(製品事故対策室、消費者相談室、他) 訪問
- 7月 12日 (独)国民生活センター(情報管理部) 訪問
- 12日 (社)全国消費生活相談員協会 訪問
- 28日 青森県消費生活センター訪問
- 28日 青森市消費生活センター訪問
- 9月 9日 (独)国民生活センター(商品テスト部) 訪問
- 29日 消費者庁消費者安全課とPLセンター意見交換会

#### (4) 講師として参加した講演会等

- 7月 27日 青森県消費生活相談員養成研修

#### (5) 情報収集のため参加・聴講した説明会・講演会・イベント等

- 4月 6日 (財)消費科学センター/消費科学連合会「くらしの安全」学習会
- 9月 28日 世界化学年シンポジウム「科学が未来をリードする条件」
- 11月 10日 海外PLセミナー「米国訴訟の傾向・中国の製造物責任と消費者問題」
- 24日 経済産業省「製品安全総点検セミナー」
- 24日 (独)製品評価技術基盤機構「製品安全業務報告会」
- 1月 26日 日本司法支援センター東京事務所(法テラス)意見交換会
- 2月 17日 東京都消費生活総合センター・(社)消費者関連専門家会議「くらしの基礎知識講座」

### 3. 4 名簿

#### (1) 運営協議会 (平成23年5月23日、11月8日開催)

当センターの運営について指導・助言を下される第三者機関です。

(順不同、敬称略、平成24年3月末現在)

中村 昌允	東京農工大学大学院 工学府産業技術専攻 教授
有田 芳子	主婦連合会 副会長 環境部 部長
石和 祥子	(財)消費科学センター 調査研究部
増田 悦子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 常任理事
勝浦 嗣夫	日本プラスチック工業連盟 専務理事
西出 徹雄	一般社団法人 日本化学工業協会 専務理事

以上 6名

#### (2) サポートイングスタッフ

日化協職員および日化協団体会員からなる14名の「サポートイングスタッフ」の助言のもとに相談対応にあたっています。

原則として毎月1回サポートイングスタッフ会議を開催し、受付相談事案の対応内容について具体的に検討しました。

(順不同、敬称略、平成24年3月末現在)

一色 実	塩ビ工業・環境協会 環境・広報部 部長
柳 幹夫	化成品工業協会 技術部 部長
戸井田 和男	日本オートケミカル工業会 専務理事
原田 良一	日本食品添加物協会 常務理事
片桐 勤	日本石鹼洗剤工業会 総務部長
三重野 謙三	日本接着剤工業会 専務理事
和田 英男	(社)日本塗料工業会 製品安全部 部長
服部 薫	日本ビニル工業会 専務理事
猪瀬 雅俊	日本プラスチック工業連盟 総務・環境部長
尾関 猛	農薬工業会 安全情報部長
守谷 広司	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
高橋 克也	同 広報 部長
鈴木 亨	同 化学品管理部 部長
小林 豊	同 広報部 部長

以上 14名

#### (3) PLネットワーク

一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の会員事業者・事業者団体およびその構成事業者・事業者団体により構成しています。

#### (4) 事務局

保刈 敏夫	化学製品PL相談センター 部長
石井 利和	同 相談員(非常勤)

### 3.5 「ちょっと注目」

毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

◇ 『アクティビティーノート』第178号(平成23年11月発行)掲載

#### 消石灰(水酸化カルシウム)の眼に対する危険性について

4カ月前、『農業を営んでいる高齢の母が、畑で作物を植える準備のためにバケツに入った消石灰を撒こうとした際に、転んでバケツの消石灰を顔に被ってしまった。(中略)入院治療を受けたが左眼を失明した。(中略)消石灰の包装袋に危険注意の表示をするべきではないか』という相談を受けているがどうか』という問い合わせが消費生活センターから寄せられました。また、先月、独立行政法人 国民生活センターが消費生活センターからの報告を受けて、『消石灰による失明事故発生』という情報を発表しました。(2011年10月6日公表)

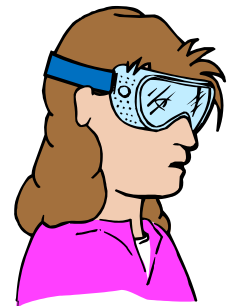
消石灰は、窒素肥料、リン酸肥料、カリ肥料と並ぶ重要な石灰質肥料として使用されています。また、ゴミの焼却場などで、排ガス中に塩化水素が含まれている場合には消石灰で除去しています。このほか、コンニャクの凝固剤や漆喰壁の材料として使用されています。(注1)

社団法人 日本眼科医会は、「運動時のライン引きに使用されている消石灰は強アルカリ性で、目に入ると角膜や結膜等を侵し、視力に関わる障害を残すことがある」として、平成8(1996)年及び平成19(2007)年に調査し、多くの学校でライン引きに危険な消石灰の使用が続けられ、事故が発生していることを把握しました。このため、平成19(2007)年、「学校での水酸化カルシウム(消石灰) 使用禁止について(要望)」を文部科学省に要望し、同省が学校においては消石灰を使用しないで、より安全性の高い炭酸カルシウムなどを使用するよう指導しました。(注2)

消石灰の物理的な性質を調べると、水に対する溶解度は、0.16g/100g 水(20℃)と極めて低いという特徴を持っています。(注3) また、飽和水溶液は、pH = 12.4と強アルカリ性です。(注4)

日本眼科学会では、何らかの化学物質が誤って目に入ってしまった結果として発生する傷害を「化学眼外傷」と称しています。特に、化学物質がアルカリ性だった場合、眼球表面の障害にとどまらず、化学物質が角膜を透過して眼の内部にまで障害を及ぼすことさえあり、化学物質が眼に接触している時間が長いほど眼の障害は重症になるとのことです。(注5)

国民生活センターの情報によると、肥料用消石灰は、肥料取締法に基づいて規制されていますが、使用上の注意事項や警告表示は義務付けられていないとのこと。また、肥料用消石灰の中には、事業者が自主的に製造物責任(PL)法の観点から「取扱いには、保護メガネ、保護手袋、保護マスクを着用してください」等の注意表示や絵表示を表示した製品もあるとのこと。しかし、眼に入った場合どうなるかという情報は提供されていません。



以上の状況から、消石灰を取り扱う場合には、特に眼に対する危険性に注意しましょう。

注1 日本石灰協会・日本石灰工業組合のウェブサイト (<http://www.jplime.com/>)

注2 社団法人 日本眼科医会のウェブサイト 『日本眼科医会からのお知らせ』  
([http://www.gankaikai.or.jp/info/pdf/20080101\\_monbu.pdf](http://www.gankaikai.or.jp/info/pdf/20080101_monbu.pdf))

注3 岩波 理化学辞典(第5版) 1998年2月 株式会社岩波書店

注4 THE MERCK INDEX 13TH EDITION 2001

注5 日本眼科学会のウェブサイト 『目の病気』  
([http://www.nichigan.or.jp/public/disease/gaisho\\_kagaku.jsp](http://www.nichigan.or.jp/public/disease/gaisho_kagaku.jsp))

◇ 『アクティビティーノート』第182号（平成24年3月発行）掲載

## 平成23年度の相談事例から、「製品の注意表示」を振り返る

当センターに寄せられた相談の中に、製品を使用する前に注意表示を確認しておけばトラブルを防止できたのではないかとという事例が発生していました。また、製品の注意表示に問題があるケースもありました。これらを合わせると13件ですが、昨年度は7件でした。そこで、注意表示の問題とトラブル事例の要旨を整理してみました。

**A 製品を使用する前に、注意表示された製品パッケージを捨ててしまったり、注意表示を確認しなかったりしたケースがありました。パッケージに表示された部分を保管しておくことが必要でしょう。使用者が、製品に表示された使用方法、注意事項を守らなかった場合には、そのことによって生じた被害については使用者の責任が問われる可能性があります。また、製品に必要な注意表示が無い場合は、製造物の指示・警告上の欠陥があるものとして、製造業者に製造物責任を問うことができる可能性があります。**

### パッケージの注意表示を確認しないまま捨ててしまった事例

- 製品の注意表示を読まずにポット用洗浄剤を使用して電気ポットを洗浄したところ、水があふれ、近くに置いたパソコンに掛かって故障した。
- 吊り下げ型の板状芳香剤を自家用車内で使ったところ、ダッシュボードのエアコンのツマミに接着した。同芳香剤のパッケージは、注意表示を確認しないまま捨ててしまった。
- 屋外で自家用車のリアウインドウにはっ水コート剤を塗布した。その後小雨が降ったためか、ウインドウの下塗膜が損傷を受けた。同コート剤のパッケージは、注意表示を確認しないまま捨ててしまった。

### 後で製品の注意表示を見ると、“使用できない”などとなっていた事例

- ポンプ式住宅用洗剤(液性 アルカリ性)のノズルから液が漏れ、置いたアルミ板が変色した。同洗剤の注意表示には、使用できない物の中にアルミが入っていた。
- 手芸用品店で買ったラインストーンと接着剤を使って、ドレスにラインストーンを付けたところ、接着個所が変色してしまった。接着剤の注意表示を確認すると、“衣類には使用できない”となっていた。
- 古いドアに家具用洗浄剤を直接かけて拭き取ったところ、シミが残って白っぽくなってしまった。後で製品の注意表示を見ると、“ドアなどは、シミの原因となるので、直接スプレーするのは避け、布等にスプレーして拭き取る”となっていた。

### 当初から製品に注意表示書面がなかったと思われる事例

- 健康器具と敷きマットを買った際、マットに注意表示書面が添付されていなかったため、そのまま1年間使ったところ、床に色移りしていた。調べると、本来同マットに添付されるはずの書面には、「色移りすることがあるので、使用後は片づけて保管する」となっていた。

## B 製品の機能を応用して工夫したものの、目的外の使用をしたことで火傷を負う事故になったトラブルも発生しています。製品の注意表示を確実に守る必要があります。

### 目的外の使用をしてしまった事例

- 夏の夜、窓を開けていても暑かったので、クールダウン商品として買ったエアゾール式冷却スプレーで両脚を冷やした。数分後、煙草を吸おうと火を付けた際に引火して脚などに火傷(2度)を負った。消費生活センターが現物を確認すると、用途は“アクシデント直後の応急アイシング用”で、“用途以外の目的に使用しないこと”となっていた。また、「火気と高温に注意」が表示されていた。

## C 製品に注意表示があるものの、購入する前に注意表示の内容を確認することができない場合もあります。購入する際には、手間をかけてもメーカー等に問い合わせることが必要でしょう。

### 製品の注意表示が、“適さない場合があるので、目立たないところで試してください”という事例

- エアゾール式ツヤ出し剤をバッグに使用したところ、白っぽくなってしまった。ツヤ出し剤には“適さない場合があるので、目立たないところで試してください”との注意表示があったが、気が付かなかった。
- エアゾール式塗料を使って白ヘルメットを着色したところ、表面に溝のような模様ができてしまった。当センターがインターネットで調べたところ、“適さない場合があるので、目立たないところで試してください”となっていた。

## D 製品の取扱説明書に、警告表示として禁止事項・指示事項だけがあるものや、禁止事項とその理由(それを守らないとどうなるか)も表示されているものの、説明が不十分な場合があります。洗面化粧台のケミカルクラックは、メーカーや業界では常識であっても、未だ一般的に知られていないように感じます。

### ケミカルクラックに関する説明がなかった事例

- 洗面化粧台にヒビが入ってしまったので、メーカーに調べてもらおうと「ケミカルクラック」と言われた。取扱説明書には、“整髪料や化粧品は付けないでください”となっていたが、“割れる”とは書かれてなかった。
- 洗面化粧台のミラーキャビネットに亀裂が入っていた。メーカーから「ケミカルクラック」と言われた。取扱説明書には“破損の恐れがあるので、化粧品を付着させないこと”となっているが、ケミカルクラックに関する説明がなかった。

## E 製品に表示された使用方法を守れば問題は発生しないものとして、定められた使用方法から大幅に外れた場合の危険表示がなかったために凍傷を負った事例がありました。凍傷になる条件は-4℃とされていますので、特に注意が必要です。

### 凍傷に関する危険表示がなかった事例

- 自家用車にエアゾール式補修用塗料を表示された使用時間より長い時間使用していたら、指先の感覚がなくなり、掌に水ぶくれが生じた。皮膚科で凍傷(2度)と診断された。同塗料には凍傷に関する注意表示がなかった。当センターからメーカーに、注意表示の必要性について検討をするよう要望した。



### 3. 6 「世界化学年2011 特集」

◇ 『アクティビティーノート』第171号（平成23年5月発行）掲載

## “Chemistry—our life, our future”

#### ➤ 2011年は世界化学年

2011年は世界化学年です。統一テーマ“Chemistry—our life, our future”の下、

1. 化学に対する社会の理解増進
2. 若い世代の化学への興味喚起
3. 創造的未來への化学者の熱意ある貢献への支援
4. 女性の化学における活躍の場への支援等

を目的に、世界各国が連動して、1年にわたり、化学に関する啓発・普及活動を実施します。

日本においても、化学関係の産官学が団結して「世界化学年」事業を推進すべく、主催組織「世界化学年日本委員会」が2010年8月6日に設立されました。



#### ➤ どうして2011年？ — 世界化学年、実現の経緯

2008年末に開催された国際連合の総会で、キュリー夫人のノーベル化学賞受賞から100年目の2011年を「世界化学年」(International Year of Chemistry : IYC2011)とすることが決まりました。

これは日本学術会議化学委員会が国際純正・応用化学連合(IUPAC)からの呼びかけに賛同し、化学委員会 IUPAC 分科会とともに、日本が共同提案国として国際連合教育科学文化機関(UNESCO)に働きかけ実現したものです。

2011年はまた、IUPACが設立されて100年にもあたります。

#### ➤ 化学は日本のお家芸。百年前から強かった日本の化学

昨年、北海道大学名誉教授の鈴木章氏と米パデュー大学特別教授の根岸英一氏がノーベル化学賞を受賞し、一躍注目を浴びた日本の化学。でも、日本の化学は百年も前からスゴかったのです。“化学は日本のお家芸”と呼ばれる所以です。

〈百年前の日本人による化学の発見〉

- 1885年 長井長義が麻黄から「エフェドリン」を発見
- 1894年 高峰讓吉が消化酵素「タカジアスターゼ」の抽出に成功
- 1900年 高峰讓吉がホルモン「アドレナリン」の結晶化に成功
- 1907年 池田菊苗が昆布から「グルタミン酸」を発見
- 1910年 鈴木梅太郎が「ビタミン」を発見
- 1918年 黒田チカが天然色素・紫根の結晶化に成功し、「シコニン」と命名

世界化学年 関連ホームページ

世界化学年公式ホームページ(英語) <http://www.chemistry2011.org/>

世界化学年日本委員会 <http://www.iyc2011.jp/index.html>

一般社団法人日本化学工業協会の世界化学年 [http://www.nikkakyo.org/upload\\_files/iyc2011/index.html](http://www.nikkakyo.org/upload_files/iyc2011/index.html)

◇ 『アクティビティーノート』第172号(平成23年6月発行)掲載

## キュリー夫人とノーベル賞

2010年12月1日、東京大学・小柴ホールにおいて、2011年の世界化学年を迎えるにあたっての最初のイベントとして、日本化学連合主催の「世界化学年カウントダウン記念シンポジウム」が開催されました。当日は、2010年のノーベル化学賞を受賞した根岸英一氏(米パデュー大学特別教授)がサプライズゲストとして来場され、「ノーベル賞をとる確率は1,000万人分の1と聞くと宝くじを買うような気の遠くなるような確立になりますが、10の7乗、つまり10人に1人というハードルを7回くぐるということと考えれば現実的です。ハードルを一步ずつクリアしてチャレンジしてほしい」と、ご自分の経験も交えて話されました。

さて、このノーベル賞をなんと2回も受賞した最初の人、キュリー夫人として有名なマリー・キュリー(1867~1934)です。最初の受賞は1903年、夫のピエールとともに物理学賞を受賞。次が1911年の化学賞です。2011年の世界化学年は、この化学賞受賞から百年目を記念して開催されます。

キュリー夫人の生涯は波乱に満ちたものでした。マリー(ポーランド時代はマーニャ)は、1867年にポーランドで生まれました。マーニャの父親は大変な教養の持ち主で、ワルシャワで教師をしていましたが、自身の信念を曲げなかったために学長とぶつかって教師をクビになり、一家は大変困窮しました。10歳の時に母が病気で亡くなり、貧しく辛くて苦しい状況の中、マーニャは一生懸命勉強して女子中学校を一番の成績で卒業しましたが、当時のポーランドでは女性は大学に入ることはできませんでした。しかし、1891年、パリで学び医者になった姉を頼って、マーニャはパリに渡り、パリ大学に入学しました。そして、この頃からマリーと名乗るようになりました。

パリでもマリーはひたすら勉学に打ち込みました。そして、研究を通して出会ったピエール・キュリー(1859~1906)と1895年に結婚し、2年後に娘のイレーヌが誕生しました(後にノーベル化学賞を受賞)。マリーは学位論文にフランスの物理学者アンリ・ベクレル(1852~1908)による放射能発見の研究を選び、まずピエールの考案したピエゾ電気計を改良し、ウランを中心に放射能を測定する機器を開発しました。その機器でウラン鉱石を計測したところ、計算値より多くの線量を検出したため、ほかの元素にもウランと似たような未知の放射性元素が含まれているのではないかと推測し、1898年7月にポロニウム、さらに12月にラジウムを発見しました。そして1903年に、これらの発見によってキュリー夫妻はノーベル物理学賞を受賞。その翌年には次女イブも誕生し、順風満帆のようにみえました。

しかし、不幸は突然訪れました。1906年に夫のピエールが馬車に轢かれ亡くなったのです。マリーの悲しみは計り知れませんが、彼女はピエールの意思を引き継ぎ、その後も研究に打ち込みました。小さな2人の娘を抱えつつ、ピエールの代役として大学での講義もこなしました。そして1911年、ポロニウムとラジウムの分離でノーベル化学賞を受賞。その後もマリーは研究を続け、1934年に放射能による白血病で亡くなる直前まで研究を続けました。

キュリー夫人の辿った道を見ると、どんなに困難な状況でも決してあきらめることなくコツコツ地道に研究を重ねることが、2度の受賞につながったのでしょね。



◇ 『アクティビティーノート』第173号(平成23年7月発行)掲載

## 日本初の女性科学者

前号ではキュリー夫人を取り上げましたが、今号では、日本初の女性化学者 黒田チカについて取り上げます。日本にもキュリー夫人のような素晴らしい女性化学者がいたのですね。

黒田チカは1884年(明治17年)に佐賀県で生まれました。チカが活躍した明治から昭和初期は、女性の社会的地位も権利もほとんど認められていない時代でしたが、チカの父は「これからは女性にも学問が必要」と、男女の区別なくチカに教育を受けさせました。こうした恵まれた環境の下、チカは女性にとって当時の最高学府である女子高等師範学校(現在のお茶の水女子大学)の理科に進学。やがて化学の道に行きたいと思うようになりましたが、当時は、どんなに優秀でも「女性」というだけで、帝国大学に進むことはできませんでした。



卒業後は福井師範学校で理科の教師をしていましたが、1年後の1907年に、女性科学者を育てる試みが母校ではじまり呼び戻されました。そして1913年、チャンスは急に舞い込みました。東北帝国大学(現在の東北大学)が女性の入学も受け付けると発表したのです。帝国大学に女子が入る…これはセンセーショナルな事件として扱われました。世間が注目する中、チカは無事化学科に合格。チカ29歳の時でした。東北帝国大学で、チカは日本の有機化学の育ての親と呼ばれる真島利行教授(1874~1962)と出会い、真島の指導の下で紫根<sup>しこん</sup>の色素を研究し、それまで誰も成しえなかった結晶化にたった1週間で成功しました。そして、「シコニン」と命名して、1918年の学会で発表しましたが、女性初の発表ということで、これまた大変な騒動が起き、再び世間から注目されることとなりました。

その後、1921年から2年間、文部省の外国留学生としてイギリスのオックスフォードに留学。帰国した翌年から、理化学研究所にある真島研究室で、今度は紅花の色素を研究し、5年の歳月をかけて紅花の色素成分「カーサミン」の分子構造を明らかにしました。そしてこの学位論文によって、1929年に、保井コノ(1880~1971)に次いで女性では2番目(化学では初)となる理学博士となりました。

ほかにも数々の功績により、いくつもの学術賞に輝き、また、戦後はお茶の水女子大学の教授となって後進の指導にもあたりました。68歳でお茶の水女子大学の名誉教授になり、1963年まで非常勤講師として勤め、1968年に84歳で生涯を閉じました。

チカは、素直で善意に満ちており誰からも愛される性格だったそうです。化学の指導的立場にあった人物達との幸運な出会いにも恵まれましたが、彼らがチカを精神面・物質面で支えたのは、彼女の人格もあったのでしょう。彼女が名誉教授を務めたお茶の水女子大学理学部では、チカと保井コノの二人を記念して「保井・黒田奨学基金」を設立し、今日も優秀な女性の研究者を支援しています。

◇ 『アクティビティーノート』第174号(平成23年8月発行)掲載

## 日米の架け橋となった化学者(前編)

前号では黒田チカを取り上げましたが、今号と次号にかけて、高峰讓吉について取り上げます。化学分野で素晴らしい偉業を数々残し、晩年は「無冠の大使」として日米親善に多大なる貢献をした偉人ですが、残念なことに野口英世に比べれば殆ど知られていません。

高峰讓吉は1854年に富山県高岡市で生まれました。讓吉の父親精一が藩医となり金沢に越しますが、讓吉4歳の時「安政の泣き一揆」が起き、父は幼い讓吉にこの一揆を見せ「医術は餓死する人みんなを救うことはできないが、一人ひとりなら救える」と言い、その時代最先端の英語と西洋医学を学び、医者になるよう諭します。



藩医の父は蚕の蛹から火薬の主成分である「硝石」を大量に生産する方法を考え出した化学者でもあり、硝石で大儲けする一方、貧しい農民に硝石の生産方法を教えるなど社会貢献にも熱心でした。医者、科学者、実業家、そして慈善家の父と、実家が造り酒屋の母。後に讓吉が化学の道に進み、発酵を研究したのはこうした両親の影響が色濃くあったのでしょう。

学業に秀でた讓吉は11歳で藩の派遣で長崎に3年間留学しました。この時に地球儀を見て日本の小ささに衝撃を受け、欧米のように強くなるには「科学の力」が必要だと痛感します。

そして時代は江戸から明治へと変わります。一時は医者になるべく緒方洪庵の「適塾」にも入塾しますが、「泣き一揆」の光景が忘れられず「万人を救えるのは医学ではなく化学であり、日本を興せるのも化学」という信念から23歳で日本初の工科大学「工部大学校」(現、東京大学工学部)に一期生として入学します。大学を首席で卒業した讓吉は、工部省の派遣で英国に3年間留学します。そして、平日は応用化学を、休日はソーダ工場や人造肥料の工場働きながら製造法を学びました。

帰国した讓吉は「西洋のモノマネでなく日本の強みを生かした産業で国を興したい」と留学で身につけた技術を応用し、清酒醸造の研究で腐敗を防ぐ機械の特許をとります。その機械で起業しようとはしますが、ニューオーリンズ万博の事務官としてアメリカに1年間滞在することになります。

万博では、出展されていた燐灰石を見て、「農業は国の根幹、収穫量を増やし飢餓をなくすために日本に人造肥料工場を作りたい」と、私費を投じて十トンの燐灰石と燐酸肥料を日本に送ります。

帰国早々、実業家の渋沢栄一を訪問します。讓吉の人柄と熱意に打たれた渋沢は、三井財閥の大番頭益田孝らと工場設立に協力します。讓吉と渋沢はこの後も親交を深めることとなります。

万博でのもう一つの幸運は、妻キャロラインとの出会いです。一目惚れした讓吉は即座に婚約。

この時讓吉30歳キャロライン18歳、記録に残る上では最初の国際結婚です。(次号へつづく)



◇ 『アクティビティーノート』第175号(平成23年9月発行)掲載

## 日米の架け橋となった化学者(後編)

高峰讓吉は肥料会社経営の傍ら、私設研究所で麦芽(モルト)の代わりに日本酒製造に使われる麹菌でウイスキーを作る研究もしています。常に二足の草鞋を履いているのが讓吉です。

そこに、米国のウイスキー会社から技術指導の依頼があり、迷った末新天地米国で麹からウイスキーを作る新会社を立ち上げます。しかし、この会社が成功すると影響を受ける同業から、色々な妨害を受け、最後には工場に放火されて、讓吉は一夜にしてすべてを失います。

そんなことからとうとう心労で重い肝臓病を患います。39歳の時でした。

奇跡的に一命を取り留めた讓吉は、酒から薬へと研究テーマを大きく変えます。この間、困窮する一家を妻のキャロラインが支えました。そして40歳でモルトから抽出したデンプン分解酵素を成分とした、日本でも有名な「タカジアスターゼ」を発明します。

大成功を収めた讓吉は次に副腎皮質ホルモンに着手。日本から来た上中啓三(黒田チカの恩師、長井長義教授の弟子)の協力のもと、研究開始から僅か3年でアドレナリンの結晶化に世界で初めて成功します。アドレナリンは止血剤として幅広く使用され、医学の発展に大きく貢献しています。

富と名声を手に入れた讓吉は、日本と日本人を正しく知ってもらうため、各地で講演、政財界・要人を招いたパーティの開催、雑誌の発行、日本倶楽部の創設等を行います。こうした地道で精力的な活動が実を結び、日露戦争の戦費を賄うための日本債権を多くの米国人が購入してくれました。いつしか讓吉は「無冠の大使」と呼ばれるようになります。

また、NYに桜並木を作ろうとしていた讓吉は、偶然にも大統領夫人が、ワシントンのポトマック河畔に日本の桜を植樹する計画を持っていることを知り、米国との親善を深める絶好の機会と、東京市長の尾崎行雄に桜を贈るよう言い、実現の運びとなりました。

59歳になった讓吉は一時帰国の際に、「日本が生き残るためには模倣を捨て、自ら研究し独創性を発揮、発明を増やし独創的工業を起こすための志ある人が、誰もが参加できる研究所が必要だ」と強く訴え、渋沢栄一や同郷加賀藩出身の化学者桜井錠二と共に国民科学研究所(後の理化学研究所)を創設します。この研究所は、後に多くの企業集団を作り日本の発展に大きく貢献しています。

67歳で生涯を閉じるまで精力的に活動した讓吉に対し、地元紙では一面で取り上げ、NYタイムズは社説で、サムライの末裔が近代社会に行った奉仕の精神は尊敬すべきものと称えました。

異国にいながらも日本のことを思い続け、どんな困難にも諦めず全身全霊で祖国と世界の人々に貢献した讓吉、その生き方から学ぶことは少なくないでしょう。

協力:一般社団法人日本化学工業協会 広報部



◇ 『アクティビティーノート』第176号（平成23年10月発行）掲載

## 世界で初めてビタミンを発見した化学者

今号は、足りないと脚気になるビタミンB1を世界で初めて発見した鈴木梅太郎(1874-1943)です。

今は脚気で死ぬ人はいませんが、当時の脚気の状態はというと、この病気は江戸時代から死に至る病として恐れられ、発症から短期間で亡くなることもあり、三日とたたず葬式の僧侶が来るので「三日坊主」の語源になったという説もあります。また、日清・日露戦争で戦死した兵士の多くが脚気で、軍はこれを隠蔽し、森林太郎（＝森鷗外、陸軍医）ら軍医に脚気の原因を密かに探らせていました。



同じ頃、鈴木梅太郎は留学帰りで、日本人と外国人の体格の差は食事の差から来るのではと、実験を行っていました。ところが、白米で育てた鶏と鳩は脚気様症状で死に、玄米や麦や糠で育てた鶏と鳩は元気であったことから、米や麦や糠には脚気を予防して快復させる成分があることを突き止めます。

そして1910年にその成分の抽出に成功、これにコメの学名から「オリザニン」と命名し、学会に発表します。しかし、梅太郎が貧農出身の農芸化学者という理由で、神聖な医学界に農学者がモノ申すことは許さない、医学界は、嘲笑や非難を浴びせました。それでも梅太郎は医学界に臨床試験への協力を仰ぎましたが、残念ながら臨床試験が行われることは、しばらくはありませんでした。

1911年には論文を発表しますが、ドイツ語に訳されるときに「これは新しい栄養素である」という一行が訳出されなかったために、海外では殆ど広まりませんでした。同年にフンク（ポーランド）がイギリスの研究所で同じことに成功、1912年にビタミン(生命のアミン)と命名し、こちらの方が世界的に有名になり、フンクがビタミンの発見者になりました。この発見で、欧州でビタミンの研究が活発になり、日本でもようやくビタミンが注目されます。そして1919年、国内の臨床試験でオリザニンが脚気に有効なことが確認されます。発見から約10年、その間毎年数十万人が脚気に罹り、うち3万人が亡くなったといわれています。梅太郎の悔しさはどれほどだったことでしょうか。

梅太郎は、理学研究所の創立と共に化学部の研究員として活躍、米騒動(1918年)を受けて着手した合成酒づくりの研究も成功し、1922年に特許を取得します。1937年のパリ万国博ではオリザニンの結晶を出品、名誉賞を授与されます。日本の農芸化学や生化学の発展に多大なる寄与をし、「学問の領域はみな自分で作る。人がこれこれというからその範囲で研究しろというのは学問じゃない」と言って多くの研究者を育てました。

今年鈴木梅太郎がビタミンを発見したことを世界に発表してから100年目にも当たります。

協力：一般社団法人日本化学工業協会 広報部



◇ 『アクティビティーノート』第177号（平成23年11月発行）掲載

## 日本の近代薬学の開祖である化学者

長井長義は1845年に阿波国名東郡（今の徳島）に生まれ、初名は直安、幼名は長吉。

長井家は代々阿波藩の典医として城主からの信頼が篤く、父は長義に、医師となるべく、小さいころからあらゆる知識を教え込み、漢学塾、蘭学塾にも通わせました。小姓として父と一緒に登城する道すがら、父は薬草となる草木を見つけ出して効能などを教えました。

1866年長崎に留学し、西洋医学をマンズフェルトから、化学をボードウィンから学びました。下宿先が、後に写真界の開祖となる上野彦馬宅だったことも影響し、化学に惹かれていきます。

1871年第一回国費留学生として、各分野からの11名に選ばれました。長井は医学を目指していたためドイツに留学し、ベルリン大学に入学します。ヘルムホルツの植物学、ホスマンの化学の授業を受け、この二つの授業が、その後の長井の方向を決定づけることとなりました。

ホフマン教授と助手のミリウスから、暖かい指導を受けた長井は、教室の先輩であるチーマンと共同研究者となり、バニリン(ワニリン)を分離することに成功します。その他、バニリン酸、桂皮酸、プロトカテック酸の誘導体などをミリウス、チーマンと連名で発表しています。これらの功績を認められ、ベルリン大学よりドクトル・デア・フィロゾフィー学位を授与されました。

また、ドイツ留学中、周囲の尽力により、後に夫人となるテレゼ・シューマッハと出会います。

1884年、長井は日本政府の要請により帰国、翌年、麻黄からエフェドリンを発見します。その後、これが大量に合成可能なことを証明しました。これは気管支喘息患者にとって、呼吸困難から救われる福音となりました。その後、1893年にはエフェドリンからメタンフェタミンを生み出します。

1887年にはドイツに戻り、結婚式を挙げ、この年に東京薬学会の初代会頭に就任しています。

長井はテレゼと共に女子教育にも力を入れました。日本女子大学校の設立に参加し、その後、最新のドイツ式実験設備を備えた香雪化学館を設立しました。ここから、丹下ウメ(女性で日本初の帝国大学入学者、農学博士)と鈴木ひでる(薬学博士)を第1号生として輩出しています。

また、日本女子大学校では講師もし、この特集③で紹介した黒田チカを教え、東北帝国大学に推薦しています。

当時の日本では、薬学はあくまで医学の一部という認識でしたが、明治薬学専門学校校長の恩田重信が医薬分業を主張、ドイツ帰りの長井もこれに同調し、苦言と提言を強く主張しました。また、富山薬学専門学校の官立化や故郷の徳島高等工業学校応用化学科への、製薬科学部創設にも尽力しています。

長井夫妻はこの時代にはめずらしく、共に自発的に社会貢献を行う夫婦でした。



◇ 『アクティビティーノート』第178号（平成23年12月発行）掲載

## 第5の味「うま味」を発見した化学者

今号は、「塩、甘、酸、苦」の4基本味以外の味成分を発見し、「うま味」と名付けた池田菊苗（1864-1936）です。

明治維新政府の役人の次男として京都に生まれ、子どものころは裕福な生活をしていましたが、父親が色々な事業に手を出して失敗し、東京で英語の勉強をしていた12歳の池田は京都に戻され、更に大阪へ。ここで大阪造幣局の化学技師だった村橋次郎と出会い、化学を学びます。すっかりこの化学に魅了された池田は、17歳の時、切符を買う金がなかったため、家族の留守に布団を売って金を作り、上京。得意の英語を生かし翻訳などのアルバイトをしながら東京帝国大学に学び、1889年卒業、大学院へ進学する。1891年高等師範学校教授、1896年東京帝国大学助教授になります。1899年より、物理化学研究のため、ドイツ・ライプツィヒ大学に留学し、物理化学の創始者オストワルドの研究室で勉強します。1901年5月から一時ロンドンの夏目漱石と同じ下宿に住み、以後親交を持ち、漱石の文学論に大きな影響を与えたと漱石の手記に残されています。

帰国後東京帝国大学教授に昇進し、物理化学という分野を日本に導入、その基礎を築きました。

池田は多くの基礎化学的な研究を行う一方で、実学的な研究にも広く興味を持っていました。京都生まれの池田は、幼少の頃より料理に使われる昆布のだしに関心をもっていました。だしの起源は何なのかを知るため、湯豆腐のだし汁昆布を対象とした研究に着手しました。取り組んだ研究は「第5の味」の正体を突きとめることでした。味はそれまで甘い、塩辛い、苦い、酸っぱいの4種類しかないと考えられていましたが、池田は肉や魚を食べた時に感じる味は何だろうと思い、「うま味」と名付けたのです。1907年彼は大量の昆布を煮てだし汁から「うま味」成分を取り出そうと試みしました。そして何度も実験を繰り返した結果、38kgの昆布から30gほどの結晶を取り出すことに成功し、それがグルタミン酸ナトリウムであることを確かめました。

グルタミン酸ナトリウムはすでにドイツで発見されていたのですが、これが「うま味」の成分の正体であることは誰も気が付いていませんでした。

1909年池田は、この成分を主成分とする調味料の製造方法を発明し特許を取得、「味の素」と名付けて鈴木製薬所から発売しました。ここに日本人科学者が生んだ最大のヒット商品が誕生することになったのです。



協力：一般社団法人日本化学工業協会 広報

◇ 『アクティビティーノート』第179号(平成24年1月発行)掲載

## ウルシの主成分を明らかにした化学者

今号は、漆の主成分ウルシオールまじまりこうの分子構造を明らかにした真島利行(1874-1962)です。

京都の裕福な医師の家に生まれた真島は、高等学校で化学に興味を持つようになりました。

1896年に帝国大学理科大学化学科に入学した真島は、1899年に大学卒業後、大学院在籍のまま同大学理科大学助手となり、1903年助教授に昇進しました。真島は、ドイツなどの先進国に負けない独自の研究をするには、ヨーロッパ人があまり手を出せない日本の特産品を選ぶ方がよいと考え、ウルシを研究対象に取り上げたのです。この研究を始めた1905年頃は、漆の主成分に関しては、「酸である」「いや、フェノールである」等と諸説紛々たる状況でした。しかし、実際に純粋な主成分を抽出した者はいませんでした。真島もウルシを徐々に熱して何種類かの結晶を取り出しましたが、当時の日本のレベルではそこまで行うのが精一杯でした。

1907年に欧州に留学した真島は、1911年までドイツとスイスで有機化学の研究に従事し、物質の成分を抽出する方法として「減圧蒸留法」「オゾン酸化法」「接触還元法」を学びます。ウルシは高温では黒くなって溶けてしまう性質があるので、低温でもできるこれらの方法が良かったわけです。



帰国後、白金黒を触媒にしてウルシオールを水素気流中で還元する接触還元法をわが国で初めて試み、この還元法によって精製と結晶化が容易となり、元素分析や分子量測定が可能になりました。これにより、1912年ついにウルシオールの分子構造が明らかになったのです。真島の漆に関する研究は国内外から高く評価され、1913年日本化学会桜井賞、1917年帝国学士院賞を受賞しました。

真島は漆の研究だけでなく、有機化学研究の普及や体制作りにも熱心に取り組みました。真島が一高から帝国大学に入学した頃は、わが国で西洋的な有機化学の研究法を身につけていたのは、ドイツ留学の経験がある医科大学教授 長井長義(特集⑧で紹介)だけで、はなはだ心細い状況でした。

真島は新設の東北帝国大学理科大学にドイツで買った高真空ポンプ等の有機化学用研究設備を充実させます。これらの設備を使用してタンパク質と酵素の研究で世界的権威となる赤堀四郎や、黒田チカ(特集②で紹介)が真島の指導を受けています。

1928年東京高等工業学校が工業大学に昇格した時に、兼任教授として染色化学科で有機化学と卒論研究を担当し、北海道帝国大学理学部や大阪帝国大学理学部の新設に際し理学部長を務めるとともに、そこに有機化学研究の場を確保することで、真島の弟子たちがそこで活躍しました。

真島利行は、漆などの東洋的産物の有機化学研究による化学者としての業績と、多くの有機化学研究者を育てた先駆者・教育者としての業績の、2つの大きな業績を残した化学者でした。

◇ 『アクティビティーノート』第180号（平成24年2月発行）掲載

## コークス炉からの副産物で肥料を生産

下村孝太郎は1861年熊本に生まれ、熊本洋学校と同志社に学ぶが、1879年に父を失う。下村家唯一の男子だったので、母と6人の妹を養うため、学業半ばで熊本に戻り、熊本で英学塾を開いて生計を立てた。しかし、学業への思いが断ち切れず、上の2人の妹を嫁がせた後、1885年所蔵の外国書を手放し旅費にして渡米、マサチューセッツ州ウースター市（ボストン郊外）のウースター工科大学で化学を専攻する。更に、ジョンズ・ホプキンス大学の大学院でアイラ・レムゼンに師事して有機化学の研究を始めた。新島襄から新設の理学部設立を主宰することを要請され、1890年日本初の私学の科学高等機関“同志社ハリス理化学校”の教頭に就任する。教頭時代もレムゼンとの研究に従事し、化学工業界での業績を残した。

1896年35歳の時に化学工業界に進出した下村は、有機化学での事業を始めるため、副産物回収式コークス炉の建造に着手する。大阪舎密工業株式会社の技師長として約半年の欧米視察の後、ベルギーのセメ・ソルベー社の方式を最良と判断したが、当時の国内の技術力では運転開始時の不具合による爆発の恐れがあり、外国人技術者の手を借りる必要があった。しかし、下村は外国人を雇うなら自分は辞任する、あくまでも国産独自に建造し運転したいと社長に申し出た。苦難の末1898年に無事に大阪舎密工業の16炉が完成し、日本で初めて副産物のアンモニアから肥料用の硫酸アンモニウムの大規模な生産に成功する。



1907年から1909年には、官営八幡製鉄所の依頼で150炉の同型の炉を建造した。セメ・ソルベー炉は従来の平炉とは違い原料に圧力がかかるので、この炉さえ作れば良質のコークスが得られると下村は思ったが、硫黄分の少ない堅いコークスはできなかった。炉の構造よりも原料の良否が肝心であることを悟り、石炭の乾留による半生コークスの製法と配合により「下村式石炭低温乾留法」を確立する。これにより、第二次世界大戦後の困難な原料事情での製鉄の操業が可能となった。また液体燃料の見地からは、石炭低温乾留の先駆者として、海外からも注目されている。

第一次世界大戦の影響で、ドイツから染料輸入が途絶えたと考えた下村は、国産のナフタレンを製造する方法を考案したが、実験のさなか爆発が起こり、両目がほぼ失明する。しかし、下村の科学の探究心は衰えることはなく、三好久太郎と共に日本最初となる有機合成染料“シミア・ブラック”（両氏の頭文字から命名）を製造した。

その後、1923年に大阪舎密工業の社長に就任した下村が、息子たちに残した言葉に、「技師は経済の思想なかるべからず。理想的な技師は技術に加うるに営業の才能あるものたるべし」がある。



『アクティビティーノート』第181号（平成24年3月発行）掲載

## 日本で初めてカーバイドの製造に成功

ふじやまつねいち  
藤山常一は1871年佐賀に生まれ、1898年に東京帝大の電気科を卒業する。藤山は、奇想天外で人の思いもつかぬことを工夫して、しかもこれを確信して実行する人であった。一例を引くと、捕鯨船で鯨にモリを打ち込み、鯨が弱るまで捕鯨船を引きずり回されるのは全くばかげたものだから、船に発電機を設置してモリが鯨に当たったときに直ちに電気を通ずれば鯨がすぐに死ぬはずだ、と主張して実行させた。しかし、発電機が小さかったためか、うまくいかず鯨が一向に死ななかつたので、捕鯨船の漁夫たちに追い回され、東京神田あたりの下宿にひっそりとしていた。1901年これを宮城紡績電燈会社に紹介する人があり、技師長として迎えられた。かねてより電気エネルギーの利用に関心のあった藤山は、着任後まもなく重役の伊藤清次郎に進言してカーバイドの製造を試みた。当時カーバイドは日本国内では全く生産できず、全て輸入に頼っていた。藤山は会社の倉庫の一角で研究を重ね、1902年にカーバイドの製造に成功する。これを受けて伊藤は、カーバイドの製造会社の設立を認め、仙台市の三居沢水力発電所に「三居沢カーバイド製造所」を設立した。この時の運営資金調達の面で、藤山と同期に帝大電気科を卒業した、野口遵（後の日本窒素肥料社長）と市川誠（後に同社副社長）が出資者となっている。その後、藤山は三居沢の他に全国4ヵ所に工場を設立し、1907年野口、市川と三人で「日本カーバイド商会」を設立した。



1908年藤山は野口と一緒に「ドイツで石灰窒素が発明された」と聞き、ドイツに渡り「フランク・カロー」の石灰窒素製造法の特許権を購入して帰り、日本窒素肥料株式会社を設立する。藤山は自ら連続式炉を作ろうとしたが、故障が多く石灰窒素が容易にできないので、ついに野口と衝突して会社を辞めてしまった。しかし、藤山は初志をひるがえさず、今度は三井財閥を説き、カーバイドが窒素と化合する発熱反応を利用し、電熱を用いない藤山独特の炉を完成する。この発明は世界にない日本独特のもので、藤山はこの研究で工学博士となる。三井はこの特許権を基にして「電気化学工業株式会社」を設立し、藤山を専務にした。

藤山は一方、電源開発にも乗り出し、新潟県姫川系、富山県黒部川系、九州大淀川系の水力を開発して、電気化学工業の動力としたが、更に驚くべきは関東水電会社を興し、只見川の水源地尾瀬沼の電源開発にも努力したことである。

電気化学工業を退社後、藤山式電極を発明して、これを基として北陸魚津にカーバイド製造会社を設立し、1936年に東京で66歳（数え年）の生涯を終えた。

◇ 『アクティビティーノート』第172号（平成24年4月発行）掲載

## 日本の人絹工学のパイオニア

今号は、日本で初めてビスコース人造絹糸（レーヨン）の製造工業化に成功した久村清太<sup>くむらせい太</sup>（1880-1951）と秦逸三<sup>はたいつぞう</sup>（1880-1944）です。

久村は酒田に生まれ、荘内中学校、第二高等学校を経て東京帝国大学工科大学応用化学科へ入学するが、町工場のアルバイトでレザーの研究に熱中し、ついに学校を中退してその工場の研究主任となる。久村はレザーの塗料の応用でビスコース（木材パルプを苛性ソーダで処理し、これに二硫化炭素を加えた粘液物の水溶液）の研究に着手する。この研究でビスコースの利用方法としては人造絹糸製造しかないと結論し、研究を進めるが、設備関係で行き詰る。しかし、研究の傍ら、艶消しレザーの開発で特許をとり、それが鈴木商店の金子直吉に認められ、東レザー株式会社の技師長として迎えられ、大阪に赴任する。



秦は広島県立広島第一中学校、第一高等学校を経て東京帝国大学医科大学薬学部に入學したが、同大学工科大学応用化学科に転入学した。1908年に卒業後、樟脳事務局に就職し、のち神戸税関にて輸入人絹糸の通関手続きの仕事をするが、単調な役人仕事に飽きて辞任する。この頃、東レザー株式会社の技師長であった久村から「ビスコースで人造絹糸を研究したら面白いだろう」と聞く。秦は、専攻の化学を活かす就職先として、米沢高等工業学校（現山形大学工学部）の応用化学講師の道を紹介され、赴任に当たり人造絹糸の研究をしようと決心した。

秦は妻艶枝の郷里の関係で夏、冬、春の休みには大阪に行き、その都度久村からビスコースの作り方等アドバイスを受け、研究を続けた。しかし、研究費は少なく、研究に没頭するあまり研究室の薬品を、他の教授たちのことを考えないような使い方をしたので、学内で窮地に立たされた。久村に助力を求めた秦は、人造絹糸製造研究助成費として東レザー株式会社から研究費を支給された。手探りで行う研究は続き、ビスコースが糸になる時とならぬ時があり、散々同じようなことを繰り返した末に、ようやくビスコースの熟成関係が会得でき、糸らしいものを作り出すことに成功した。その後も、久村の助けを借りながら、二硫化炭素ガス中毒で何度も宿直室に担ぎ込まれるような厳しい実験研究を重ね、又、家庭では妻の協力を得て、絹糸研究用の蚕を飼ったりして、上質の人絹製造を目指した秦は、1916年東レザーから改称した東工業株式会社分工場米沢人造絹糸製造所の工場長として迎えられた。1918年に東工業株式会社分工場米沢人造絹糸製造所から独立して帝国人造絹糸株式会社が設立されると、久村と秦は取締役役に就任した。

久村と秦は人絹製造の工業化に成功したことで、日本の人絹工学のパイオニアとなった。

出典：帝人株式会社 「帝人の歩み」



### 3. 7 おもな製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関

機関名・所在地	電話番号	対象製品
	受付時間 (土・日・祝日を除く)	
医薬品PLセンター 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-4-18 昭和薬貿ビル5階	0120-876-532 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	医薬品 (医薬部外品を含む)
化学製品PL相談センター 〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7階 一般社団法人 日本化学工業協会内	0120-886-931 (フリーダイヤル) 9:30~16:00	化学製品 (食品、医薬品、化粧品、建材などは除く)
ガス石油機器PLセンター 〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-11 ガス石油機器会館	0120-335-500 (フリーダイヤル) 10:00~16:00	ガス石油機器
家電製品PLセンター 〒105-8472 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル5階	0120-551-110 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	家電製品
玩具PLセンター 〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4 日本文化用品安全試験所ビル5階 (社) 日本玩具協会内	0120-152-117 (フリーダイヤル) 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	玩具
建材PL相談室 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-17-8 KDX 浜町ビル5階 (社) 日本建材・住宅設備産業協会内	03-5640-0902 10:00~17:00 (11:45~12:45を除く)	建材・住宅設備機器
公益財団法人 自動車製造物責任相談センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-5 虎ノ門1丁目森ビル3階	0120-028-222 (フリーダイヤル) 9:30~17:00 (12:00~13:00を除く)	自動車 (二輪自動車、部品用品も含む)
住宅部品PL室 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町6-26-3 上智紀尾井坂ビル5階 (財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター内	住宅リフォーム紛争処理 支援センター ダイヤル: 0570-016-100 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	相談は「住宅紛争処理支援センター」 (0570-016-100) 住宅部品のあっせん・調停 (ドア、キッチンシステム、浴室ユニット、 サッシ、建材等)
消費生活用製品PLセンター 〒110-0012 東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪2階 (財) 製品安全協会内	0120-11-5457 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)	消費生活用製品 (乳幼児用品、家具・家庭・ 厨房用品、スポーツ・レジャー用品、高齢 者用品、自転車、喫煙具等)
生活用品PLセンター 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-15-2 松島ビル4階 (財) 生活用品振興センター内	0120-090-671 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 水曜日のみ	生活用品 (家具、ガラス製品、囁託・台所 製品、プラスチック製品、文房具、玩具、 釣具、運道具、装身具、靴、楽器等)
日本化粧品工業連合会 PL相談室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5 虎ノ門45MT ビル6階	東日本 03-5472-2532 西日本 06-6941-6996 中日本 052-971-1476 9:00~17:00	化粧品 (薬用化粧品、育毛剤、除毛剤、てんか粉 剤、腋臭防止剤などの医薬部外品を含む)
プレジャーボート製品相談室 〒104-0061 東京都中央区銀座2-5-1 浅野ビル6階 (社) 日本舟艇工業会内	0120-356-441 (フリーダイヤル) 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	プレジャーボートおよびその関連製品 (モーターボート、ヨット、パーソナルウ ォータークラフト、船外機(機関)、航海機 器、ディーゼルエンジン(機関))
防災製品PLセンター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館7階 (財) 日本消防設備安全センター内	0120-553-119 (フリーダイヤル) 9:30~17:30 (12:00~13:00を除く)	防災製品 (消火器、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備等の消防用設備・機器、 防災物品・製品、消防用服装装備品、危険 物容器、ガソリン計量機等)

## お知らせ

### ◇ インターネットホームページの紹介 (<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)

化学製品PL相談センターでは、下記の資料をインターネットホームページで公開しています。

- ・『アクティビティーノート』  
毎月の受付相談事例を中心にまとめた、月次活動報告書です。(毎月10日頃に発行)
- ・『化学製品による事故を防ぐために』  
『アクティビティーノート』連載シリーズの「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」より、特に化学製品による事故を防ぐために参考になるとと思われる記事を集めました。
- ・『家庭の化学』  
身近な暮らしの中で感じる素朴な疑問などを化学の視点で解説しています。
- ・『Livingの化学』  
普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介しています。
- ・『“おもしろ化学”の豆知識』  
あまり役には立たないけれど、「へえ」と思う雑学集です。
- ・『ちょっとためになる化学の話』  
知っている友達に自慢できるかもしれない化学の話です。
- ・『なるほど!ザ・WORD』  
何かと耳にする化学関連の言葉について解説しています。
- ・『記念日の化学』  
いろいろな記念日等にちなみ、身近なものなどにまつわる化学トピックを紹介しています。
- ・『化学はじめて物語』  
身近なところで役に立っている化学技術・化学製品の誕生秘話を紹介しています。
- ・『暮らしに役立つ法律の話』  
日常生活において知っているとか何かと役立つ法律等について紹介しています。
- ・『化学の目でみる日本の伝統工芸』  
日本の伝統的な「ものづくり」を支えてきた材料や技術を化学の視点から紹介しています。

### ◇ 化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受け付け中!

『アクティビティーノート』等の資料の発行など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます。)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。)
- ・お申し込みはE-mail(PL@jcia-net.or.jp)で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
- ① ご氏名(フリガナ) ② お勤め先(フリガナ) ③ ご所属・お役職・ご担当など
- ④ ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス  
※ ご連絡頂きました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。
- ・お申込み後10日以内に手続き完了メールをお送りします。

- ※ 本報告書はホームページ(URLは下記ご参照)からダウンロードして頂くこともできます。
- ※ 記載内容の転載につきましては、あらかじめ下記までお問い合わせください。

**化学製品P L相談センター**  
**平成 23 年度活動報告書**

平成 24 年 6 月

編集・発行:化学製品P L相談センター

〒104-0033

東京都中央区新川 1 - 4 - 1 住友六甲ビル 7 階

TEL. 03 (3297) 2602 FAX. 03 (3297) 2604

<http://www.nikkakyo.org/plcenter>